

# 南相馬市 高齢者総合計画

第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

健康で安心して暮らすことができるまちづくり  
～元気・いきいき・健幸を目指して～



令和3年3月

福島県 南相馬市



## はじめに

本市では、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）が 35%を超え、国や県と比較しても高い数値となっており、人口推計によると、令和 22 年には、高齢化率が 44.6%にまで達すると予測されています。

こうした高齢化の急激な進展は、介護保険の要支援・要介護認定者の増加を招き、介護予防・認知症予防の充実とともに、施設サービス、居宅サービスとも介護職員の養成・確保が課題となる中、介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供が求められています。

さらには、独居高齢者・高齢者のみ世帯が増加しており、地域での支え合いの推進や、まち全体で高齢者を見守る環境の整備などが課題となっています。

このような情勢を踏まえ、本市では、今後の 3 年間の高齢者福祉、介護保険事業の方向性を明確にし、各種事業を推進するための指針として、「南相馬市高齢者総合計画」を策定しました。

本計画は、「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で生き生きと自分らしく、安心して生活を送ることができることを目標にしています。

今後、市民の皆様、関係機関・団体、事業者の皆様との連携・協働のもと、本計画を着実に進めてまいりたいと考えますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」の委員の皆様をはじめ、関係者の方々、アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

南相馬市長 門馬 和夫



## 目 次

<b>第Ⅰ部 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画の概要 .....	3
1 計画策定の背景と趣旨 .....	3
2 計画の位置づけと計画期間 .....	4
3 計画の策定体制 .....	5
4 計画の進行管理 .....	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 .....	7
1 南相馬市の高齢者の状況 .....	7
2 計画策定に関するアンケート調査結果の概要 .....	11
3 前計画の総括（主な取組状況） .....	23
4 南相馬市の介護保険事業の状況 .....	31
5 高齢者の介護・福祉に関わる問題点・課題点の整理 .....	35
第3章 計画の基本的な考え方 .....	38
1 人口推計等 .....	38
2 計画の基本理念・基本目標 .....	43
3 基本施策 .....	45
4 日常生活圏域の設定 .....	46
5 計画の体系 .....	48
<b>第Ⅱ部 施策の展開</b> .....	<b>51</b>
第1章 高齢期の健康意識の向上・生きがいづくりの推進 .....	53
1 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進 .....	53
2 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進 .....	54
3 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援 .....	56
第2章 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援 .....	58
1 高齢者の在宅生活を支える事業 .....	58
2 暮らしの安全や防犯・防災への取組 .....	62
3 高齢者虐待防止と権利擁護 .....	63
4 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化 .....	65
5 被災高齢者への支援 .....	67
6 感染症対策の推進 .....	69
第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	70
1 地域包括ケアシステムの推進 .....	70
2 介護予防・日常生活支援の充実 .....	80
3 認知症施策の総合的な推進 .....	84
4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 .....	95

第4章 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供.....	97
1 介護保険運営の安定化に資する施策の推進.....	97
2 介護保険サービスの充実.....	102
3 介護サービスの質の向上.....	103
4 介護者への支援.....	104
5 介護事業所等による災害・感染症対策への支援.....	106
<b>第Ⅲ部 介護保険事業計画.....</b>	<b>107</b>
第1章 介護サービスの見込量.....	109
1 居宅系サービスの充実.....	109
2 施設サービスの充実.....	136
第2章 介護保険事業費.....	141
1 介護サービス給付費の見込み.....	141
2 介護サービス事業費の見込み.....	145
<b>第Ⅳ部 介護保険料.....</b>	<b>147</b>
第1章 介護保険料算出の流れ.....	149
第2章 第1号被保険者の保険料負担割合.....	150
1 標準給付費の負担割合.....	150
2 地域支援事業費の負担割合.....	151
第3章 第1号被保険者保険料の段階設定.....	152
第4章 保険料の算出.....	153
1 第8期介護保険料の算出.....	153
2 第8期の所得段階別保険料一覧.....	154
<b>資料編.....</b>	<b>155</b>
1 南相馬市地域包括ケアシステム推進会議委員名簿.....	157
2 計画策定経過.....	158

# 第 I 部

## 総論



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、さらには令和22年（2040年）に団塊ジュニアが65歳以上になり、高齢者人口の増加に加え、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予想されています。

本市においても、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和2年7月末現在で35.5%となっており、市民のおよそ3人に1人が高齢者となっています。さらに、人口推計によると、令和22年（2040年）には、高齢化率が44.6%にまで達すると予測されています。

介護保険制度は、高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護認定者等の自立を支援し、社会全体で支え合って対応していく仕組みとして平成12年4月に施行されました。制度創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大し、介護保険制度自体の持続可能性をも揺るがす事態になってきています。

このような状況の中、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視野で計画を策定し、具体的な取組やその目標を位置付けることが必要となっています。

これまで、国や県、本市では高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進してきました。

地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた基盤となることから、今後一層推進していく必要があります。

本計画は、以上のような背景、高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえながら、来るべき高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図り、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心した生活を送ることができるまちづくりの推進のために策定し、実行していくためのものです。

## 2 計画の位置づけと計画期間

### (1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に、「南相馬市高齢者総合計画」として策定しました。

### (2) 他の計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である南相馬市復興総合計画の部門別計画として位置づけ、国及び県の指針や計画を踏まえた上で、南相馬市地域福祉計画などの市の諸計画との整合性を図りながら策定しました。

### (3) 計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、計画期間は3年間となり、本計画は、計画期間を令和3年度～令和5年度（2023年度）として策定しました。

#### ○計画期間

H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
南相馬市高齢者総合計画 (平成30～平成32年度)								
		見直し	南相馬市高齢者総合計画 (令和3～令和5年度)					
					見直し	南相馬市高齢者総合計画 (令和6～令和8年度)		

### 3 計画の策定体制

#### (1) 計画策定懇談会(地域包括ケアシステム推進会議)

保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、関係団体の代表、被保険者の方々に委員として参画いただき地域包括ケアシステム推進会議において、様々な見地から計画案を検討しました。

#### (2) 専門部会の設置

計画を策定するにあたり、上記推進会議の専門部会を活用し、それぞれの領域における個別事業(取組)の見直し、目標・見込値の設定等について検討しました。

- ・生活支援体制整備部会
- ・介護予防部会
- ・認知症支援部会
- ・医療と介護の連携部会
- ・介護保険部会

#### (3) アンケート調査

計画を策定するにあたり、令和2年1月に実施した、市民へのアンケート調査(高齢者の日常生活の状況、介護予防に対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などの把握)を活用しました。

#### (4) パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

## 4 計画の進行管理

### (1) 計画の周知

計画を推進していくためには、市民に計画の内容を理解していただくことが第一です。そのため、広報紙やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、市の福祉サービスの内容に関する情報提供に努めます。

### (2) 計画の点検・評価・改善

本計画に基づく事業を円滑に推進していくため、計画の進捗状況を「南相馬市介護保険運営協議会」や「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」、「地域包括支援センター運営協議会」等において定期的に審議し点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直ししながら、効果的な計画となるように努めてまいります。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 南相馬市の高齢者の状況

#### (1) 人口の推移

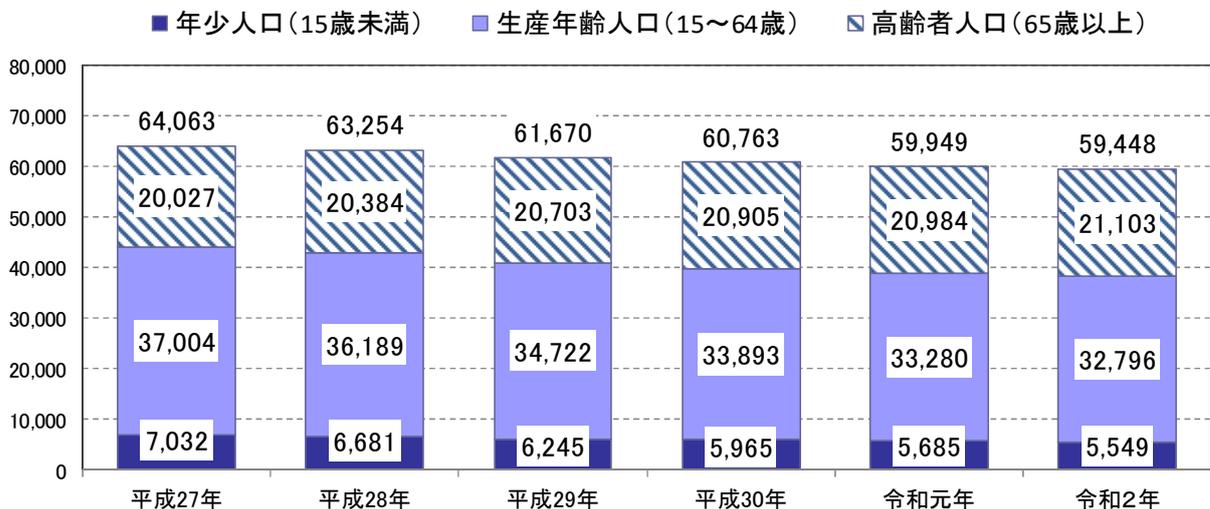
総人口の推移は、減少傾向で推移し、平成27年に64,063人であった人口が、令和2年には59,448人となり、4,615人減少しています。

年齢3区分別に人口推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けています。

また、年齢3区分人口構成比をみても、同様の傾向にあり、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合は減少傾向、高齢者人口割合（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

さらに、令和2年7月末現在の人口構成を、人口ピラミッドでみると、出生数の減少と高齢化が反映された「壺型」となっています。また、65歳から74歳の人口構成が比較的多く、今後数年間は高齢者の増加が続くと見込まれます。

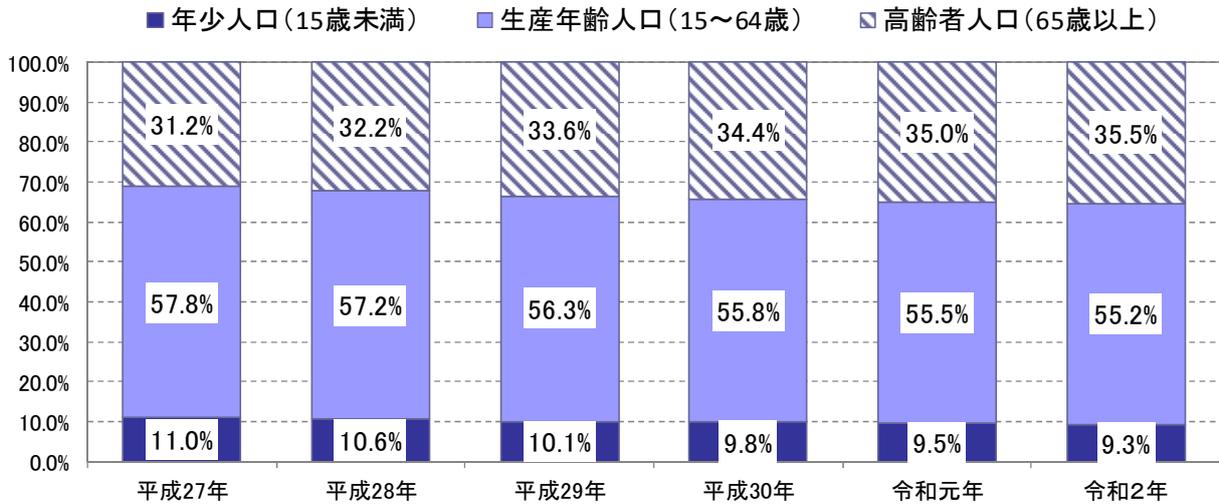
#### ○人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在、令和2年の実績値は7月末現在）

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

○年齢3区分人口構成比の推移

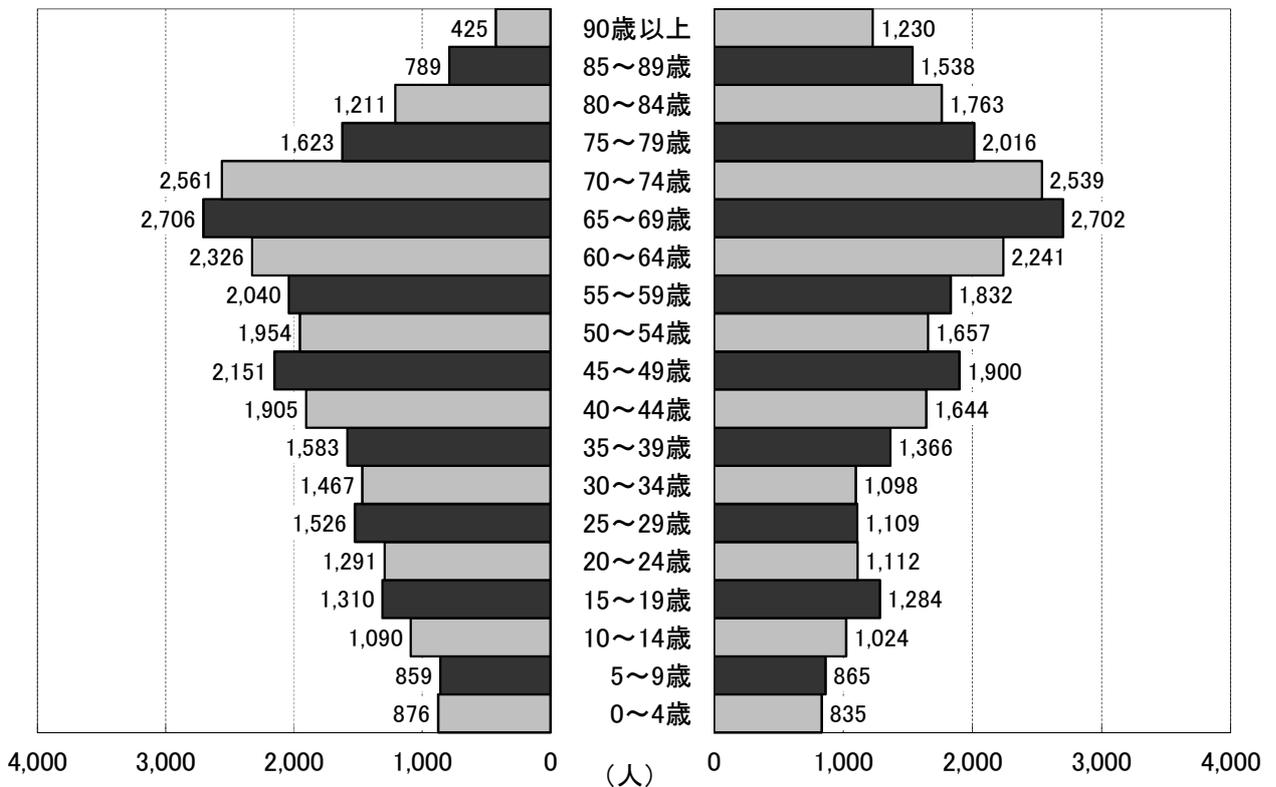


資料：住民基本台帳（各年9月末現在、令和2年の実績値は7月末現在）

○人口ピラミッド

男性(29,693人)

女性(29,755人)



資料：住民基本台帳（令和2年7月末現在）

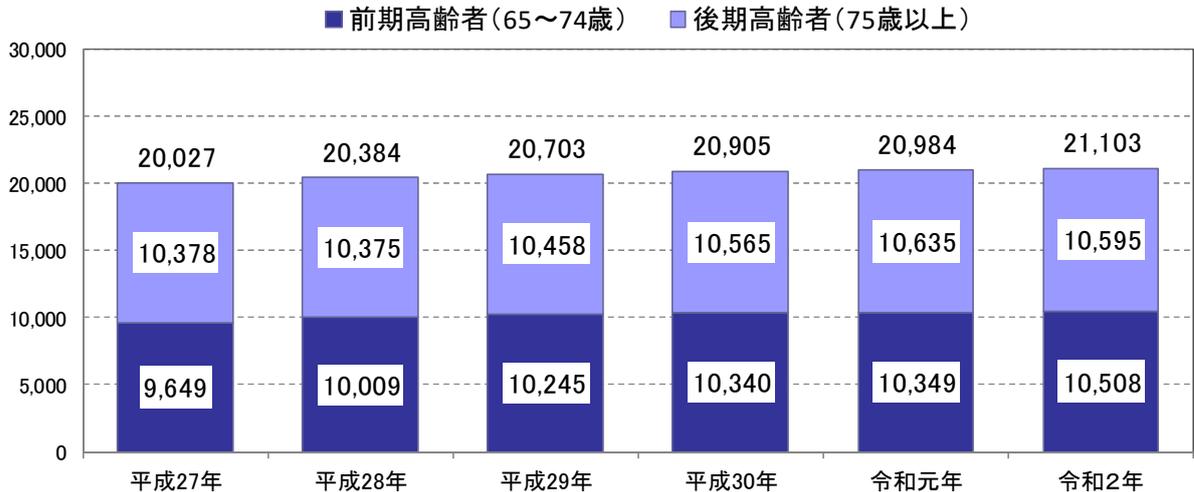
## (2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、平成27年に20,027人であったものが、令和2年には21,103人となり、1,076人増加しています。

また、65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分でその推移をみると、前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向にあるものの前期高齢者の増加が落ち着いてきており、その比率でみると平成29年までは前期高齢者比率が増加し、後期高齢者比率が減少していましたが、平成30年以降の前期高齢者、後期高齢者の比率は大きく変動していない状態です。

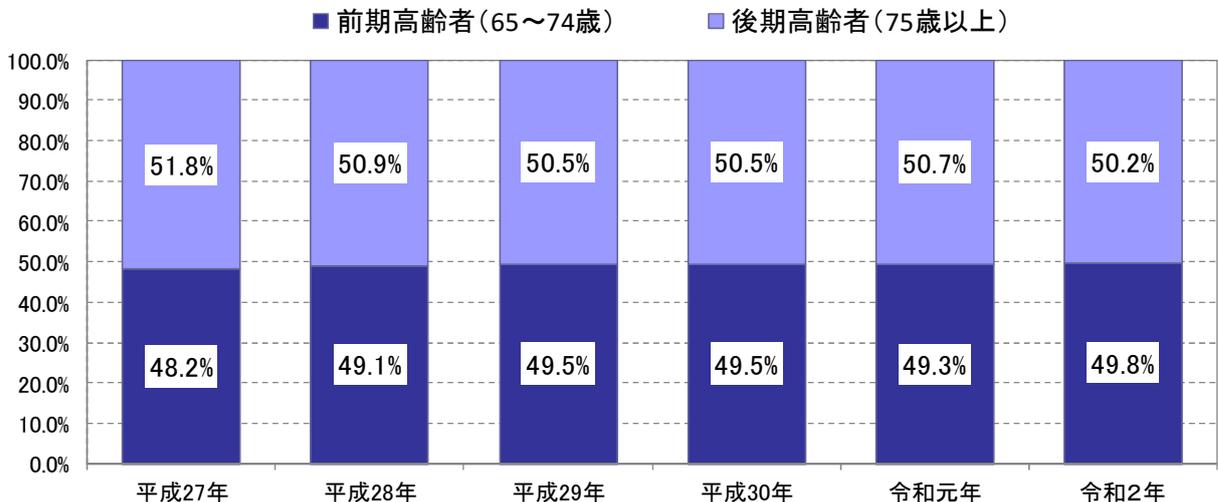
これは、昭和22年～昭和24年生まれのいわゆる「団塊の世代」が前期高齢者となり、後期高齢者となる人数を上回っていたため、今後は「団塊の世代」が後期高齢者となっていくことから後期高齢者の比率が増加する傾向になると推測されます。

### ○前期・後期高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在、令和2年の実績値は7月末現在）

### ○前期・後期高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在、令和2年の実績値は7月末現在）

### (3) 高齢者のいる世帯の状況

本市の震災前と令和2年の世帯の状況をみると、独居高齢者・高齢者のみ世帯が増加しています。

独居高齢者世帯では孤独死の懸念もあり、高齢者が社会から孤立しないよう社会との関わりを保つ仕組みづくりと、行政や関係機関だけでなく、事業者や地域住民も含め、まち全体で高齢者を見守る環境の整備が必要となっています。

#### ○本市の世帯の状況

	H23年2月	R2年7月	差(数)
全世帯数	24,002 世帯	24,270 世帯	268 世帯の増加
65歳以上の世帯員がいる世帯	12,730 世帯 (53.0%)	13,985 世帯 (57.6%)	1,255 世帯の増加 (4.6 ポイント)
65歳以上の単身世帯	2,515 世帯 (10.5%)	3,827 世帯 (15.8%)	1,312 世帯の増加 (5.3 ポイント)
65歳以上のみ世帯	2,103 世帯 (8.8%)	3,113 世帯 (12.8%)	1,010 世帯の増加 (4 ポイント)

資料：南相馬市長寿福祉課（数値は各月末時点）

### (4) 震災後の高齢者の居住状況

市民の震災後の市内・市外別の居住状況をみると、令和2年7月末現在、人口59,437人のうち、92.3%の54,873人が市内に居住しています。

高齢者に限ると、93.7%にあたる19,778人が市内に居住しており、市内の居住者に占める高齢人口割合は36.0%と、住民基本台帳の高齢人口割合（35.5%）を上回ることから、本市の実質的な高齢化率はさらに高くなっている状況にあります。

#### ○本市住民の市内居住率

区分	人口	内訳		市内居住率
		市内居住	市外居住等	
南相馬市人口	59,437 人	54,873 人	4,564 人	92.3%
うち高齢人口	21,097 人	19,778 人	1,319 人	93.7%
※高齢人口割合	35.5%	36.0%	28.9%	—

資料：南相馬市被災者支援課（居住状況統計）（令和2年7月末現在）

## 2 計画策定に関するアンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

高齢者の生活状況や健康状態、介護サービスに対する意識等を把握することにより、高齢者総合計画（第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）を策定するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ② 調査の対象

##### ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

南相馬市内に居住している、介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の方を調査の対象とし、年齢、男女比など考慮した上で、層化無作為抽出法により抽出しました。

##### ○在宅介護実態調査

南相馬市内に居住している、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方を調査の対象とし、年齢、男女比、要介護度など考慮した上で、層化無作為抽出法により抽出しました。

#### ③ 調査の方法及び実施時期

##### ○調査の方法

郵送による配布・回収

##### ○調査の実施時期

令和2年1月14日(火)～令和2年1月31日(金)

#### ④ 配布・回収の結果

種 類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000 件	1,045 件	52.3%
在宅介護実態調査	1,000 件	498 件	49.8%

## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## ① 想定される各種機能リスクについて

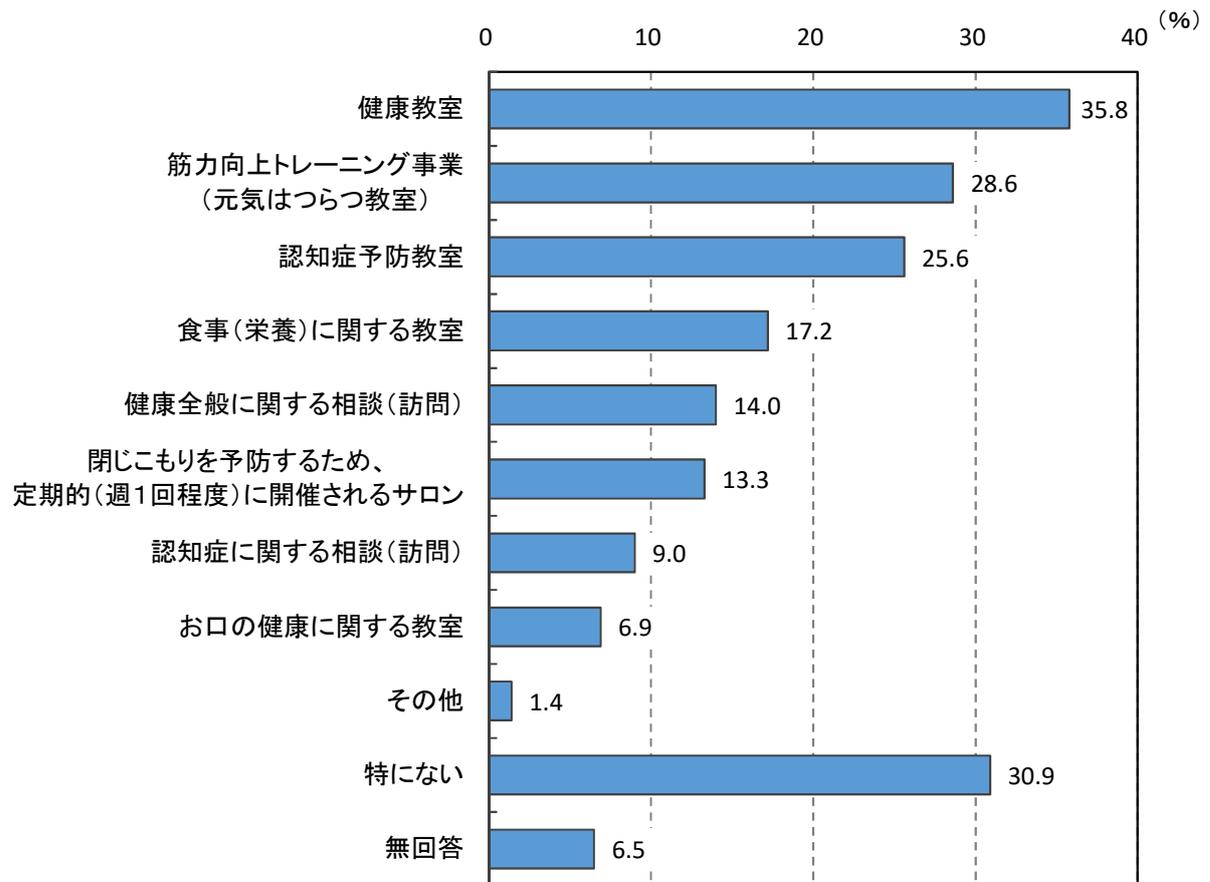
	回答者数 (人)		運動リスク 該当者 (%)		転倒リスク 該当者 (%)		閉じこもり 傾向有り (%)		口腔リスク 該当者 (%)		低栄養リスク 該当者 (%)		認知リスク 該当者 (%)		うつリスク 該当者 (%)		
	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	
全体	1,045	525	16.2	16.4	33.2	31.4	18.4	20.2	26.9	27.6	1.1	1.1	61.0	50.5	44.9	44.2	
年齢	65歳～69歳	276	149	6.9	7.4	24.3	21.5	9.8	14.1	23.6	20.8	1.1	0.7	61.6	36.9	43.8	42.3
	70歳～74歳	264	135	6.4	8.9	32.2	26.7	13.6	14.8	23.9	21.5	0.8	0.7	51.5	49.6	43.6	39.3
	75歳～79歳	211	106	15.2	11.3	31.8	29.2	16.1	15.1	24.2	24.5	0.9	0.9	58.3	57.5	38.9	46.2
	80歳～84歳	133	76	29.3	31.6	39.1	51.3	20.3	30.3	29.3	42.1	0.0	2.6	68.4	64.5	46.6	48.7
	85歳以上	132	56	43.2	44.6	49.2	44.6	47.7	46.4	44.7	44.6	3.0	1.8	72.7	57.1	55.3	50.0
性別	男	465	233	11.4	11.6	32.0	30.0	15.7	19.7	28.6	27.0	1.5	0.4	60.2	45.9	40.6	43.8
	女	563	289	20.2	19.7	34.6	32.2	20.8	20.8	26.1	27.7	0.7	1.7	61.1	54.3	48.0	44.3
要介護度	要支援1	33	5	54.5	20.0	60.6	20.0	48.5	40.0	42.4	40.0	0.0	20.0	84.8	60.0	60.6	40.0
	要支援2	16	2	75.0	50.0	43.8	100.0	75.0	100.0	56.3	50.0	6.3	0.0	56.3	0.0	56.3	50.0
	認定なし	798	376	12.9	15.7	32.2	30.3	15.0	19.9	25.9	27.7	1.0	1.1	59.6	48.7	44.4	44.9
地区	小高中学校区	132	40	17.4	20.0	34.8	27.5	17.4	17.5	31.8	32.5	0.8	0.0	66.7	55.0	47.7	45.0
	鹿島中学校区	188	92	12.2	14.1	32.4	29.3	17.0	28.3	23.9	20.7	0.0	1.1	55.9	54.3	45.7	37.0
	原町第一中学校区	253	129	16.6	13.2	32.8	28.7	19.8	14.0	24.1	32.6	1.6	0.8	59.3	51.2	43.5	43.4
	原町第二中学校区	163	85	18.4	14.1	30.7	31.8	17.8	11.8	27.6	21.2	1.2	1.2	65.6	40.0	48.5	40.0
	原町第三中学校区	88	43	13.6	25.6	37.5	44.2	19.3	34.9	31.8	37.2	0.0	4.7	63.6	62.8	37.5	53.5
	石神中学校区	193	66	16.1	16.7	32.1	39.4	17.6	27.3	27.5	28.8	1.6	0.0	57.5	54.5	43.5	43.9

前回調査から10ポイント以上の増加  
 前回調査から10ポイント以上の減少

アンケート結果の回答から各種リスクの該当者をみると、全体では「認知リスク該当者」(61.0%)が最も多く、「うつリスク該当者(44.9%)」、「転倒リスク該当者(33.2%)」と続いています。

前回調査と回答者数に違いはあるものの、各種リスク割合の順位について変動はありません。一方、「認知リスク該当者」については、今回調査(61.0%)と前回調査(50.5%)で10.5ポイント上昇しており、他の項目と比較して大きく上昇しています。

## ② 健康づくりや介護予防の教室で利用したいもの

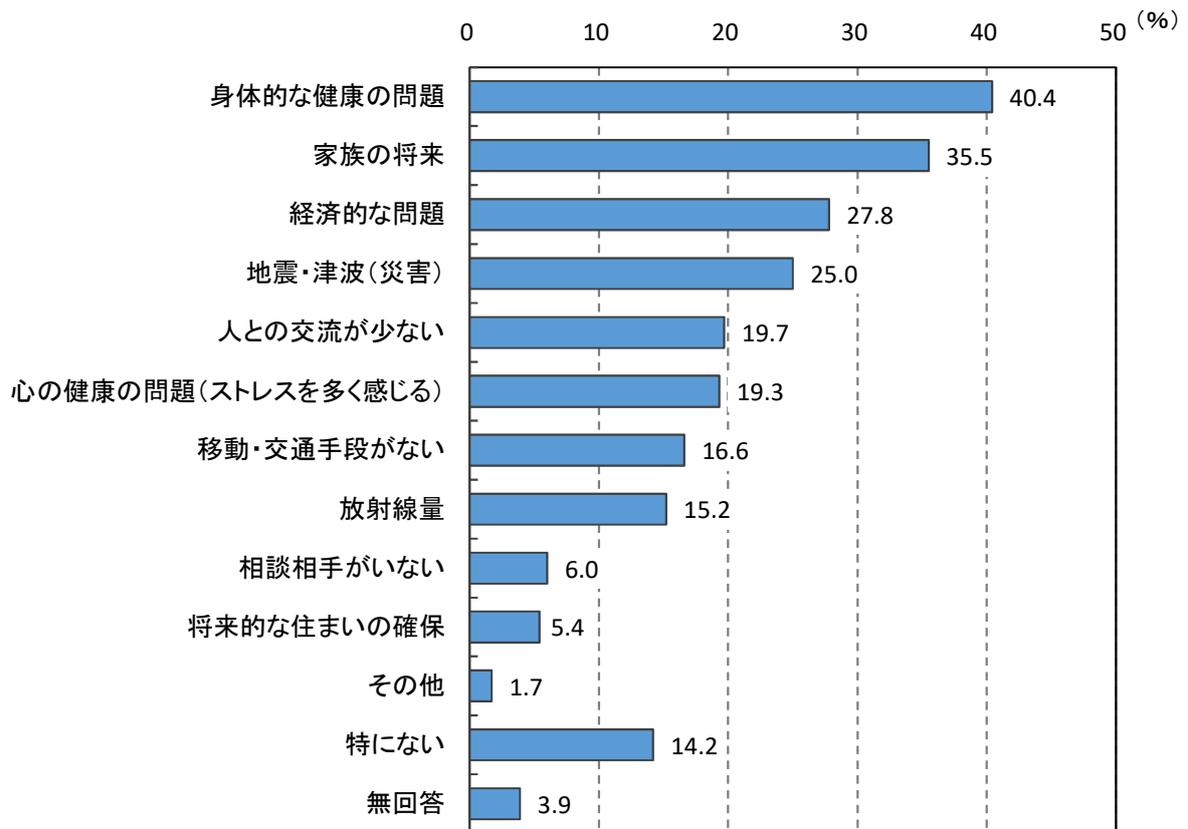


(回答者:1,045人)

健康づくりや介護予防の教室で利用したいものは、「健康教室」が35.8%で最も多く、次いで「筋力向上トレーニング事業(元気はつらつ教室)」(28.6%)、「認知症予防教室」(25.6%)と続いています。

選択肢	今回回答	前回回答	差
健康教室	35.8%	36.0%	-0.2
筋力向上トレーニング事業 (元気はつらつ教室)	28.6%	29.3%	-0.7
認知症予防教室	25.6%	24.6%	1.0
食事(栄養)に関する教室	17.2%	18.3%	-1.1
健康全般に関する相談(訪問)	14.0%	15.2%	-1.2

## ③ 日常生活の不安

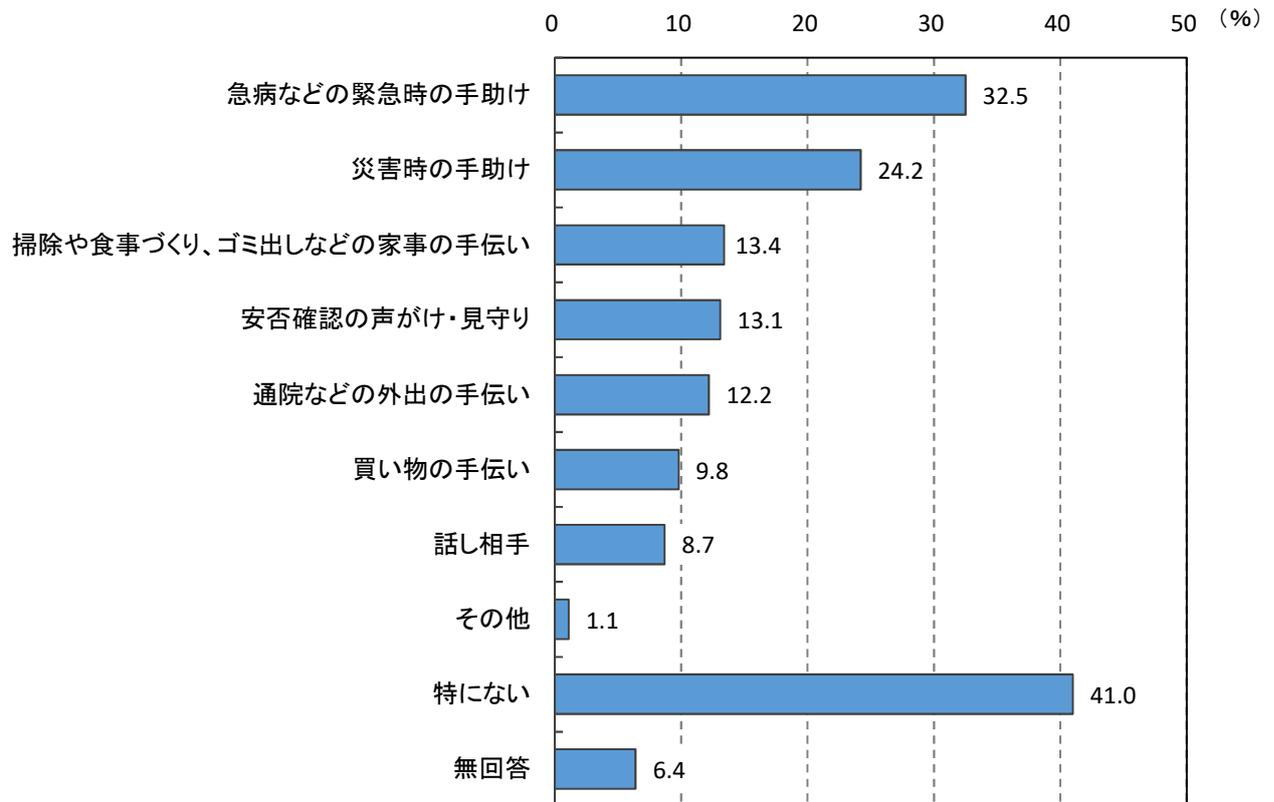


(回答者:1,045人)

震災以降、日常生活で不安に感じていることは、「身体的な健康の問題」が40.4%で最も多く、以下「家族の将来」(35.5%)、「経済的な問題」(27.8%)、「地震・津波(災害)」(25.0%)、「人との交流が少ない」(19.7%)と続いています。

選択肢	今回回答	前回回答	差
身体的な健康の問題	40.4%	45.9%	-5.5
家族の将来	35.5%	33.3%	2.2
経済的な問題	27.8%	27.6%	0.2
地震・津波(災害)	25.0%	20.6%	4.4
人との交流が少ない	19.7%	21.3%	-1.6

## ④ 日常生活を送るうえで協力してもらえたら助かること

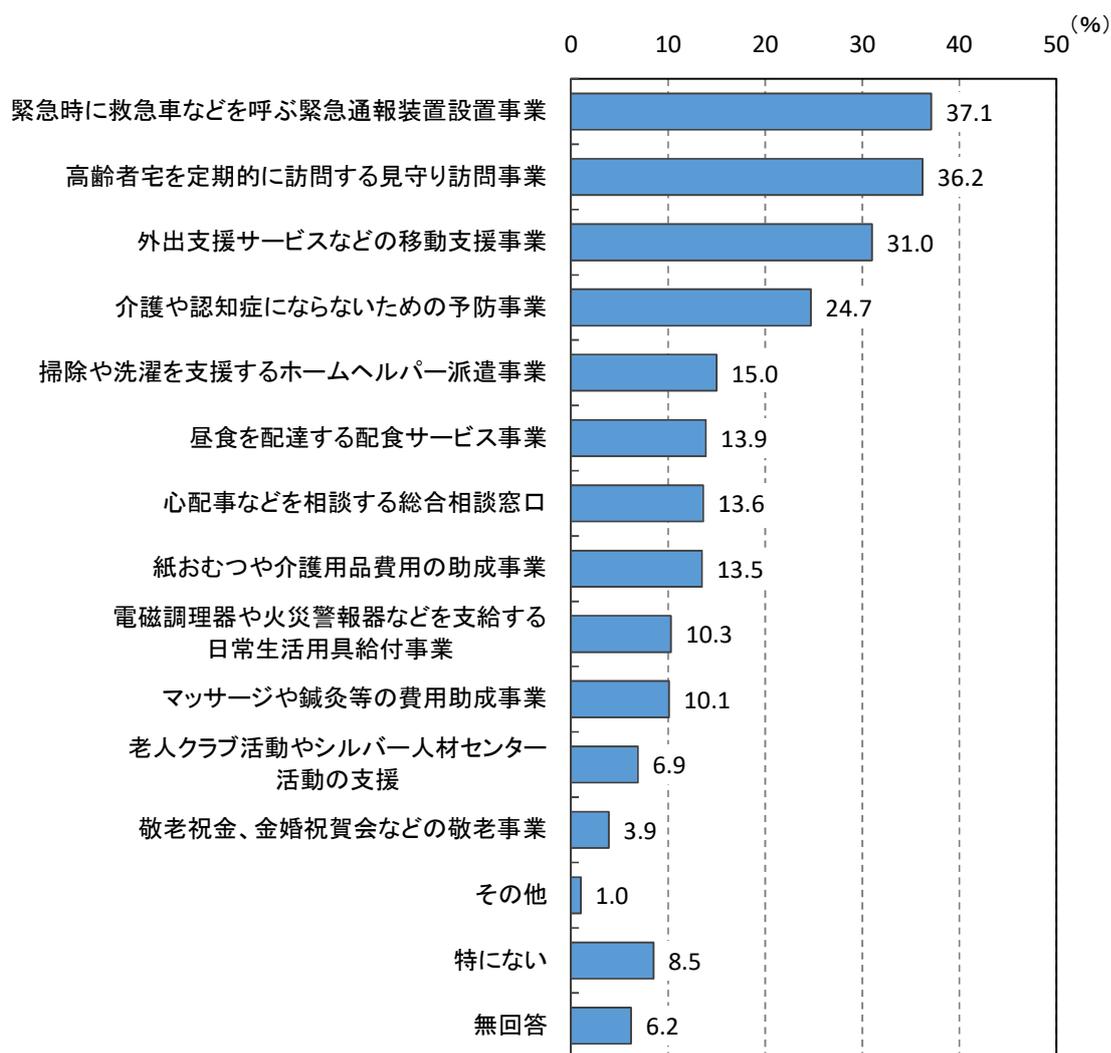


(回答者:1,045人)

日常生活を送るうえで協力してもらえたら助かることは、「急病などの緊急時の手助け」が32.5%で最も多く、次いで「災害時の手助け」(24.2%)、「掃除や食事づくり、ゴミ出しなどの家事の手伝い」(13.4%)と続いています。

選択肢	今回回答	前回回答	差
急病などの緊急時の手助け	32.5%	33.9%	-1.4
災害時の手助け	24.2%	23.8%	0.4
掃除や食事づくり、ゴミ出しなどの家事の手伝い	13.4%	14.1%	-0.7
安否確認の声がけ・見守り	13.1%	10.3%	2.8
通院などの外出の手伝い	12.2%	12.8%	-0.6

## ⑤ 高齢者福祉事業で重要なもの

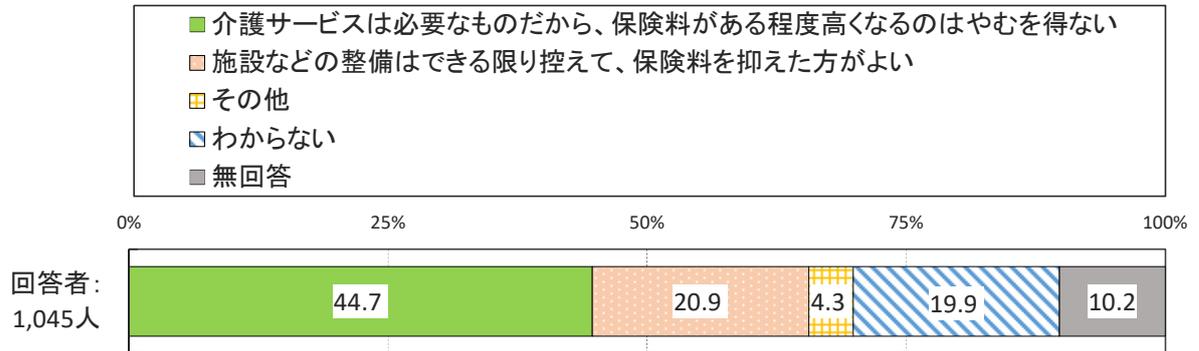


(回答者:1,045人)

市が現在実施している高齢者福祉事業の中で特に重要と思うものは、「緊急時に救急車などを呼ぶ緊急通報装置設置事業」が37.1%で最も多く、次いで「高齢者宅を定期的に訪問する見守り訪問事業」(36.2%)、「外出支援サービスなどの移動支援事業」(31.0%)と続いています。

選択肢	今回回答	前回回答	差
緊急時に救急車などを呼ぶ緊急通報装置設置事業	37.1%	37.1%	0.0
高齢者宅を定期的に訪問する見守り訪問事業	36.2%	33.7%	2.5
外出支援サービスなどの移動支援事業	31.0%	45.0%	-14.0
介護や認知症にならないための予防事業	24.7%	25.0%	-0.3
掃除や洗濯を支援するホームヘルパー派遣事業	15.0%	12.0%	3.0

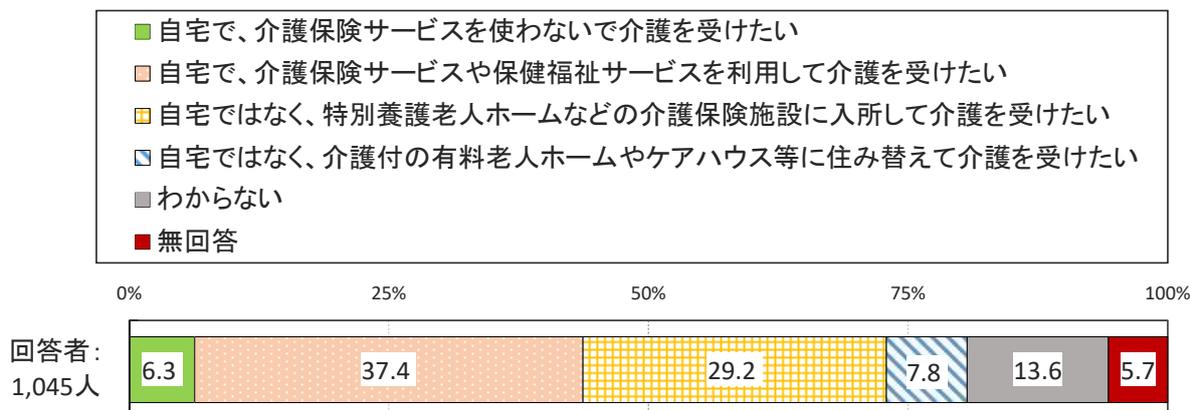
## ⑥ 介護保険のサービスと保険料の関係について



介護保険のサービスと保険料の関係については、「介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない」が44.7%で最も多く、次いで「施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい」(20.9%)となっています。

選択肢	今回回答	前回回答	差
介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない	44.7%	43.8%	0.9
施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい	20.9%	22.5%	-1.6
わからない	19.9%	18.7%	1.2

⑦ 将来希望する介護について

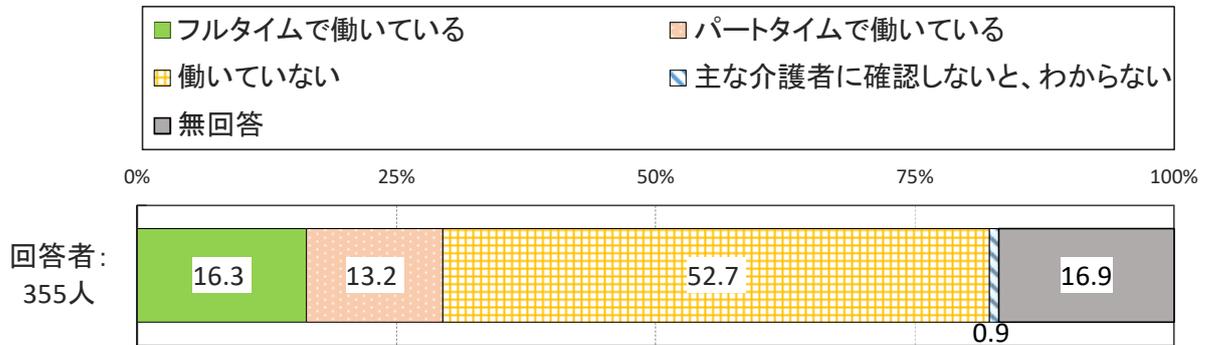


将来介護が必要になった場合に希望する介護は、「自宅で、介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい」が 37.4%で最も多く、次いで「自宅ではなく、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい」(29.2%)、「自宅ではなく、介護付の有料老人ホームやケアハウス等に組み替えて介護を受けたい」(7.8%)となっています。

選択肢	今回回答		前回回答	
自宅で、介護保険サービスを使わないで介護を受けたい	6.3%	自宅計 43.7%	5.9%	自宅計 45.9%
自宅で、介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい	37.4%		40.0%	
自宅ではなく、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい	29.2%	自宅以外計 37.0%	29.0%	自宅以外計 36.6%
自宅ではなく、介護付の有料老人ホームやケアハウス等に組み替えて介護を受けたい	7.8%		7.6%	

### (3) 在宅介護実態調査

#### ① 主な介護者の現在の勤務形態

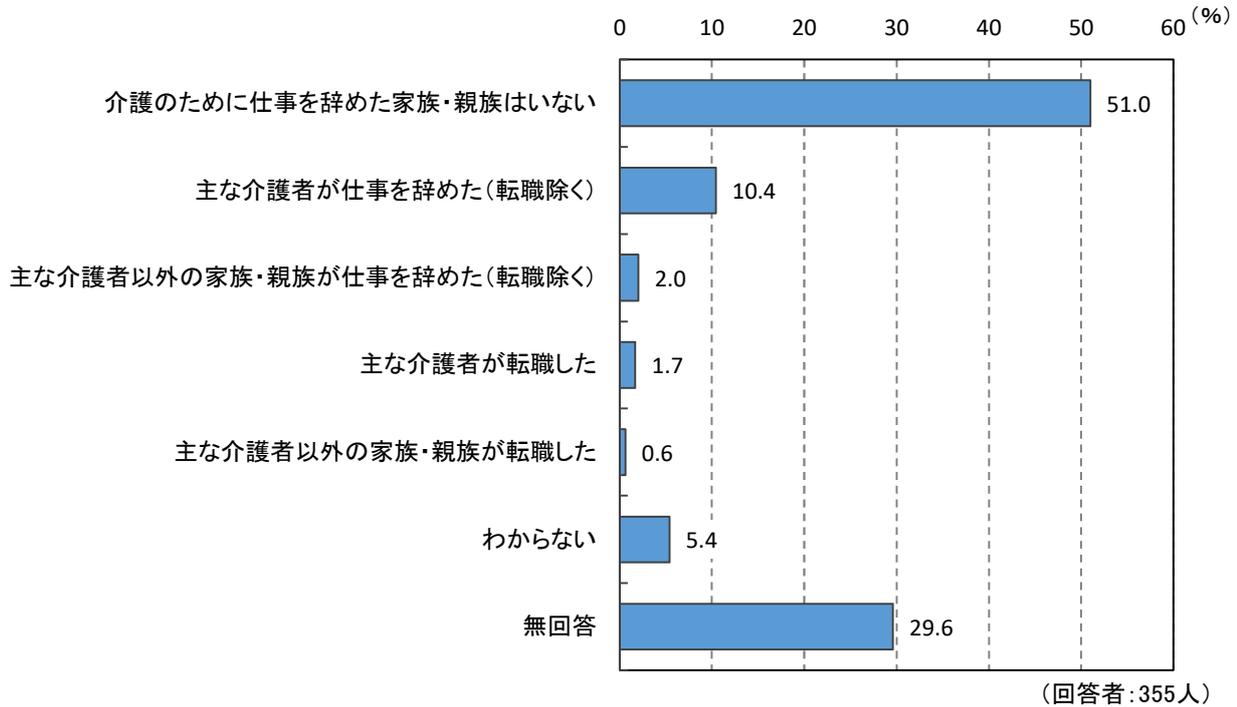


主な介護者の現在の勤務形態は、「フルタイムで働いている」が16.3%、「パートタイムで働いている」が13.2%となっています。

また、52.7%が「働いていない」と回答しています。

選択肢	今回回答	前回回答	差
フルタイムで働いている	16.3%	18.1%	-1.8
パートタイムで働いている	13.2%	13.4%	-0.2
働いていない	52.7%	57.9%	-5.2

## ② 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか

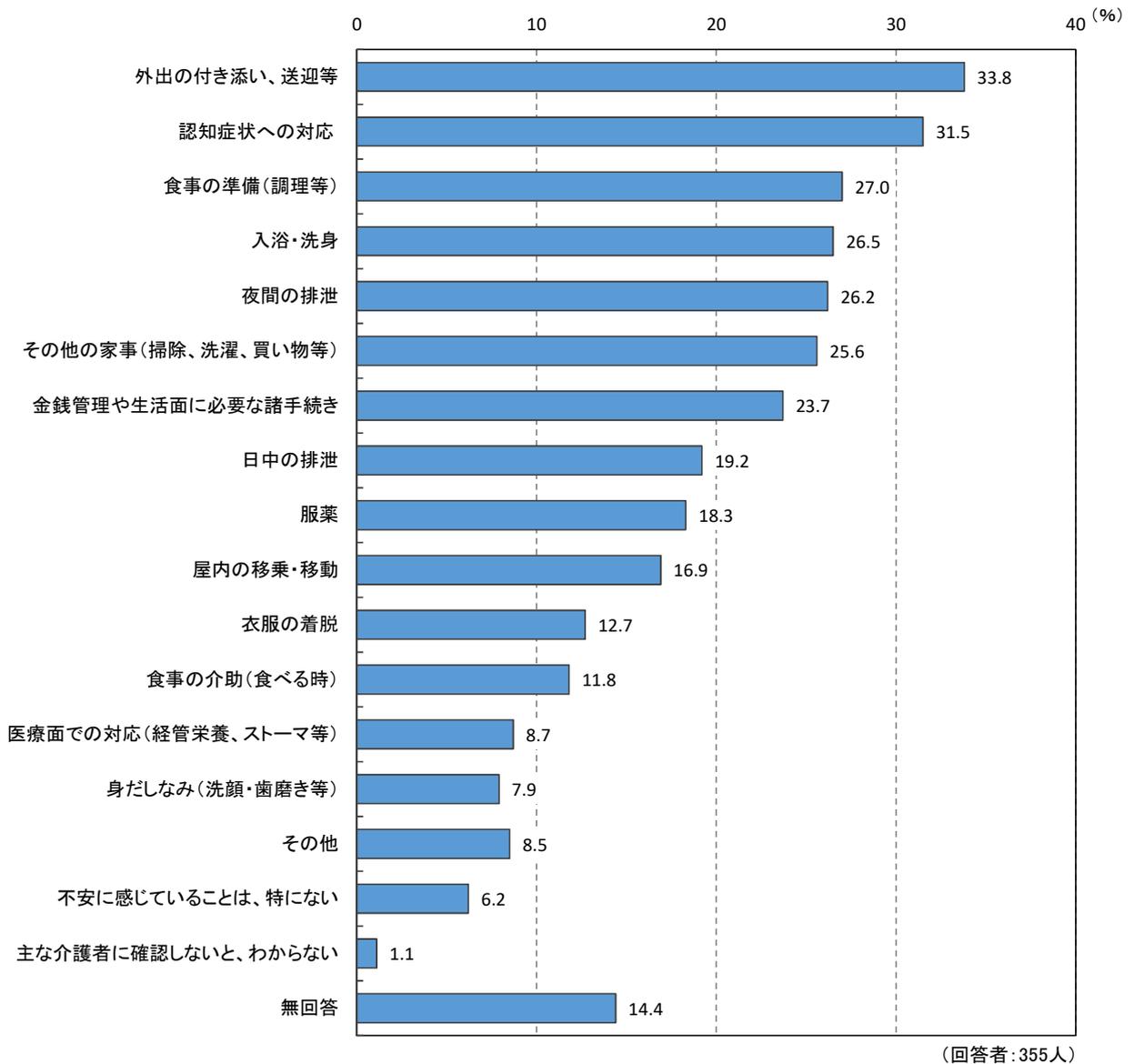


家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかは、51.0%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。

その他、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(10.4%)、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」(2.0%)、「主な介護者が転職した」(1.7%)、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」(0.6%)となっており、介護を理由として離職や転職した家族や親族が14.7%います。

選択肢	今回回答	前回回答	差
介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	51.0%	54.7%	-3.7
主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)	10.4%	14.6%	-4.2
主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)	2.0%	3.9%	-1.9
主な介護者が転職した	1.7%	2.4%	-0.7

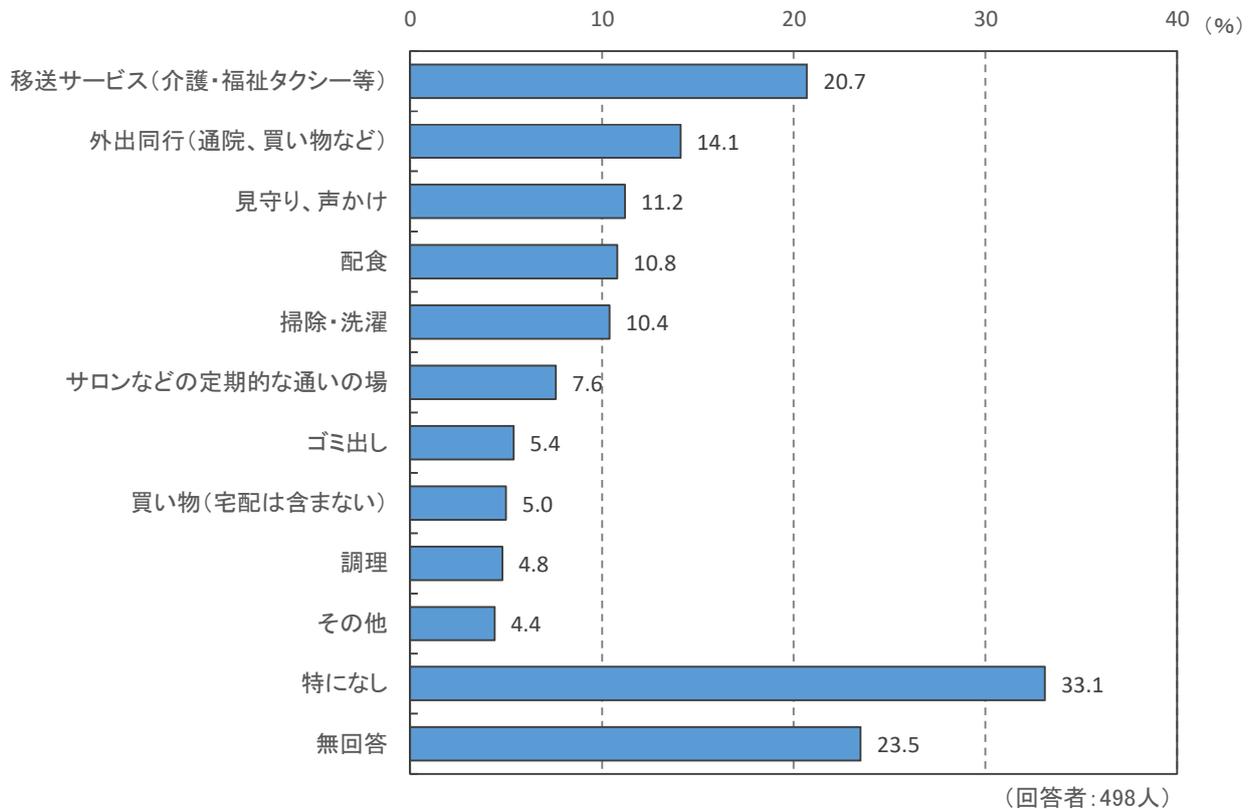
## ③ 主な介護者の方が不安に感じる介護等について



主な介護者が不安に感じる介護等の内容は、「外出の付き添い、送迎等」が 33.8%で最も多く、次いで「認知症状への対応」(31.5%)、「食事の準備(調理等)」(27.0%)、「入浴・洗身」(26.5%)と続いています。

選択肢	今回回答	前回回答	差
外出の付き添い、送迎等	33.8%	32.3%	1.5
認知症状への対応	31.5%	44.5%	-13.0
食事の準備(調理等)	27.0%	29.9%	-2.9
入浴・洗身	26.5%	22.0%	4.5
夜間の排泄	26.2%	35.8%	-9.6

## ④ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて



今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）は、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 20.7%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」（14.1%）、「見守り、声かけ」（11.2%）、「配食」（10.8%）と続いています。

また、33.1%は「特になし」と回答しています。

選択肢	今回回答	前回回答	差
移送サービス (介護・福祉タクシー等)	20.7%	25.7%	-5.0
外出同行(通院、買い物など)	14.1%	13.2%	0.9
見守り、声かけ	11.2%	15.0%	-3.8
配食	10.8%	10.7%	0.1
掃除・洗濯	10.4%	9.3%	1.1

### 3 前計画の総括（主な取組状況）

前計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）における主な取組状況などについて、基本施策ごとにまとめました。

#### (1) 基本施策1 高齢期の健康づくり・生きがいづくりへの支援

##### 【個別施策】

- 「生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進」
- 「高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進」
- 「高齢者活動団体・交流や社会参加への支援」

##### 【主な取組状況（課題）】

- 原町老人福祉センターについては、老朽化に伴い、その機能を継承しつつ、多世代による地域交流や健康増進を行える施設「南相馬市健康福祉センター（愛称：ゆらっと）」として、移転整備しました。
- 健康づくり運動推進については、地域で住民主体の健康づくりを実施するため、健康づくりを推進するリーダーの育成に取り組みました。
- シルバー人材センターに対しては、高年齢者の就業機会確保を目的とした運営補助金を交付し、活動を支援しました。
- 敬老会については、市が敬老会を開催しない年度において、まちづくり委員会及び福祉委員会等の団体が開催する敬老会等に対して、補助金を交付する南相馬市敬老会開催事業費補助金を創設しました。
- 敬老祝金等事業については、平均寿命の延伸と高齢者人口の増加に伴う影響を踏まえ、支給額の見直しを行いました。  
今後も、市や高齢者を取り巻く環境等も勘案しながら、支給対象者等の見直しについて検討していく必要があります。

##### 【主な事業実績】

事業名	単位	目標値			実績値		
		H30	R1	R2	H30	R1	R2
敬老祝金等事業	支給者数 77歳(人)	717	773	822	702	730	767
	支給者数 88歳(人)	472	511	522	438	430	423
	支給者数 99歳(人)	50	72	93	37	38	53
	支給者数 100歳(人)	23	50	72	16	25	29

R2の実績値については、7月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

## (2) **基本施策2** 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援

### 【個別施策】

「高齢者の在宅生活を支える事業」

「暮らしの安全や防犯・防災への取り組み」

「高齢者虐待防止と権利擁護」

### 【主な取組状況（課題）】

- 家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者に対して、戸別に訪問して家庭ごみを収集する事業を創設しました。
- 外出支援サービス事業については、自宅と相双管内の医療機関の間を送迎する事業ですが、管外への送迎の希望が増えてきていることなどから、事業の見直しを図る必要性があります。
- 緊急通報装置貸与等事業については、高齢者の単身世帯、高齢者のみ世帯の増加に伴い、利用者数は増加傾向にあります。  
身寄りのない利用者、協力員を確保できない世帯が増加しており、警備会社等の駆け付けサービス導入等、事業の在り方についての検討が必要です。
- 配食サービス事業についても、利用者数は増加傾向にあり、メニューの追加など事業の利便性向上を図る必要があります。
- 防犯対策の推進については、「なりすまし詐欺防止南相馬署ネットワーク」に参加するなど、関係機関と連携して取り組みました。
- 防災対策の推進については、南相馬市地域防災計画に基づき「避難行動要支援者名簿」（個別支援計画）を作成するとともに、災害時には必要に応じ福祉避難所を積極的に活用しました。
- 高齢者虐待防止と権利擁護については、「南相馬市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」の開催など、関係機関と連携し、虐待の早期発見、適切な支援に取り組むとともに、ケースに応じて、成年後見制度の市長申立てや、後見人に対する報酬扶助を実施しました。  
身寄りのない方のケース対応の増加とともに、成年後見制度の市長申立ても増えており迅速な対応が求められています。

## 【主な事業実績】

事業名	単位	目標値			実績値		
		H30	R1	R2	H30	R1	R2
車いす同乗軽自動車貸出事業	貸出件数(件)	270	300	330	263	326	191
外出支援サービス事業	運行回数(回)	220	250	270	166	229	291
日常生活用具給付等事業	電磁調理器 等	8	8	8	4	4	5
	福祉電話	15	15	15	10	9	10
マッサージ等施術費助成事業	利用者数(人)	120	130	130	102	102	125
軽度生活援助事業	サービス提供時間(時間)	5,800	6,000	6,200	4,676	4,200	3,621
	サービス利用者数(人)	130	140	150	89	90	82
緊急通報装置貸与等事業	貸出台数(台)	320	330	340	339	342	348
配食サービス事業	対象者数(人)	270	300	330	252	280	320
要配慮者家庭ごみ戸別収集事業	対象者数(人)	-	-	-	-	-	30
成年後見制度利用支援事業	成年後見市長申立ての件数(件)	-	-	-	3	5	6
	報酬助成件数(件)	-	-	-	0	3	2

R2の実績値については、7月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

### (3) **基本施策3** 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 【個別施策】

「地域包括ケアシステムの推進」

「高齢者の自立支援・重度化防止等に資するための施策の指針」

「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」

「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」

#### 【主な取組状況（課題）】

- 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、南相馬市地域包括ケアシステム推進会議、その下部組織として、生活支援体制整備・介護予防・認知症支援・医療と介護の連携・介護保険の5つの専門部会を組織し、協議を行い取り組みました。今後も国の方針である2025年を目標に継続していく必要があります。
- 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについては、南相馬市地域包括支援センター運営協議会を設置し、中立性の確保や公平な運営の継続を図るとともに、国の基準に基づき適正な人員配置に努めました。相談件数が増加し、対応事例も複雑化しているため、職員のスキルアップを図るとともに、より一層の体制強化が必要です。
- 医療と介護の連携推進については、病院とケアマネジャー間の退院調整ルールの運用状況について意見交換を実施しました。今後も円滑な退院調整に向けて、関係者全体へルールの浸透を図っていく必要があります。
- 介護予防については、筋力向上トレーニング事業や地域住民主体のサロン等の活動支援を行いました。筋力向上トレーニング事業については、新規利用者の拡大のために教室の内容や周知方法を検討する必要があります。
- 地域の支え合い活動の推進については、国の方針に基づき、協議・推進する場（協議体）の設置を、モデル地区を設定しながら進めてきました。今後も、地区福祉委員会や地区老人クラブなどへ働きかけを行い、支え合いの推進を図る必要があります。
- 介護職員人材の養成・確保の支援については、介護職員初任者研修・実務者研修や、事業所が一堂に会した就職説明会を開催しました。いかに多くの受講者を就業につなげていくかが課題です。また、実務者研修の開催増の要望があります。
- 地域共生社会の実現に向けては、対象者ごとに整備されている縦割りの福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくため「共生型サービス」を推進しました。また、障がい者が65歳以上になった際に、介護保険サービスへの円滑な移行に向けて、地域包括支援センター（介護分野）と相談支援事業所（障がい分野）の意見交換会を開催するなどして、ルールを策定しました。

## 【主な事業実績】

事業名	単位	目標値			実績値			
		H30	R1	R2	H30	R1	R2	
介護支援専門員の 資質向上や業務支援	研修会・情報交換会の開催 (回)	2	2	2	2	2	2	
地域の実態把握	ひとり暮らしや高齢者のみ 世帯等の実態把握数(件)	2,500	2,500	2,500	2,395	2,165	2,310	
介護予防・生活支援 サービス事業	訪問型サービス (人/月)	—	—	—	206	204	210	
	通所型サービス (人/月)	—	—	—	447	490	520	
筋力向上トレーニング 事業 (元気はつらつ教室)	教室参加者数(人)	96	96	96	90	90	45	
筋力向上トレーニング 事業 (ほがらか体操教室)	年間実施回数(回)	160	160	160	160	156	120	
介護予防普及啓発事 業(健康教育) ※1	健康教育年間実施回数 (回)	100	100	100	91	105	50	
地域介護予防活動支 援事業	週一サロン実施(箇所)	18	22	26	17	26	26	
	週一サロンサポーター年間 育成人数(人)	102	122	142	105	144	150	
高齢者にやさしい住ま いづくり助成事業	助成件数(件)	45	50	55	30	30	48	
住宅改修支援事業	支援件数(件)	50	55	60	37	34	48	
地域密着型サービス事 業所への指導の実施	実地指導実施割合(%)	100	100	100	100	100	100	
介護認定・給付の適 正化	認定調査票の点検割合 (%)	100	100	100	100	100	100	
介護スタッ プ等専門人材の 養成・確 保の支援	初任者 研修	養成講座開催回数(回)	3	3	3	3	3	2
		受講者数(人)	60	60	60	39	40	30
		資格取得者数(人)	60	60	60	39	40	30
	実務者 研修	養成講座開催回数(回)	1	1	1	1	1	2
		受講者数(人)	20	20	20	19	17	19
		資格取得者数(人)	20	20	20	19	17	19
小中学生を対象とした 介護教室の開催	介護教室実施数(校)	21	21	21	17	廃止	廃止	

※1 目標値・実績値は健康づくり課実施分を含む  
R2の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
資料：南相馬市長寿福祉課

## (4) 基本施策4 認知症施策の推進

### 【個別施策】

「認知症施策の総合的な推進」

「認知症に対する理解促進」

「認知症高齢者の在宅生活支援」

### 【主な取組状況（課題）】

- 認知症サポーター養成講座については、出前講座以外に公募型でも実施しました。サポーター数は県内他市町村と比較し少ない状況です。  
また、認知症サポーターステップアップ講座を創設しました。受講者の中からボランティアの登録を行っていますが、ボランティア活動をする場（機会）が少なく、そのような場の確保について検討する必要があります。
- 認知症の早期発見、早期対応のため、認知症専門医と医療介護専門職で構成された「認知症初期支援チーム」を設置し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行いました。平成30年度に設置された認知症疾患医療センターと連携を図っていく必要があります。  
また、もの忘れが気になる人やその家族等を対象に「もの忘れ相談事業」を創設しました。
- 認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発症した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できる認知症ケアパスを作成しました。

### 【主な事業実績】

事業名	単位	目標値			実績値		
		H30	R1	R2	H30	R1	R2
認知症健康教育事業	参加者数(人)	250	250	250	739	430	150
認知症サポーター養成講座	養成者数(人)	350	350	350	439	196	200
認知症サポーターステップアップ講座	受講者数(人)	50	50	50	24	38	20
認知症相談(もの忘れ相談)事業	実施回数(回)	6	10	12	6	9	9
認知症初期集中支援事業	認知症サポート医研修受講者数(人)	1	1	1	1	0	0
認知症地域支援推進員の配置	配置数(人)	4	4	4	4	4	4
徘徊高齢者等早期身元特定事業	対象者数(人)	10	15	20	14	22	32

R2の実績値については、7月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

(5) **基本施策5 要支援・要介護者に対する支援**

## 【個別施策】

「介護保険サービスの充実」

「介護サービスの質の向上」

「介護者への支援」

## 【主な取組状況（課題）】

- 家族介護教室事業については、参加者アンケートを実施しながら、ニーズの高いテーマにするなど、効果的な開催に努めました。
- 紙おむつ・介護用品助成事業については、事業の利便性向上のため、これまで3,000円以上としていた最低利用金額を1,000円から利用可能とする見直しを行いました。
- 家族介護者交流事業については、参加者がある程度固定化されており、新規参加の促進を図る必要があります。
- 介護者が気軽に相談のできる「家族介護者相談室」を創設しました。相談者を増やすため周知を図る必要があります。
- 介護サービスの質の向上に向けた、介護ロボットの導入については、国や県等の補助やロボットの展示会等の情報提供に努めました。

## 【主な事業実績】

事業名	単位	目標値			実績値		
		H30	R1	R2	H30	R1	R2
制度及びサービスの周知	制度等の 広報回数(回)	5	5	5	6	6	6
家族介護教室事業	参加者数(人)	400	400	400	482	315	240
	開催回数(回)	16	16	16	16	14	12
紙おむつ・介護用品助成事業	助成件数(件)	1,250	1,300	1,350	1,236	1,303	1,367
家族介護者交流事業	参加者数(人)	130	130	130	99	100	80
	開催回数(回)	8	8	8	8	8	8

R2の実績値については、7月末をベースに見込値算定

資料：南相馬市長寿福祉課

## (6) **基本施策6** 被災高齢者への支援

### 【個別施策】

「市内の被災高齢者への支援」

「市外の被災高齢者への支援」

「旧避難指示解除区域等における介護提供体制の確保」

### 【主な取組状況（課題）】

- 応急仮設住宅に設置した高齢者等へのサポート拠点である「南相馬市サポートセンター『希望』」においては、地域交流サロンや総合相談業務などを実施してきました。  
応急仮設住宅の廃止に伴い、サポートセンターは令和2年3月で終了となり、利用者の受け皿として、介護保険サービスや、社会福祉協議会及び地域のサロンなどへ誘導を行いました。
- 被災高齢者の心のケアについては、県委託事業として「心のケア事業」を実施するNPO法人と連携し対応しました。今後も関係機関と連携し対応を継続する必要があります。
- 市外に避難する高齢者に対しては、原発避難者特例法に基づき、避難先でサービスを受けることができ、避難先自治体と連携調整し対応しました。

## 4 南相馬市の介護保険事業の状況

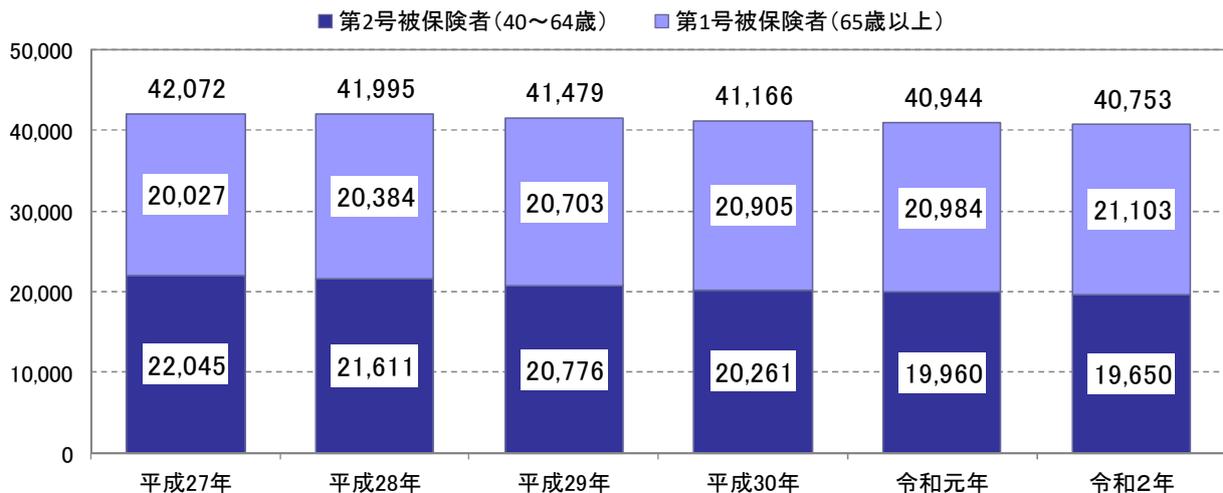
本市の被保険者数の推移、要支援・要介護認定者数の推移、介護給付費の状況、介護保険サービス事業所の状況は次のとおりです。

### (1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数は減少傾向で推移しており、平成27年に42,072人であった被保険者数が令和2年には40,753人となり、1,319人減少しています。

また、被保険者種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）は年々増加していますが、第2号被保険者（40～64歳）は年々減少しています。

#### ○南相馬市の介護保険被保険者数の推移



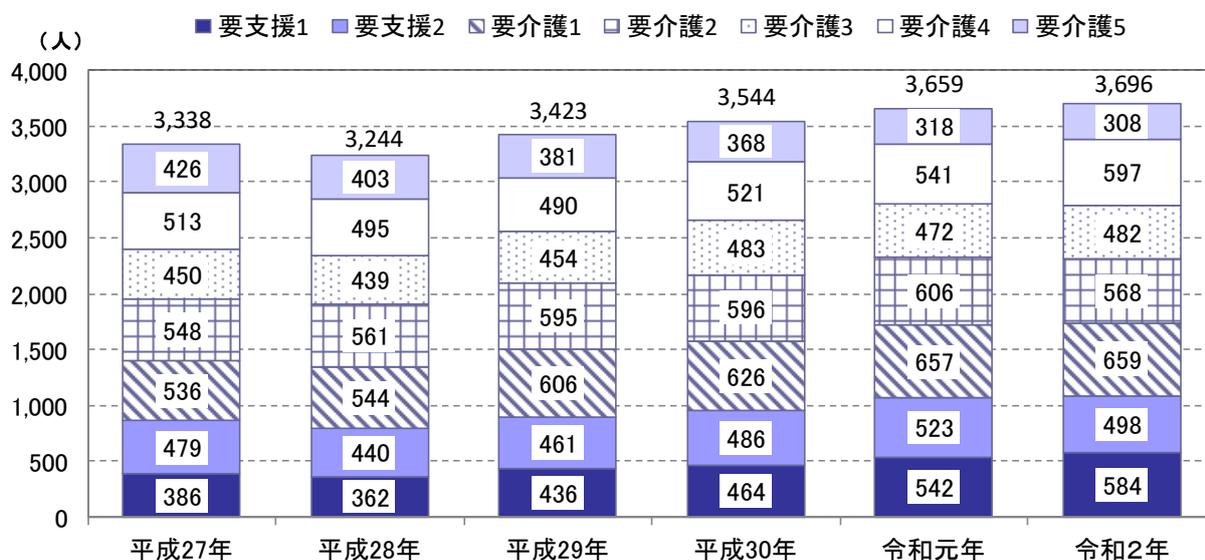
資料：住民基本台帳（各年9月末現在、令和2年の実績値は7月末現在）

## (2) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、概ね増加傾向で推移しており、平成27年に3,338人だった認定者数は令和2年には3,696人となっています。

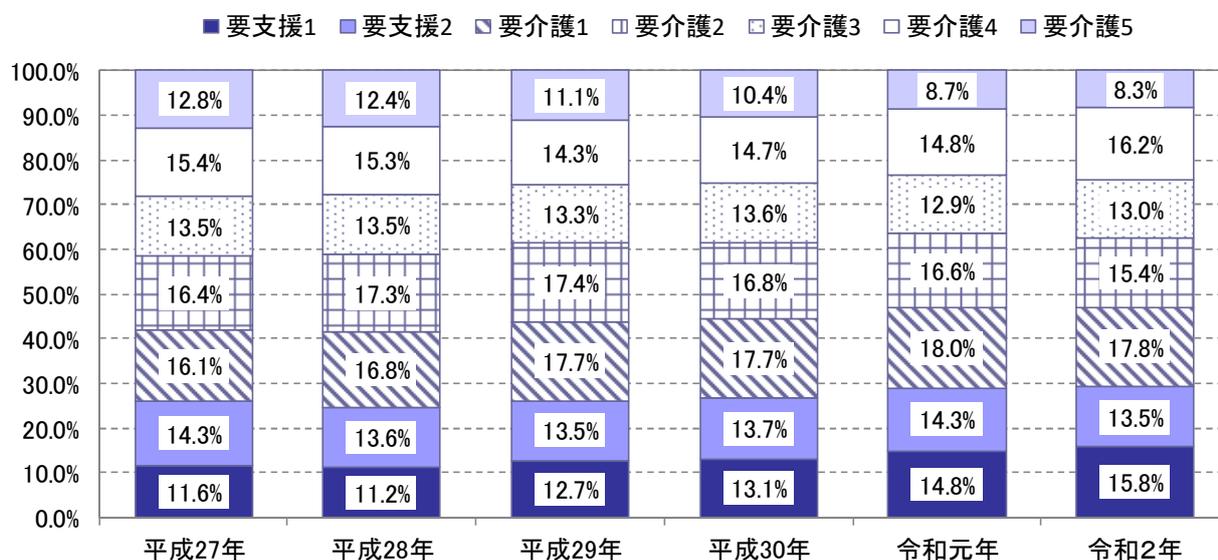
また、要介護度別の構成比は、ほぼ同じようなバランスとなっていますが、要介護3以上の重度の認定者割合が減少傾向であり、要支援1から要介護2の比較的軽度の認定者割合が微増傾向にあります。

○南相馬市の要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在、令和2年は7月末現在）

○要支援・要介護度別の認定者構成比の推移



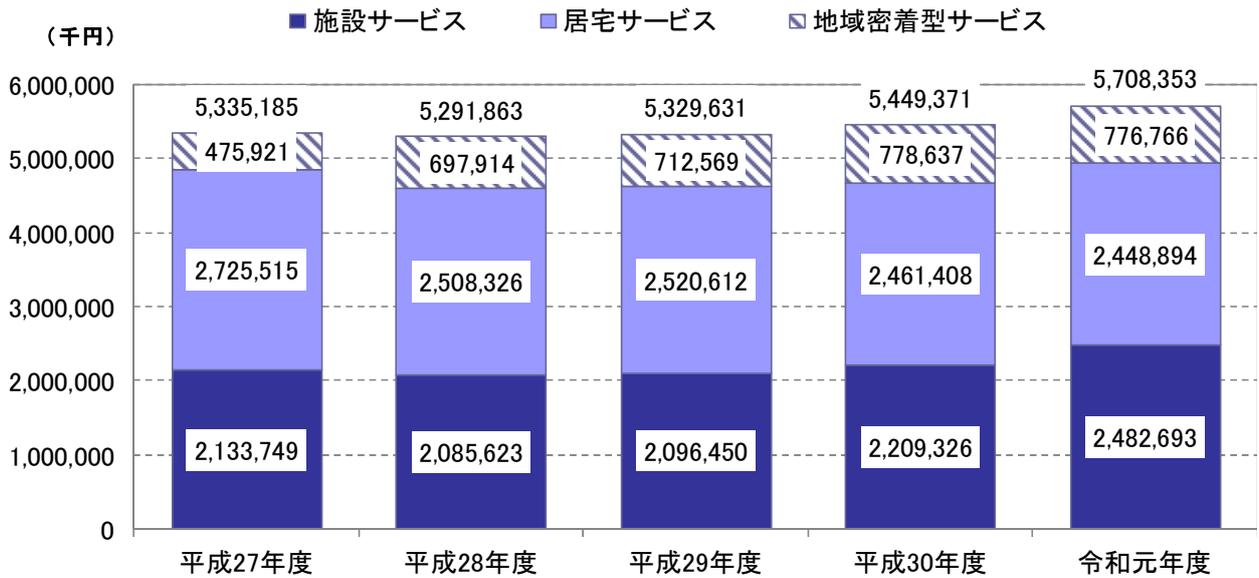
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在、令和2年は7月末現在）

### (3) 介護給付費の状況

#### ■サービス別給付費と構成比の推移

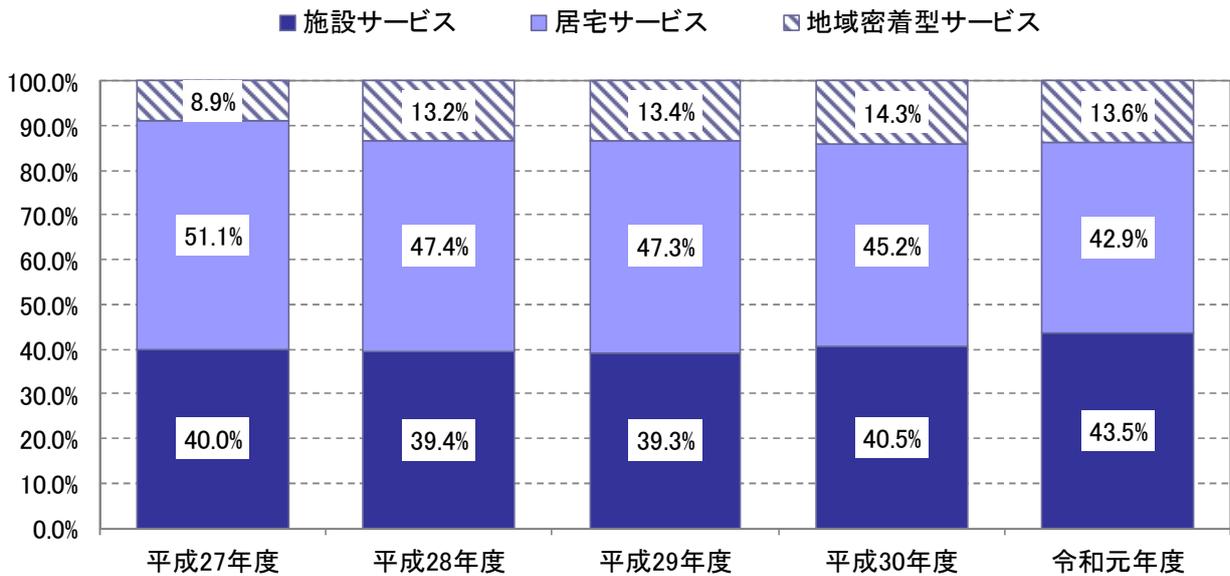
本市の介護保険サービスの給付費をみると、平成27年度以降は微増傾向にあります。給付費の構成比をみると、地域密着型サービスは増加傾向にあり、居宅サービスは年々減少しています。

#### ○サービス別給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

#### ○サービス別給付費の構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告

#### (4) 市内の介護保険サービス事業所(施設)の状況

令和2年7月現在、本市内に開設中の入居系サービス（介護保険施設と認知症対応型共同生活介護）は計16施設で定員は798人、在宅系サービス（居宅サービスと地域密着型サービス）は計75事業所となっています。

##### ① 入居系サービス（介護保険施設・認知症対応型共同生活介護（グループホーム））

施設の種類		震災前	震災後			現稼働 施設
			新・増設	休 止	廃 止	
1.介護老人福祉施設	施設数	5	-	-	-	5
	床 数	300	85	-	-	385
2.介護老人保健施設	施設数	3	-	-	-	3
	床 数	258	42	40	-	260
3.介護療養型医療施設	施設数	2	-	-	1	1
	床 数	31	-	-	21	10
4.認知症対応型共同生活介護	施設数	5	2	-	1	6
	床 数	81	36	9	18	90
5.介護医療院	施設数	-	1	-	-	1
	床 数	-	53	-	-	53
合 計	施設数	15	3	-	2	16
	床 数	670	216	49	39	798

資料：南相馬市長寿福祉課（令和2年7月）

##### ② 居宅系サービス

施設の種類		震災前	震災後			現稼働 施設
			新・増設	休 止	廃止・統合	
1.訪問介護	事業所数	13	3	1	4	11
2.訪問入浴介護	事業所数	4	1	1	1	3
3.訪問看護	事業所数	5	2	1	3	3
4.訪問リハビリ	事業所数	-	2	1	-	1
5.通所介護	施設数	13	13	1	2	23
6.通所リハビリテーション	施設数	3	-	-	-	3
7.短期入所生活介護	施設数	5	1	-	-	6
8.短期入所療養介護	施設数	5	-	1	-	4
9.認知症対応型通所介護	施設数	3	-	2	-	1
10.指定居宅介護支援事業者	事業所数	19	6	3	3	19
11.小規模多機能型居宅介護	事業所数	-	1	-	-	1
合 計		70	29	11	13	75

資料：南相馬市長寿福祉課（令和2年7月）

## 5 高齢者の介護・福祉に関わる問題点・課題点の整理

本市においては、少子・高齢化の進行に伴い、年々高齢化率が上昇し続けており、国や県と比較しても高い数値となっています。

要支援・要介護認定者数についても増加しており、施設サービス、居宅サービスともに介護職員の養成・確保が課題となっています。

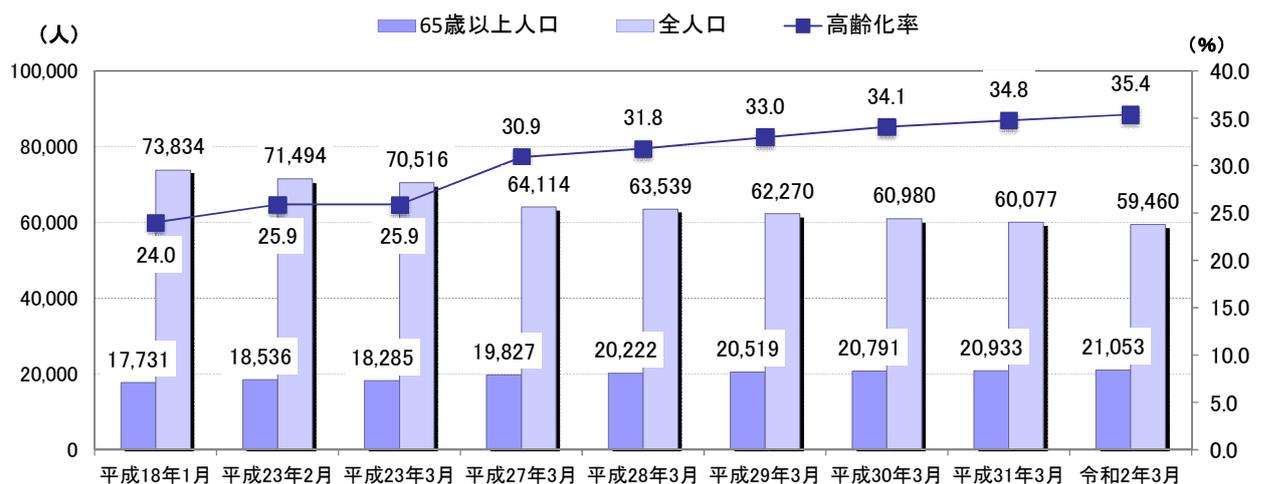
これに加え、独居高齢者・高齢者のみ世帯が増加していることもあるため、地域共生の強化に向け、互いに支え合い助け合える地域包括ケアシステムのさらなる推進が求められています。

### (1) 高齢化率の上昇

合併時 24.0%だった本市の高齢化率は年々上昇し、震災直前の平成23年2月では1.9ポイントアップの25.9%となり、令和2年3月末現在では35.4%と高い数値になっています。

なお、総務省統計局の人口推計によると、全国平均で28.7%（令和2年8月1日）、福島県企画調整部の現住人口調査月報によると32.1%（令和2年8月1日）（この調査で南相馬市は37.8%）となっており、これらと比較しても本市の高齢化率は高い状況にあります。

#### ○高齢化率の推移



資料：住民基本台帳

## (2) 介護サービス事業所の介護職員(ヘルパー)不足

本市では現在、入居系施設は16施設(特別養護老人ホーム5、老人保健施設3、介護療養型医療施設1、介護医療院1、グループホーム6)が稼働しています。

介護職員養成事業や介護事業所就職説明会などの本市の取組もあり、介護職員の数は震災前より増えていますが、同時に施設の定員数も増えているため、介護職員不足の状況は続いています。

また、令和2年7月以降特養等において、40床の稼働再開予定がある状況です。そのため、介護従事者の定着、介護に携わる職員の養成・確保については今後も継続して取り組まなければならない課題となっています。

また、訪問・通所介護等の居宅サービスについても、介護職員不足は続いており、在宅介護を支える人員確保についても同様の課題となっています。

### ○追加で確保が必要な介護職員数の推移(不足人数)

(単位:人)

	平成23年 2月	平成28年 11月	平成29年 8月	平成30年 9月	令和元年 9月	令和2年 8月
計	未調査	84	88	139	121	107
入居系	—	39	32	78	68	66
居宅系	—	45	56	61	53	41

資料：南相馬市長寿福祉課

### ○介護職員数の推移

(単位:人)

	平成23年 2月	平成28年 11月	平成29年 8月	平成30年 9月	令和元年 9月	令和2年 8月
計	616	630	645	683	707	726
入居系	315	306	313	357	382	385
居宅系	301	324	332	326	325	341

資料：南相馬市長寿福祉課

※介護職員＝介護福祉士+実務者研修修了者+旧ホームヘルパー1級+初任者研修修了者+旧ホームヘルパー2級+無資格の合計。

※「追加で確保が必要な介護職員数」＝各事業所の空床の稼働や運営状況改善に必要な人数。事業所の法定職員数を満たすために必要な数ではない。

※平成30年度より集計方法を変更。入居系について、平成29年度までは現状の運営改善に必要な人数を不足数としていたが、平成30年度より空床稼働に必要な人数も加算している。

## (3) 入居系施設の待機者の増加

本市においては、震災以前から入居系施設への入居希望者は多く、今回実施したアンケート結果においても自宅で介護を受けるよりも、施設に入所して介護を受けたいとの考えが増加傾向にあることから、今後も待機者の増加が見込まれます。

施設で働く介護スタッフの確保や、介護保険料の上昇等に留意しつつ、施設の再開や新たな施設整備等により、待機者の解消に努めていきます。

#### (4) 介護予防・認知症予防

高齢期になっても住み慣れた地域で暮らしていくためには、心の健康・体の健康がともに重要であり、高齢期になる前から心身機能の維持向上が必要です。

心の健康・体の健康の維持増進による健康寿命の延伸のためにも、介護予防事業、認知症の早期発見、認知症予防事業は今後ますます重要度が増してくることから、これらの取組を地域ぐるみで推進できるような環境の整備・充実が課題となっています。

#### (5) 独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加

独居高齢者・高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者が社会から孤立しないよう社会との関わりを保つ仕組みづくりと、行政や関係機関だけでなく、事業者や地域住民も含め、まち全体で高齢者を見守る環境の整備が必要となっています。

#### (6) 要支援・要介護認定者の増加

令和2年3月時点での認定者は3,687人と、震災時から1,074人増加しており、特に要支援1～要介護1の認定者が増加しています。震災に伴う避難生活等のみならず、自然災害や新型コロナウイルス感染症等による生活環境の変化が、心身状況の悪化を招いていると推測されます。生活環境の変化は、運動機能の低下、認知症の発症や進行の加速にも繋がる大きな要因と考えられます。

#### (7) 多発する自然災害と感染症への対応

近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行への対応として、災害時の要援護者への支援や、介護事業所と連携した感染症対策などの対応が必要になっています。

#### (8) 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応

一つの世帯において複数の課題が存在するケース(8050世帯、介護と育児のダブルケア等)が増加してきており、従来の属性別の支援体制では対応が困難なケースへの支援が求められています。これまで以上に制度や分野の垣根を超えた関係機関の連携が必要になっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 人口推計等

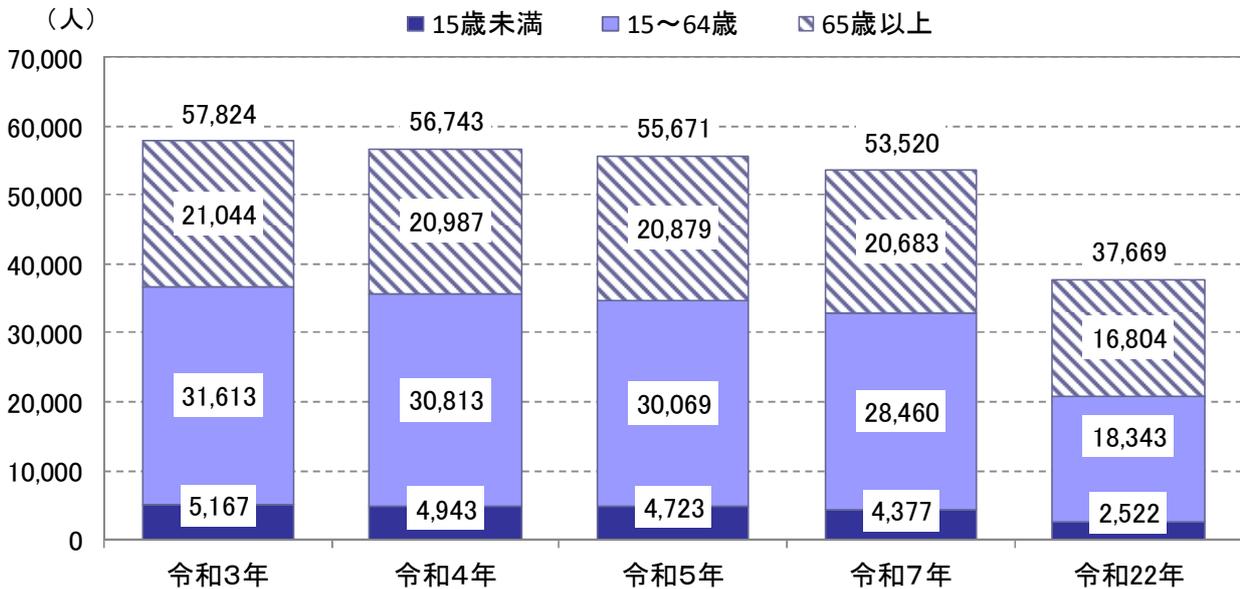
#### (1) 人口推計

平成27年から令和元年の住民基本台帳を基にして算出した令和3年以降の総人口は減少傾向で推移し、令和5年（2023年）の総人口は55,671人と予測されます。

また、令和5年（2023年）の計画期間内から高齢者の減少がみられます。

しかし、それ以上に介護や地域を支える15～64歳の生産年齢人口が急激に減少しており、令和7年（2025年）の構成比で見ると15～64歳で53.2%、65歳以上で38.6%となっており、令和22年（2040年）の構成比で見ると15～64歳で48.7%、65歳以上で44.6%となっています。

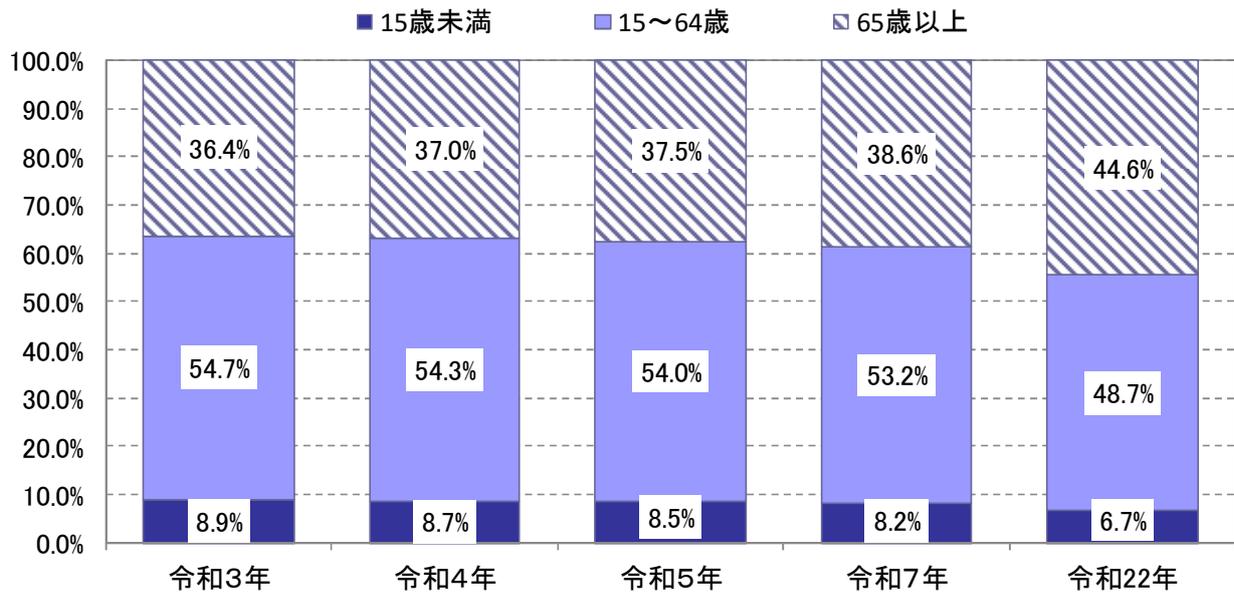
#### ○人口推計



※平成27年から令和元年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

○年齢3区分人口構成比の推移

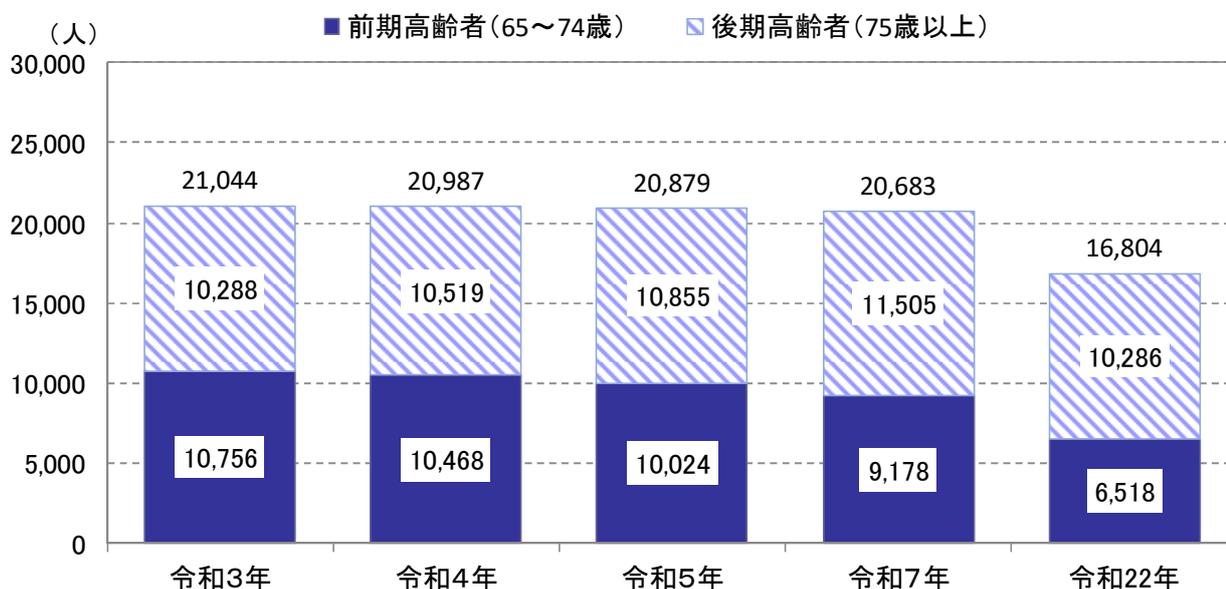


※平成27年から令和元年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

## (2) 高齢者人口の推計

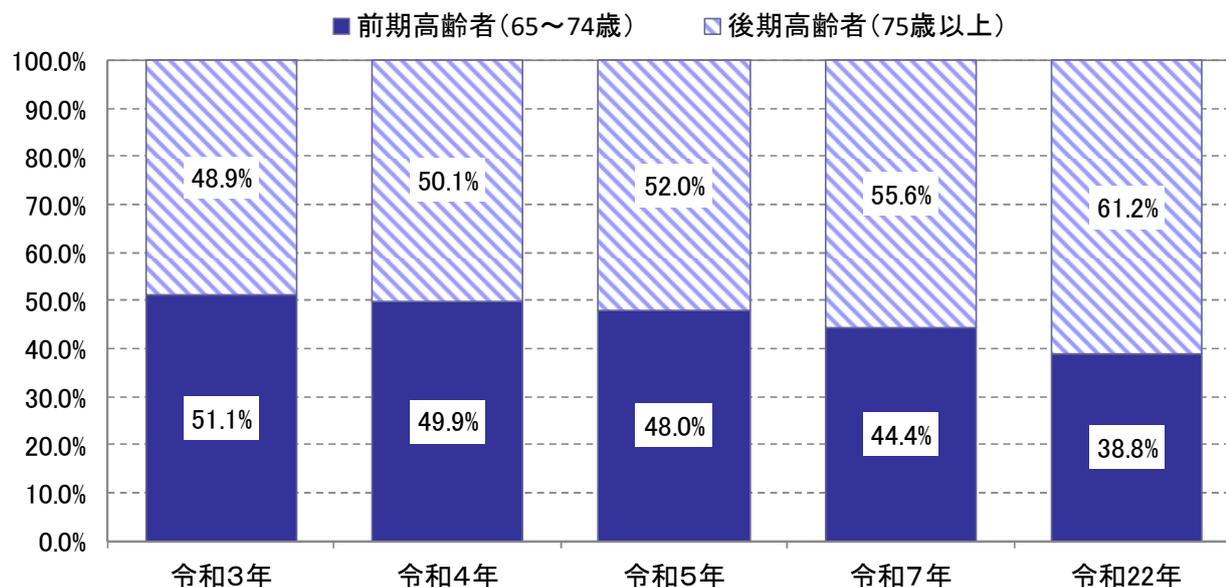
平成27年から令和元年の住民基本台帳を基にして算出した令和3年以降の高齢者人口は、減少傾向で推移し、令和5年（2023年）の高齢者人口は20,879人と予測されます。さらに、推計高齢者人口の前期高齢者と後期高齢者の比率をみると、令和3年までは、前期高齢者比率が若干多い状態でしたが、令和4年（2022年）以降では、後期高齢者比率が多くなります。なお、令和7年（2025年）では、団塊の世代が後期高齢者となることもあり後期高齢者割合が大幅に増加しています。

### ○前期・後期高齢者人口の推計



※平成27年から令和元年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

### ○前期・後期高齢者比率の推計



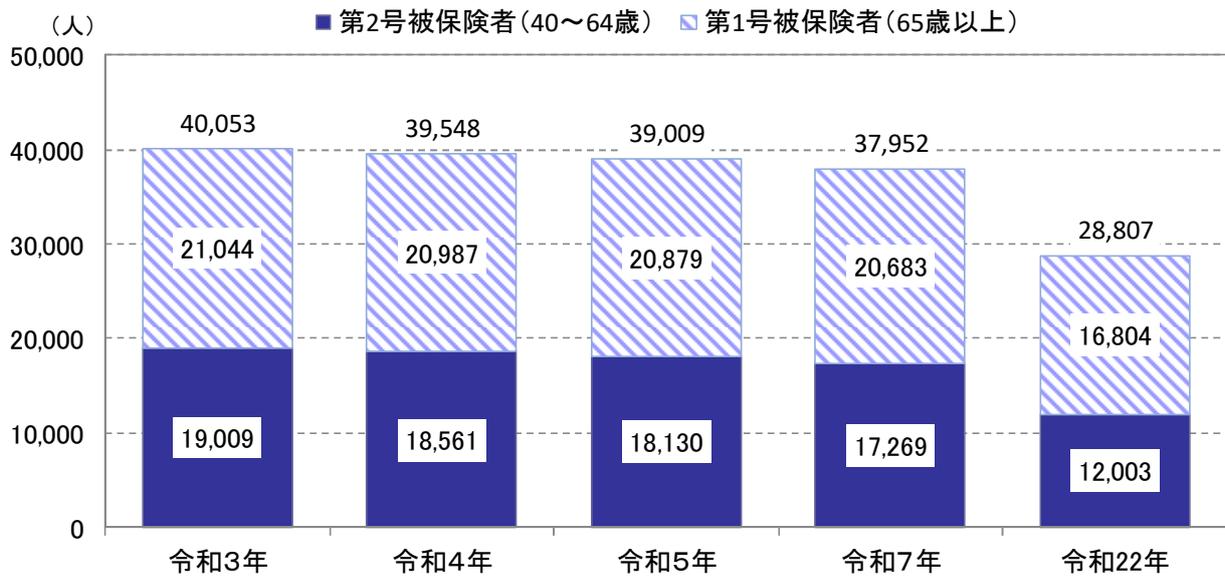
※平成27年から令和元年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

### (3) 被保険者数の推計

平成27年から令和元年の住民基本台帳を基にして算出した令和3年以降の介護保険被保険者数の推移をみると、減少傾向で推移し、令和5年（2023年）では39,009人と予測されます。

また、被保険者種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳）共に年々減少しています。

#### ○第1号被保険者数と第2号被保険者の推計

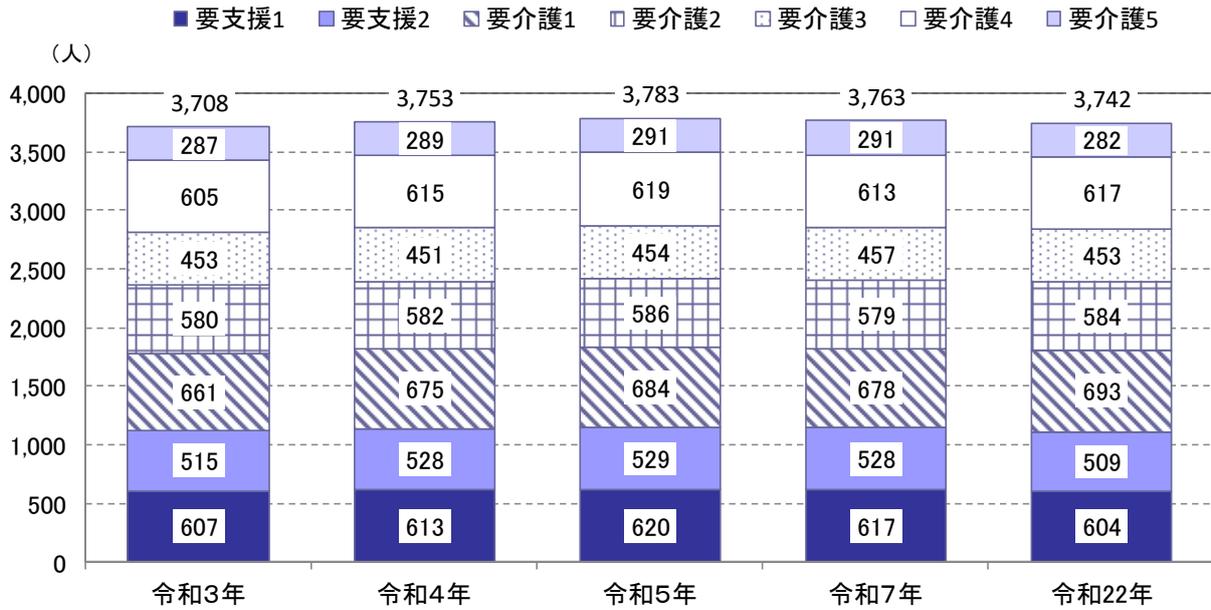


※平成27年から令和元年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

### (4) 要介護等認定者の推計

平成30年以降の人口推計と認定率の実績を基に算出した令和3年以降の要介護等認定者数は、増加傾向で推移し、令和5年（2023年）の要介護等認定者数は3,783人と予測されます。

#### ○要介護等認定者の推計



## 2 計画の基本理念・基本目標

### (1) 計画の基本理念

本計画における基本理念は、本市の最上位計画である「南相馬市復興総合計画」のまちづくりの基本指針の一つである以下の理念を基本理念に据えます。

**健康で安心して**

**暮らすことができるまちづくり**

～元気・いきいき・健幸を目指して～

本計画は、この基本理念のもと、「南相馬市復興総合計画」において位置づけられる高齢福祉・介護分野の実施策の推進を図り、高齢福祉・介護保険分野の戦略目標の達成を目指します。

## (2) 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の3点を掲げます。

### 基本目標1 高齢者が、明るく元気に目標を持って生き生きと生活できること

高齢者が、いつまでも活動的な生活を送ることができるよう、高齢者自身の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりと介護予防の取組を推進していきます。そのために、心身の健康の維持・増進とともに、社会とのかかわりを保ちながら、すべての高齢者が地域の中で生きがいを日々実感しながら充実した生活が送れるよう支援していきます。

### 基本目標2 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できること

高齢期を迎え、単身になっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境が必要です。そのため、市が提供する様々な福祉サービスを組み合わせながら、生活が維持できる体制を整備します。

### 基本目標3 高齢者が、人とのつながりの中で安心して生活できること

高齢者の不安や孤独感は、震災を含む自然災害や新型コロナウイルス感染症などで高まっており、いまだそれを解消するには至っていません。それらを解消し、いかに安心して暮らしてもらえるかは重要なことです。そのため、市民の福祉意識を高め、高齢者とのつながりを持ち、地域全体で高齢者を支えていくことのできる温かい心の通う地域づくりを目指します。介護施設等においても感染拡大防止対策を徹底し、高齢者の不安感を減らし、日常生活を総合的に支援するため、市民の福祉活動の促進と保健・医療・介護・福祉の連携に努め、地域における総合支援体制の構築を目指します。

### 3 基本施策

基本施策は、基本目標を達成するための取組であり、計画の柱となるものです。

本計画においては、本市の最上位計画である「南相馬市復興総合計画」（後期基本計画：平成31年度～令和4年度）の高齢者分野に係る取組方針を踏まえ、以下の4つの柱により高齢者が健やかに生活していけるよう、各事業を効果的に進めていくこととします。

#### 基本施策

- 1 高齢期の健康意識の向上・生きがいづくりの推進
- 2 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援
- 3 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 4 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供

## 4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。

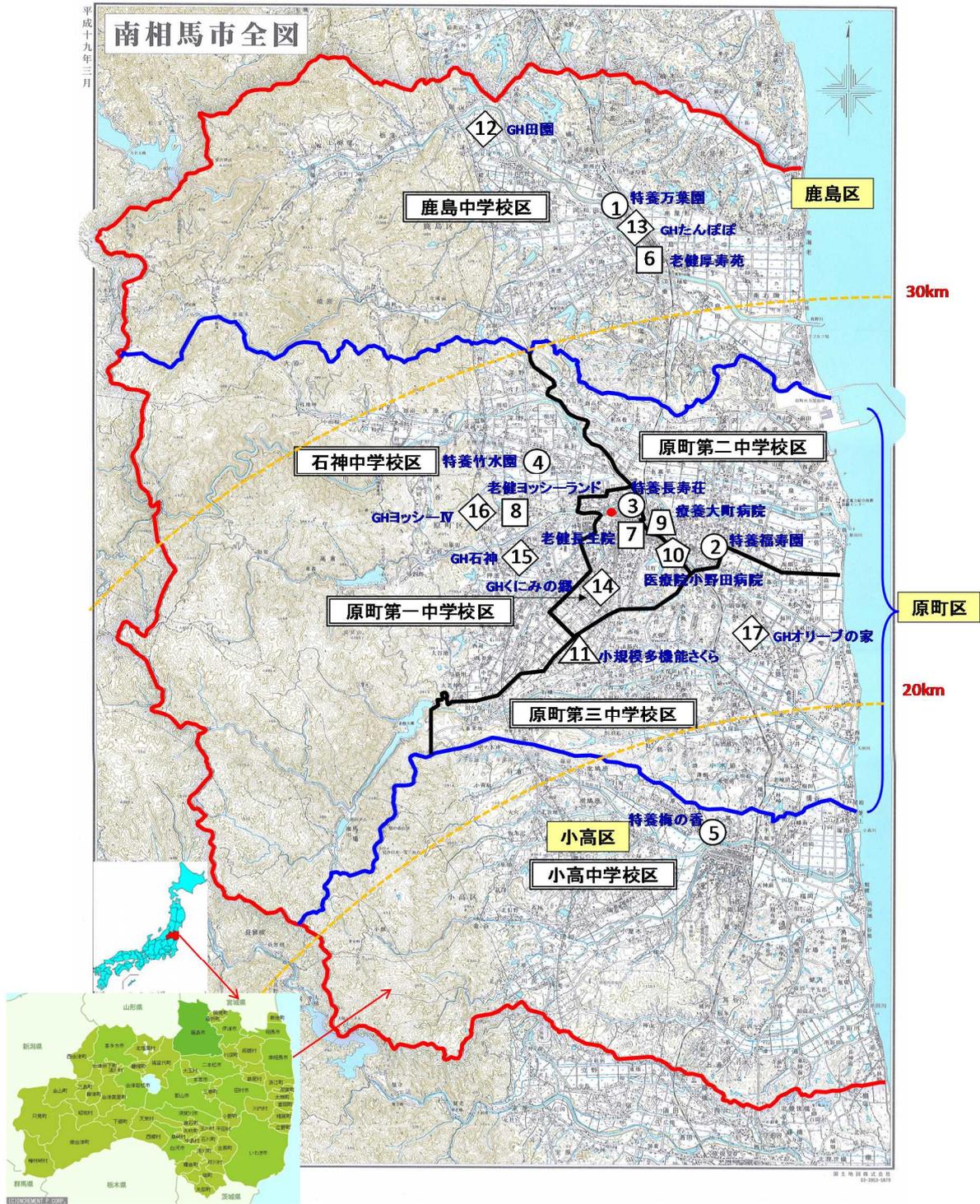
本市における具体的な圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、概ね中学校区に準じた6つの圏域を設定しており、今回の計画でも引き続きこの6圏域を日常生活圏域として継続することとします。

### ○南相馬市の日常生活圏域

圏域名	地 域	高齢者人口
小高中学校区	小高区の全域	2,999 人
鹿島中学校区	鹿島区の全域	3,707 人
原町第一中学校区	国見町、上町、西町、三島町、北町、小川町、本町、南町、本陣前、橋本町、栄町、大町一丁目、東町一丁目、二見町一丁目、陣ヶ崎	5,122 人
原町第二中学校区	大町二丁目・三丁目、東町二丁目・三丁目、旭町、二見町二丁目～四丁目、青葉町、錦町、桜井町、高見町、日の出町、上渋佐、下渋佐、北萱浜、上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉、金沢	3,871 人
原町第三中学校区	萱浜、北原、大甕、雫、小浜、米々沢、江井、下江井、堤谷、小沢、小木迫、鶴谷、高、益田、下太田、牛来、中太田、上太田、矢川原、片倉	1,785 人
石神中学校区	大谷、大原、信田沢、深野、長野、北長野、北新田、仲町、馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉	3,621 人

資料：住民基本台帳（令和2年7月末）

○南相馬市日常生活圏域、特養・老健・GH等配置図



- 【特養】①万葉園 ②福寿園 ③長寿荘 ④竹水園 ⑤梅の香
- 【老健】⑥厚寿苑 ⑦長生院 ⑧ヨッシーランド
- 【療養】⑨大町病院 【医療院】⑩小野田病院 【小規模多機能】⑪さくら
- 【GH】⑫田園 ⑬たんぼぼ ⑭くにみの郷 ⑮石神 ⑯ヨッシーⅣ ⑰オリーブの家

資料：南相馬市長寿福祉課（令和2年7月末）

# 5 計画の体系

【基本理念】

健康で安心して暮らすことができるまちづくり  
～ 元気・いきいき・健幸を目指して ～

【基本施策】

【個別施策】

基本目標1 高齢者が、明るく元気に生き生きと生活できること  
基本目標2 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できること  
基本目標3 高齢者が、人とのつながりの中で安心して生活できること

1 高齢期の健康意識の向上・  
生きがいつくりの推進

- 1 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進
- 2 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進
- 3 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援

2 高齢者が健やかに日常生活  
を送るための支援

- 1 高齢者の在宅生活を支える事業
- 2 暮らしの安全や防犯・防災への取組
- 3 高齢者虐待防止と権利擁護
- 4 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化
- 5 被災高齢者への支援
- 6 感染症対策の推進

3 地域包括ケアシステムの  
深化・推進

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 介護予防・日常生活支援の充実
- 3 認知症施策の総合的な推進
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

4 介護保険制度の安定的な運営と  
適切なサービスの提供

- 1 介護保険運営の安定化に資する施策の推進
- 2 介護保険サービスの充実
- 3 介護サービスの質の向上
- 4 介護者への支援
- 5 介護事業所等による災害・感染症対策への支援

## 【主な事業など】

(1) 生涯学習活動の推進 (2) 生涯スポーツ活動の推進 (3) 老人福祉センターの活用
(1) 保健計画と連携した健康づくりの推進 (2) 健康診査 (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
(1) 老人クラブ活動への支援 (2) シルバー人材センターの活動支援 (3) シルバー人材センターと連携した就業促進事業 (4) 敬老祝金等支給事業 (5) 金婚祝賀会 (6) 元気高齢者の活動支援 (7) 敬老会
(1) 高齢者生活支援ガイドブック (2) 車いす同乗軽自動車貸出事業 (3) 外出支援サービス事業 (4) 日常生活用具給付等事業 (5) マッサージ等施術費助成事業 (6) 軽度生活援助事業 (7) 配食サービス事業 (8) 生活支援ショートステイ事業 (9) 公共交通の確保 (10) 要配慮者家庭ごみ戸別収集事業
(1) 交通安全対策の充実 (2) 防犯対策の推進・市民相談体制の確保 (3) 防災対策の推進 (4) 災害時の福祉避難所の運営
(1) 高齢者の虐待防止の推進 (2) 高齢者への虐待対応体制の強化 (3) 権利擁護事業 (4) 日常生活自立支援事業の推進 (5) 成年後見制度利用支援事業 (6) 老人保護措置事業
(1) 安心見守りネットワーク事業 (2) 緊急通報システム事業 (3) 在宅サービス利用者の見守り活動 (4) 市民のインフォーマル活動の推進 (5) 安心見守り連絡会議 (6) 見守り体制の強化に向けた新たな取組の検討・実施
(1) 市内の被災高齢者への支援 (2) 市外の被災高齢者への支援 (3) 旧避難指示解除区域等における介護提供体制の確保
(1) 感染防止対策の推進 (2) 感染症に配慮した交流の普及啓発
(1) 地域ケア会議の推進 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 生活支援体制の整備推進 (4) 医療・介護連携の推進 (5) 高齢者のより良い住環境づくりの推進
(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 筋力向上トレーニング事業 (3) 介護予防普及啓発事業 (4) 住民主体の通いの場の普及・啓発 (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進(再掲)
【1認知症高齢者の理解促進】 (1) 認知症サポーター養成講座 (2) 認知症サポーターステップアップ講座 (3) 認知症サポーターステッカー配付事業 (4) 認知症キャラバン・メイト養成・育成支援 (5) 若年性認知症の理解・普及 (6) 認知症カフェの普及 【2 認知症高齢者等の支援の推進】 (1) 認知症ケアパスの推進 (2) 認知症に関する相談窓口の普及・啓発 (3) 認知症相談(脳いきいき相談)事業 (4) 脳健康教室 (5) 認知症初期集中支援事業 (6) 認知症地域支援推進員の配置 【3 認知症高齢者の在宅生活支援】 (1) 徘徊高齢者等早期身元特定事業 (2) チームオレンジの構築
(1) 包括的支援と多様な参加・協働の推進 (2) 共生型サービスの推進
(1) 地域密着型サービス事業所等への指導の実施 (2) サービス事業所への立入調査等の実施 (3) 介護認定・給付の適正化 (4) 介護保険料収納率の確保・向上 (5) 介護職員等専門人材の養成・確保の支援 (6) 介護人材における外国人の受入れ支援 (7) 介護事業所の看護職員不足解消対策 (8) 介護職員合同就職説明会の実施
(1) 介護サービス基盤の整備とサービス必要量の確保 (2) サービス利用の支援
(1) 介護サービス提供事業者の活動環境の整備
(1) 家族介護教室事業 (2) 紙おむつ・介護用品助成事業 (3) 家族介護者交流事業 (4) 仕事と介護・子育ての両立が可能な環境の醸成
(1) 災害対策への支援 (2) 感染症対策への支援



## 第Ⅱ部

# 施策の展開



# 第1章 高齢期の健康意識の向上・生きがいの推進

「健康であること」、「生きがいを持つこと」、「閉じこもらずに外に出て積極的に人と交流すること」は、高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていくための重要な要素であります。そこで、生きがいのづくり、健康づくりに関する事業を相互に関連性を持たせて一体的に実施することにより、活力にあふれ、高齢者が元気に暮らせるまちづくりを目指していきます。

## 1 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進

高齢者の生きがいのづくりの一助となるよう、生涯を通じた学習活動、スポーツ活動の機会の充実を図ります。

### (1) 生涯学習活動の推進

高齢者の学習意欲の高揚と生きがいのづくりの支援のために、生涯学習センター等において実施する、講座や教室、出前講座を活用し、生涯学習活動を推進します。

### (2) 生涯スポーツ活動の推進

高齢者の健康増進や生きがいのづくり、更にはスポーツ活動を通して、高齢者間の交流や多世代との交流機会の拡充が図られるよう、市内各スポーツ施設を活用し、生涯スポーツ活動を推進します。

### (3) 老人福祉センターの活用

老人福祉センターは、高齢者の生きがいのづくりのために気軽に利用できる施設として位置づけられています。

市内に2か所ある老人福祉センターのうち、原町老人福祉センターは施設が老朽化していることから新設移転を行い、令和2年度（2020年度）より、「南相馬市健康福祉センター（愛称：ゆらっと）」として供用を開始しました。

また、小高老人福祉センターについては施設の老朽化が進んでいますが、「公共施設等総合管理計画」に基づき、中期的に他の公共施設への機能集約を検討してまいります。

高齢者の健康増進、生きがい活動や介護予防活動など、高齢者が憩い、集える場として、センターの活用を推進します。

## 2 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進

高齢者が心身ともに健康で生活していくことができるよう、自らの健康づくりの主体的活動を促します。

### (1) 保健計画と連携した健康づくりの推進

#### 【主な取組】

- 保健計画と連携した健康づくり運動の推進  
保健計画における高齢者関連事業を紹介します。
- 健康づくりを推進する人材育成  
地域で住民主体の健康づくりを実施するため、健康づくりを推進するリーダーを育成します。
- 仲間と一緒に健康づくり支援  
市民自身が健康づくりを継続するために、仲間との活動を支援します。
- 生涯にわたる歯科保健の推進  
おいしく食べたり、楽しく会話するなど、歯と口の機能の維持、低下予防を図るため、歯科健康教室や歯科保健指導を関係機関と連携して実施します。
- 健康的な食生活の推進  
高齢者を対象とした健康教室等での栄養指導を通して、望ましい食生活を実践し、生活習慣病及び低栄養予防を推進します。
- 自主的な運動習慣の推進  
市民が、健康づくりに自主的に活動できるように、ウォーキングや気軽にできる体操などの普及に努め、運動の楽しさを感じ、日常生活に積極的に取り入れられるような取組を推進します。

【参考】南相馬市保健計画の重点施策（○が高齢者との関係が深い施策）

- I ○生活習慣病予防対策の推進
- II ○疾病予防、がん対策の推進
- III ○生涯にわたる歯科保健の推進
- IV 放射線による健康不安の軽減
- V ○ライフステージに応じた食育の推進
- VI 地域社会で支えるこころの健康づくり
- VII ○親子の健康、子どもが健やかに成長する環境づくり
- VIII ○市民の健康を支える医療と環境の充実

## (2) 健康診査

40～74歳の国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を、75歳以上の方を対象に後期高齢者医療健康診査を実施します。健診受診後には、保健指導・健康相談等を実施し、生活習慣病の予防及び重症化予防に努めます。

## (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進【新規】

現医療保険制度においては、75歳に到達し後期高齢者となるとそれまで加入していた医療保険制度等から、後期高齢者医療保険制度の被保険者に異動することとなり、保健事業の実施主体も後期高齢者医療広域連合に移り、74歳まで実施してきた特定健診・保健指導等の情報も75歳以降には共有されない等、支援が接続していない状況にあります。

また、後期高齢者の心身の状況として、身体的脆弱性や複数の慢性疾患、認知機能や社会的繋がり低下など多面的な課題を抱え、いわゆるフレイル状態にある場合も多く、高齢者の特性を前提に、生活習慣病等の重症化を予防する取組と、生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施する必要性が高くなっています。

そのような状況の中、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスに結び付けていくことと、社会参加を含むフレイル予防等の取組まで広げていく必要があります。

このため、国民健康保険担当部局が中心となり、健康づくり担当部局等と連携し、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の一体的実施の推進のため、企画・調整に従事する専門職を配置し地域の健康課題の分析、対象者の把握、事業の企画・調整や医療関係団体等との連絡調整を行い、地域において高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を実施します。

具体的には、ハイリスクアプローチとして、糖尿病性腎症重症化予防事業や健康状態不明者の実態把握事業を、ポピュレーションアプローチとして通いの場等においてフレイル予防をはじめとした、運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談を実施し、段階的に各地域に進めていきます。

### 3 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援

高齢者が地域社会の中で「いきいき」「はつらつ」と暮らせるよう、高齢者の主体的な活動支援や就労機会の充実を図ります。

#### (1) 老人クラブ活動への支援

近年、全国的にその衰退が危惧されている老人クラブ活動の育成・発展のために、加入率の減少、役員など世話役の引き受け手不足などの課題の改善に向けた取組や、より良い組織づくりについて、関係機関と協議しながら支援を行います。

#### (2) シルバー人材センターの活動支援

高齢化率が30%を超える本市においては、元気な高齢者自らが社会を支える一員として活躍していただくことが期待されます。そこで、高齢者がこれまで培った知識や技術を活用し、臨時的、短期的な就業を提供し、高齢者の就労の促進と生きがいの充実や福祉の増進のため、事業活動等の支援を行います。

#### (3) シルバー人材センターと連携した就業促進事業

高齢者の社会参加の一つである就労について、その人の能力に応じて、その人らしく働ける場所や仕事と、働く意欲のある高齢者を結びつけるために、シルバー人材センターと連携した就業促進に取り組みます。

## (4) 敬老祝金等支給事業

長寿をお祝いするため、満77歳、88歳、99歳、100歳に達した高齢者に敬老祝金等を支給しておりますが、市や高齢者を取り巻く環境等も勘案しながら、支給対象者等の見直しを検討します。

### ○事業の実績・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 77歳(人)	702	730	767	800	662	556
対象者数 88歳(人)	438	430	423	502	579	523
対象者数 99歳(人)	37	38	53	64	81	130
対象者数 100歳(人)	15	25	29	53	64	81

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

## (5) 金婚祝賀会

個人の長寿以外にも、二人とも元気に結婚50周年という大きな節目を迎えた夫婦に対し、市として祝意を表するために金婚祝賀会を開催します。

## (6) 元気高齢者の活動支援

本市のまちづくりには若年層のみならず元気な高齢者の力が必要です。元気高齢者によるボランティア活動や高齢者活動を支えるNPO法人や社会福祉協議会等への支援を検討し、多様な形で地域社会に参画してもらい、これまで培ってきた豊富な知識や経験・技術を活かして、自分たちが住む地域を支え、活力ある地域を創造する推進役となってもらうために、その地域での活躍や活動等をPRしていきます。

## (7) 敬老会

高齢者の生活向上の意欲を高めるために敬老会を実施し、高齢者を敬うことを若年世代に広く啓発していきます。

また、開催にあたっては、各地域の状況を鑑み、市の主催及び地域住民が主体となり、より身近な地域で開催する敬老会について、それぞれを隔年実施とし、交互に開催していきます。

併せて、地域での敬老会の開催を推奨するとともに、地域で敬老会を開催する場合には、敬老会開催事業費補助金を交付するなどの支援を行っていきます。

## 第2章 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援

高齢者が住み慣れた地域で健康に生活を続けていくためには、高齢者それぞれの状態やニーズに合った生活支援が必要です。高齢者の安心で快適な生活を実現するため、在宅での生活支援や、防犯・防災等の取組を実施していきます。

### 1 高齢者の在宅生活を支える事業

自立度が比較的高く在宅で生活する高齢者に対し、住み慣れた地域で自分らしい生活ができる限り長く続けられるよう、日々の生活を支援する事業を実施します。

#### (1) 高齢者生活支援ガイドブック

高齢者が住み慣れた地域で健康に生活を続けていくため、高齢者支援サービス等をまとめたガイドブックを3年を目安に見直しを行い、65歳以上の高齢者がいるすべての世帯に配布します。

#### (2) 車いす同乗軽自動車貸出事業

歩行が困難な高齢者等が医療機関や公共施設等へ外出する際、その家族に対し、車いす同乗軽自動車の貸出を実施します。また、費用対効果の観点から今後の事業内容のあり方についても見直しを検討してまいります。

##### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
貸出件数(件)	263	326	191	270	300	330

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### (3) 外出支援サービス事業

概ね65歳以上の高齢者で心身に障がいがあるため一般の交通機関を利用することが困難な方で、市民税非課税世帯の方を対象に、リフトつき車両等により、主に利用者の居宅と医療機関との間の送迎を実施します。また、費用対効果の観点から今後の事業内容のあり方についても見直しを検討してまいります。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運行回数(回)	166	229	291	300	320	340

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### (4) 日常生活用具給付等事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等で市民税非課税世帯を対象に、日常生活上安全確保が必要な方に対して、電磁調理器等の給付又は福祉電話の貸与を実施します。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電磁調理器等(台)	4	4	5	9	9	9
福祉電話(台)	10	9	10	15	15	15

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### (5) マッサージ等施術費助成事業

70歳以上又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方で、市県民税が非課税又は均等割のみ課税の方を対象に、健康の維持・増進、心身の疲労回復を図るため、マッサージ施術費の助成を実施します。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	102	102	125	130	130	130

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

## (6) 軽度生活援助事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行の防止を図ります。

### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
サービス提供時間(時間)	4,676	4,200	3,621	4,000	4,200	4,400
サービス利用者数(人)	89	90	82	90	100	110

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

## (7) 配食サービス事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等で、心身の障がい等により食事の調理が困難な方を対象に、栄養のバランスのとれた食事を調理し配食サービスを提供することにより、低栄養状態の予防、健康及び自立生活の支援を図ります。

### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数(人)	252	280	320	350	360	370

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

## (8) 生活支援ショートステイ事業

概ね 65 歳以上の高齢者の方を在宅で介護（援護）している家族を対象に、一時的に要援護者を預けられるように、利用者が負担金を負担し養護老人ホーム等で一時的に要援護者が生活できるようにします。

## (9) 公共交通の確保

交通弱者の移動手段の利便性向上を図るとともに、公共交通事業者の担い手確保を支援するなどして、公共交通の確保に努めます。

**(10) 要配慮者家庭ごみ戸別収集事業**

家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難であり、かつ親族や近隣住民、ホームヘルプサービスの支援が困難な方に対して、戸別に訪問して家庭ごみを収集し、日常生活の負担軽減を図ります。

## ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数(人)	—	—	30	32	34	35

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

## 2 暮らしの安全や防犯・防災への取組

高齢者をはじめ、すべての地域住民が安心して暮らすことができるよう、各地域における防犯、防災対策の充実を図ります。

### (1) 交通安全対策の充実

交通安全の観点からは、高齢者は被害者だけでなく加害者ともなりうる存在です。そこで、警察署や交通指導員・交通教育専門員等と連携し、高齢運転者向けの運転講習や交通安全教室などを行うほか、外出する際には、明るい色の服装や反射材用品の着用を呼びかけるなど、高齢者自身の安全意識を啓発するとともに、高齢者に配慮する市民意識の醸成を図ります。

また、高齢等の理由により運転免許証を自主返納された高齢者へのタクシー券の交付やアクセルとブレーキの踏み間違いを検知し、急発進を防止する装置の購入及び取付費用への助成を行うなど高齢者が当事者となる交通事故の減少を図ります。

### (2) 防犯対策の推進・市民相談体制の確保

高齢者が被害者となるなりすまし詐欺や悪徳商法による被害等を防止するため、「南相馬市消費生活相談室」において様々な消費生活相談に応じるとともに、「なりすまし詐欺防止南相馬署ネットワーク」に参加し、関係機関と連携して高齢者が安心して暮らせる環境づくりを促進します。

### (3) 防災対策の推進

ひとり暮らし高齢者の安心・安全のため、緊急通報システムの設置について、普及啓発を図ります。また、南相馬市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿を作成（更新）し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難行動に活用するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの支援に関する個別計画を作成し、災害時要配慮者の避難誘導等を適切に行うための体制整備に努めます。

### (4) 災害時の福祉避難所の運営

福祉避難所は、災害発生時に一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者などを受け入れる避難所です。

本市では、現在、福祉避難所を介護保険施設、障がい者施設合わせて34カ所を指定しており、今後も新たな施設ができた際は福祉避難所として指定する取組を進めてまいります。

### 3 高齢者虐待防止と権利擁護

加齢とともに判断能力などが衰えた場合にも、地域において今までと同様に安心して暮らせるよう、虐待防止と権利擁護に取り組みます。

#### (1) 高齢者の虐待防止の推進

本市では、虐待の早期発見から適切な事後対応を図るため、虐待に関する相談窓口を設置して地域住民からの情報収集に努めるとともに、虐待防止の啓発及び通報先等の周知を図っています。

家庭内での虐待など発見が難しいケースに対応できるよう、地域の民生委員やケアマネジャー、または地域住民に早期発見のノウハウ等を情報提供し、早期に対応できるよう努めます。

また、高齢者等の虐待事例の相談対応を行うとともに、地域の関係機関等の連携による「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援を行います。

#### (2) 高齢者への虐待対応体制の強化【新規】

市と地域包括支援センターが連携して対応する高齢者への虐待ケースにおいて、対応が困難なケースには、虐待対応の専門職を招いて適切な対応策の協議を実施するとともに、市と地域包括支援センター共同で虐待対応についての勉強会を定期的で開催し、虐待対応体制の強化に努めます。

#### (3) 権利擁護事業

市は地域包括支援センターと連携し、高齢者からの権利擁護に関する相談対応のほか、成年後見制度の情報提供や成年後見人の紹介団体への仲介などを通じて、高齢者の権利擁護を図ります。

#### (4) 日常生活自立支援事業の推進

本市の社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者などが地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいた福祉サービスの利用援助等を通じて、その方の権利擁護に資することを目的とした事業を行っています。主に、福祉サービスにおける情報提供・助言、福祉サービス手続きの援助、福祉サービス料金の支払、苦情解決制度の利用援助、援助に関連した日常的な金銭管理等を支援しています。

今後も、市と地域包括支援センターは社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業を推進し、認知症高齢者等の保護に努めます。

#### (5) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症、知的障がいなどで判断能力が不十分な方などに対して、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。

単身高齢世帯の増加等により、成年後見制度は今後ますます需要が高くなると見込まれることから、本市における成年後見制度利用支援体制（成年後見センターなどの中核機関）の在り方を検討していくとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用・相談を行います。また、支援できる親族がない方への市長による成年後見の市長申立て及び後見人等へ公費による報酬扶助を実施します。

##### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見市長申立ての 件数(件)	3	5	6	8	10	12
報酬助成件数(件)	0	3	2	4	5	6

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

#### (6) 老人保護措置事業

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な概ね 65 歳以上の高齢者を老人ホーム入所判定委員会の判定により、養護老人ホームに入所を委託します。

## 4 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化

本市では、単身高齢者世帯・高齢者のみ世帯が増加しており、孤立死のリスクが高まっています。今後、高齢者の孤立防止と見守り体制の強化、緊急時の支えが、より重要になってくる中で、市の既存の取組を拡充しつつ、ICTの活用も含めた地域ぐるみの見守り体制等の整備に努めます。

### (1) 安心見守りネットワーク事業

行政区長や民生委員・児童委員をはじめ、郵便、新聞、牛乳等の配達、電気や水道の検針、荷物の宅配を行う事業者等と協力し、高齢者等の見守り活動に努めるとともに、更なる事業者の参入について要請を行ってまいります。

### (2) 緊急通報システム事業

概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ的確な救援体制により生活不安を解消します。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
貸出台数(台)	339	342	348	350	360	370

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### (3) 在宅サービス利用者の見守り活動

栄養のバランスのとれた食事を調理し配食サービスを提供する「配食サービス事業」や、戸別に訪問して家庭ごみを収集する「要配慮者家庭ごみ戸別収集事業」等においても、利用者の見守り活動を合わせて実施します。

### (4) 市民のインフォーマル活動の推進

高齢者の見守り活動には地域住民の積極的な協力が不可欠です。

そのため、地域における支え合いやボランティア活動などのインフォーマルな活動を普及啓発し、高齢者を継続的に見守る地域づくりを推進します。

注：インフォーマル活動とは…公式に規定される活動ではなく、非公式な自主的活動のこと。本文中の意味合いで具体例を挙げると、近隣の助け合いや住民による相互扶助活動などを指します。

## **(5) 安心見守り連絡会議**

庁内関係各課や関係機関がこれまで行ってきた高齢者等の見守り活動や訪問活動などの取組状況を共有し、庁内、関係者での連携、連絡体制を強化します。

## **(6) 見守り体制の強化に向けた新たな取組の検討・実施**

見守り体制の強化に向けて、より効果的な取組について調査研究を進めるとともに、必要に応じてモデル事業を実施しながら、日常的な見守りや緊急時の支えとなる新たな事業、取組について検討・実施してまいります。

## 5 被災高齢者への支援

震災被害のために自宅から離れることを余儀なくされた高齢者の方々に対し、生活環境の変化による影響をできる限り小さくするための生活支援を行います。

### (1) 市内の被災高齢者への支援

市内に居住する被災された高齢者に対して、地域包括支援センターや県などの関係機関と連携しながら、見守り訪問活動や心のケアを行います。

#### ○被災高齢者見守り・相談支援事業

地域包括支援センターに担当職員を配置し、関係機関と連携しながら見守り訪問活動を行い、被災された高齢者の不安や心配事を軽減するとともに、各種サービスへの結びつけや自立かつ安定した生活の支援に努めます。

#### ○心のケア事業

施設名	事業内容	運営主体
心のケアセンター事業	家庭訪問、復興公営住宅等のサロン活動を通して、遅発性PTSD、うつ、悲嘆反応などのケア・生活支援を行います。	NPO法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 (県委託事業)
精神障がい者アウトリーチ推進事業	未治療の高齢期精神疾患の方への支援、症状悪化予防をアウトリーチで行います。	

## (2) 市外の被災高齢者への支援

市外に避難する高齢者への支援として、平成23年8月に施行された「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」による避難先自治体でのサービスの実施や、南相馬市が実施する在宅サービスのうち、次のサービスを市外で実施します。

### ○原発避難者特例法に基づく特例事務

※避難先自治体を実施（必要に応じて避難先自治体と連絡調整を行います。）

- ①要介護認定等に関する事務
- ②介護予防等のための地域支援事業に関する事務
- ③養護老人ホーム等への入所措置に関する事務

### ○南相馬市の在宅サービス

※南相馬市が実施

- ①紙おむつ・介護用品助成事業
- ②緊急通報システム事業

## (3) 旧避難指示解除区域等における介護提供体制の確保

旧避難指示区域等における介護提供体制については、介護サービス事業所の新設や再開がなされているものの、介護人材の確保が難しく定員までの受入れ等が当面厳しい状況であります。

このため、市は事業者や県と連携し、人材確保に向けた支援等を行いながら、長期避難者の早期帰還に向けた環境整備に努めます。

## 6 感染症対策の推進

新型コロナウイルス等の感染症に対応するため、感染症対策の推進に努めます。

### (1) 感染防止対策の推進【新規】

新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、マスクの着用、手洗い・手指消毒、3密（密集、密接、密閉）の回避など「新しい生活様式」を徹底することや、感染が継続している地域に移動する場合には、改めてその必要性を慎重に判断することなど、感染防止対策の推進に努めます。

### (2) 感染症に配慮した交流の普及啓発【新規】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面での交流が困難な状況に対して、直接対面しなくても交流を図れる方法（ICT活用）などの普及啓発・支援に努めます。

# 第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるため、高齢者の自立支援と介護予防、要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

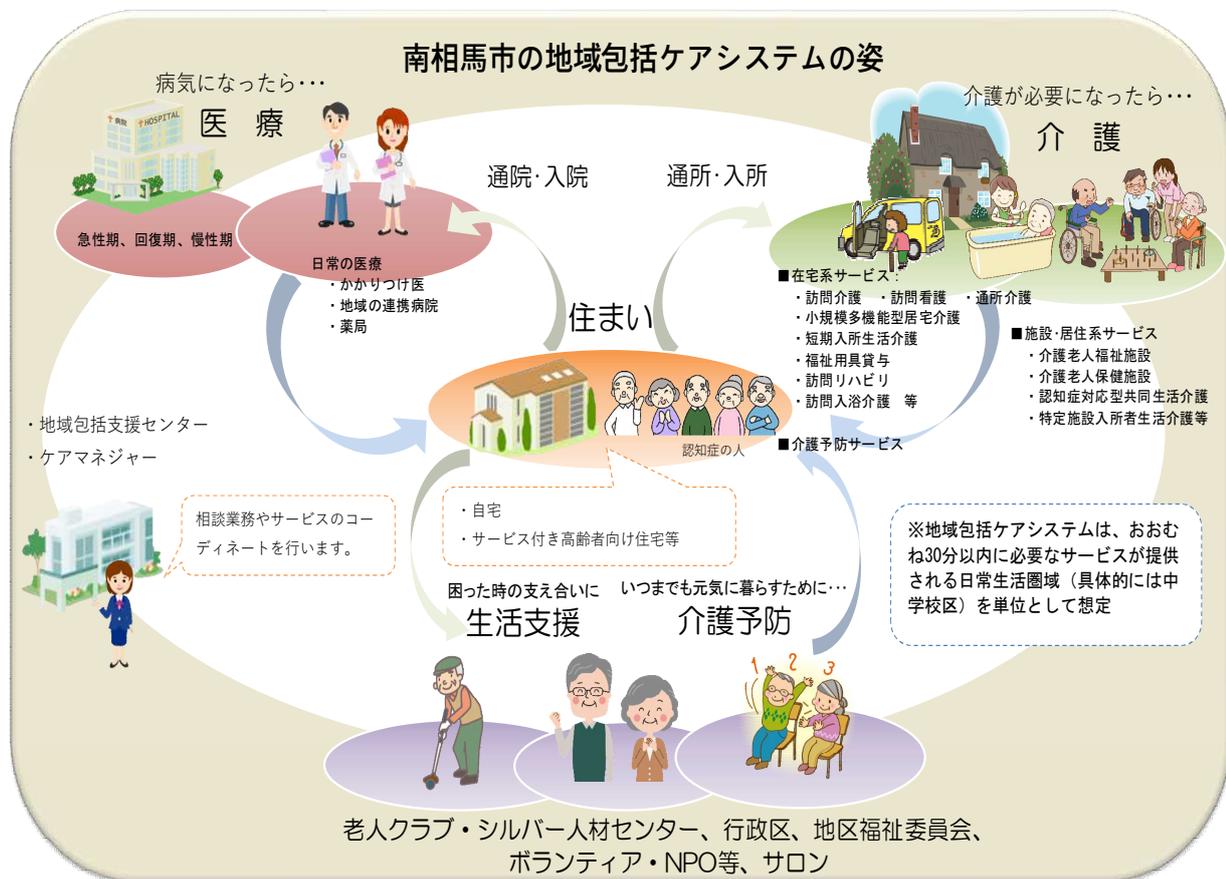
## 1 地域包括ケアシステムの推進

厚生労働省では、いわゆる「団塊の世代」（概ね昭和22年～24年生まれの方）が75歳以上となる令和7年（2025年）以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加すると見込まれることから、令和7年度（2025年度）を目標に「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することを求めています。

ここでいう「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健医療・生活支援・介護予防・住まい・介護サービスの各種サービスを一体的に提供するケアシステムのことです。

施策の推進にあたっては、南相馬市地域包括ケアシステム推進会議での協議、生活支援体制整備・介護予防・認知症支援・医療と介護の連携の4つの専門部会の議論等を踏まえながら、取り組んでまいります。

○地域包括ケアシステムの全体像（イメージ図）



## (1) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議とは、多職種による専門家からの視点を交えて、個別ケースの課題分析を通して地域課題を抽出し、課題の解決に向けた地域づくり・資源開発・政策の形成につなげることや、ケアマネジメントの質の向上を図ることを目的とした各種会議です。

### ①個別地域ケア会議の開催

地域包括支援センターが主催する個別地域ケア会議は、対応が困難な個別ケースについて、地域住民を含めた多職種により対応策を協議する会議です。問題の根底にある地域課題も抽出します。

### ②地域包括ケアシステム推進会議の開催

地域包括ケアシステム推進会議は、個別地域ケア会議により抽出された地域課題や、高齢者全般にわたる課題解決に向けて専門多職種により協議を行います。また、医療・介護・福祉等関係機関相互のネットワーク構築の推進を図ります。

### ③自立支援型地域ケア会議の開催【新規】

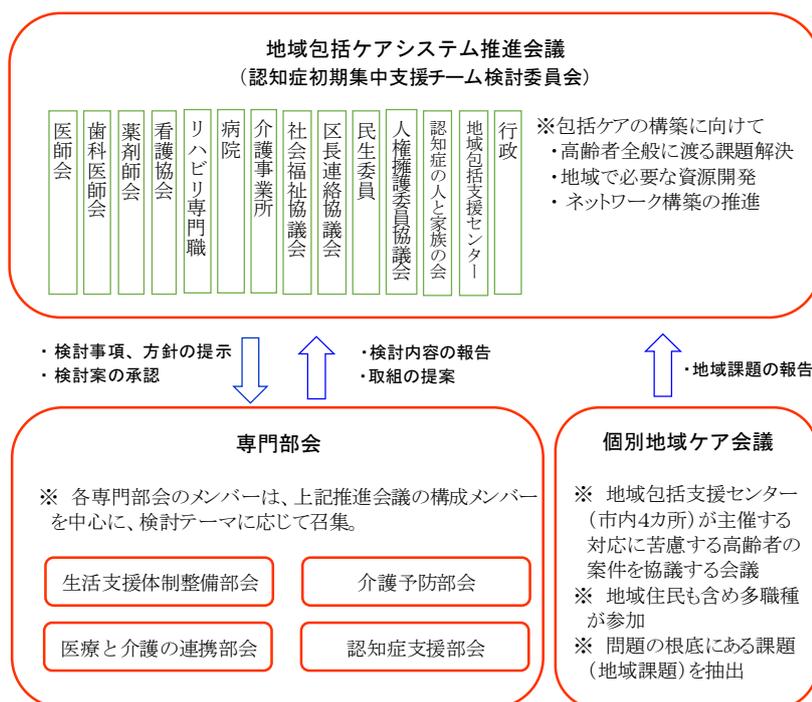
自立支援型地域ケア会議は、ケアマネジャーが作成するケアプランについて、他の専門職が集まって助言を行い、対象者の自立支援に資するケアマネジメントを行う会議です。今後、多職種連携のもと開催を推進してまいります。

(助言を行う主な専門職)

薬剤師・歯科衛生士・栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

なお、身寄りのない高齢者が対象となるケースについては、必要に応じて弁護士、司法書士、税理士、行政書士、認知症専門看護師などの専門職の参加も検討し、地域課題等について協議する個別地域ケア会議の開催につなげてまいります。

#### 「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」の取組イメージ図



## (2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。

各地域包括支援センターには、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種「保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員」を配置し、住民からの相談対応、介護予防ケアプランの作成や家族介護教室の実施など、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

### ①地域包括支援センターの体制に関するもの

#### ○行政や関係機関との協議・連携の推進

介護・福祉サービスの総合相談窓口として、住民やサービス事業者等からの相談内容について、行政や関係機関と協議・連携しながら課題解決に取り組むとともに、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるように、地域包括支援センター運営協議会を設置し、中立性の確保や公平な運営の継続を図り、高齢者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

#### ○人員体制の検証・強化

地域包括支援センターの3職種等の一人あたりの高齢者数(人員/圏域内の65歳以上の高齢者数)等を適宜把握し、適正な人員配置に努めます。

#### ○住民による活用促進

住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、より分かりやすいセンター機能の周知に努めるとともに、介護サービス情報公表システム等により事業内容・運営状況等を公表します。

#### ○南相馬市の地域包括支援センターと人員の配置状況(令和2年7月末)

センター名称	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	介護支援専門員	合計
原町西地域包括支援センター	1	5	1	1	8
原町東地域包括支援センター	1	3	1	2	7
小高地域包括支援センター	1	1	1	0	3
鹿島地域包括支援センター	1	2	1	0	4

※ 原町西地域包括支援センターの介護支援専門員は、小高、鹿島地域包括支援センターも兼務しています。

※ 原町東及び小高地域包括支援センターの社会福祉士等については、被災高齢者見守り・相談支援事業にて各1名ずつ配置している職員を含みます。

## ②ケアマネジメント支援に関するもの

## ○介護支援専門員の資質向上や業務支援

介護保険制度の趣旨に沿った適切、かつ、効果的なサービスの提供がなされるよう、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会や業務を円滑に遂行するための情報交換会等について、地域包括支援センターが中心となって開催します。

## ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
研修会・情報交換会の開催(回)	2	2	2	2	2	2

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

## ③地域の実態把握

地域包括支援センターを中心に高齢者の実態把握を推進し、一人暮らしや高齢者のみの世帯等への支援やニーズに対応できる体制整備を図ります。

実態把握においては、災害時の避難支援の必要性や、新型コロナウイルス感染症の影響で外出が減少したことによる体力・筋力の低下等も念頭に置き、進めることとします。

## ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の実態把握数(件)	2,395	2,165	2,310	2,400	2,500	2,600

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

## ④困難事例への迅速・効果的な対応

高齢者や家庭に重層的に課題がある場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握したときは、行政、地域包括支援センター、関係機関の連携のもと、個別地域ケア会議等も活用しながら、必要な支援を検討するとともに、研修会等に積極的に関係職員が参加するなどスキルアップを図り、迅速・効果的な対応に努めます。

## ⑤地域包括支援センターの広報・周知

多種多様な支援ニーズに対応していくために高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。

○地域包括支援センターの事業(機能)一覧

事業名・項目		事業内容・目標
①総合相談支援事業	地域におけるネットワーク構築	地域住民や各種団体に対して、センター(職員)の認知度向上のためのPRを行うとともに、地域における各種活動の状況等を把握し、信頼関係を築きます。
	実態把握	高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯を中心に生活実態の把握に努めます。
	総合相談	地域に出向き、センターのPR活動を行い、相談に対して円滑に対応します。
②権利擁護事業	成年後見制度の活用	市の業務を支援するとともに、連携して制度を円滑に利用できるようコーディネートを行います。
	老人福祉施設等への措置	市の業務を支援するとともに、連携して迅速に対応します。
	虐待への対応	通報等により、虐待の疑いがあった場合には、市と連携して迅速に状況を確認し、適切に対応します。
	困難事例への対応	行政、各関係機関等と連携し、迅速に対応します。
	消費者被害防止	地域の実態把握と、各関係機関への情報伝達と連携に努めます。ケース把握時には迅速に対応します。
③介護予防ケアマネジメント事業	介護予防事業に関するマネジメント業務	基本チェックリスト該当者に対して、その心身の状況等に応じて、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。
	介護予防給付に関するマネジメント業務	要支援1・2の利用者の生活機能向上のためにサービス提供に努めるとともに、業務委託先を支援します。
④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の人材等の社会資源の活用が図られるよう、情報提供や支援を行うとともに、関係機関の連携を強化します。
	地域における介護支援専門員のネットワーク活用	地域の介護支援専門員の任意団体である「原町方部介護支援専門員連絡協議会」との連携を強化します。
	日常的個別指導・相談	介護支援専門員の日常的業務に対する助言、指導を継続的に実施します。
	支援困難事例への指導・助言	行政と連携し、適切な指導・助言を行います。
⑤その他(市委託事業)	高齢者在宅サービスに係る実態調査及び代行申請等	在宅サービスに係る相談、実態調査及び申請に係る代行業務を行います。
	家族介護教室事業	要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術等の習得を図ります。
	家族介護者交流事業	介護者間で情報交換できる場を提供し、介護者を介護から一時的に開放し、リフレッシュを図ります。
	認知症総合支援事業	認知症の初期段階から個別訪問等を行い、適切な支援を行います。

### (3) 生活支援体制の整備推進

#### ①地域支え合い推進員の配置

「地域支え合い推進員」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク機能)を果たす者(人材)です。

生活支援体制の整備推進に向けては、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築が求められることから、「地域支え合い推進員」の配置を推進してまいります。

#### ②協議体の設置

「協議体」とは、上記①の地域支え合い推進員が活動していくにあたり、生活支援・介護予防サービスの提供主体等と連携し、定期的な情報共有及び資源開発等に向けて協議していく場のことであり、第1層(市全域版)、第2層(日常生活圏域版を基本)で設置を進めていくこととなります。第2層の設置に向けては、前計画において原町第三中学校区内の1地区を、モデル地区として先行的に取り組んだことから、その活動を踏まえ、他地区においても設置を推進してまいります。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第1層	地域支え合い推進員 配置数(人)	10	10	10	10	10	10
	協議体数(団体)	1	1	1	1	1	1
第2層	地域支え合い推進員 配置数(人)	4	5	7	9	11	12
	協議体数(団体)	1	2	4	6	8	9

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

#### ③地域住民の支え合い活動の普及啓発

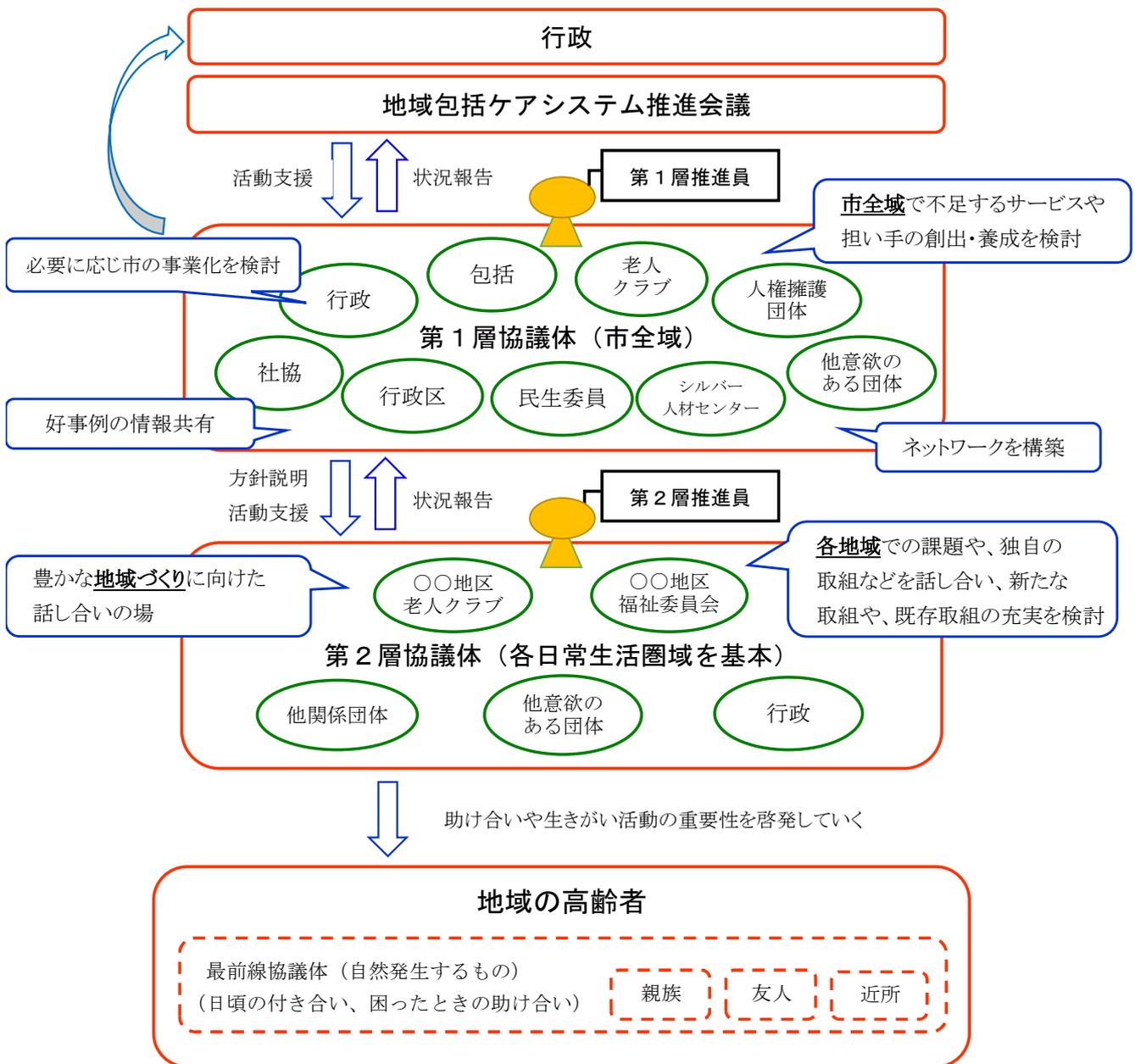
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、事業者等による保健・医療・福祉・介護の各サービス提供の他、近隣住民の助け合いや住民による相互扶助活動等、地域住民からの協力が不可欠です。

そのため、行政と生活支援体制整備部会が連携し、各地区に出向いて、これまで地域で行われてきた支え合い活動の重要性、意義について普及・啓発を図るとともに、新たな活動の創出に向けて、自主性を尊重しながら地域住民の地域づくりを支援してまいります。

④生活支援に係る資源リストの更新

本市では、高齢者への生活支援サービス（資源）について、不足するサービスを把握するため、介護保険サービス、民間事業者等によるサービス別に、日常的な家事・安心・外出・交流・非日常的な家事と区分したリストを作成しました。リストについては、適宜更新をしながら、より良い生活支援ができるよう生活支援体制整備部会や協議体の中で検討してまいります。

南相馬市協議体及び地域支え合い推進員のイメージ図  
(目指す姿)



## (4) 医療・介護連携の推進

自宅において、安心して療養生活を送ることができる体制を整備するため、医療と介護連携の推進に取り組みます。

### ①病院とケアマネジャー間の退院調整ルールの運用・充実

退院調整ルールとは、患者が退院する際に、必要な介護サービスをタイムリーに受けられるよう、病院とケアマネジャーが、患者が入院した時から情報を共有し、退院に向けて、話し合いやサービス調整などを行うための連携の仕組みです。

相双医療圏においては、平成29年4月に退院調整ルールを策定し運用を開始し、以降、定期的に、相双保健福祉事務所主導のもと運用状況を確認するとともに、問題に対し関係機関で対応策を協議しています。

今後も、病院、ケアマネジャーに対しルールの浸透を図るとともに、運用状況を確認しながら見直しを行ってまいります。

また、退院調整ルールを円滑に進めるため、高齢者に対し、①入院したらケアマネジャーに連絡すること、②入院時セット（担当ケアマネジャーの名刺、医療被保険者証、介護被保険者証、お薬手帳、医療機関の診察券）の準備について、周知を図ってまいります。

### ②薬局と介護関係者の連携推進

介護関係者が把握する、服薬管理、残薬管理に問題のある高齢者を迅速に薬剤師につなげられるよう、市が薬局と介護関係者のパイプ役となり、連携を図るとともに、高齢者の身近な相談窓口である薬局が、介護関係の一般的な相談にも対応できるよう研修会を開催するなどして、連携を推進してまいります。

### ③自立支援型地域ケア会議の開催【新規】（再掲）

自立支援型地域ケア会議は、ケアマネジャーが作成するケアプランについて、他の専門職が集まって助言を行い、対象者の自立支援に資するケアマネジメントを行う会議です。今後、多職種連携のもと開催を推進してまいります。

（助言を行う主な専門職）

薬剤師・歯科衛生士・栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

なお、身寄りのない高齢者が対象となるケースについては、必要に応じて弁護士、司法書士、税理士、行政書士、認知症専門看護師などの専門職の参加も検討し、地域課題等について協議する個別地域ケア会議の開催につなげてまいります。

## (5) 高齢者のより良い住環境づくりの推進

加齢に伴い身体機能などが低下すると、長年住み慣れた環境でも暮らしにくくなる場合があります。そこで、高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の生活環境の向上を図ります。

また、生活面に困難を抱える高齢者に対して、居住支援協議会等を活用し、また、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施します。

### ①高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

要支援・要介護認定を受けていない60歳以上の高齢者を対象に、自宅において転倒等により要介護等の状態にならないよう住宅改修資金の助成を実施します。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数(件)	30	30	48	45	50	55

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### ②住宅改修支援事業

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業及び介護保険の住宅改修を実施する際に必要となる理由書作成については、制度の円滑な利用を支援するため、介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーターに依頼した場合は、その費用を負担します。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数(件)	37	34	48	45	50	55

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### ③公共施設などの利用しやすさの向上

公共施設や医療・福祉・商業等の様々な都市機能を集約し、歩いて利用できるコンパクトなまちづくりを進め、公共施設の利便性の高い効率的な土地利用の誘導に取り組むとともに、公共施設や商業、娯楽、文化、教育等の様々な施設にアクセスする道路等のバリアフリー化を進め、誰もが安心して通行できる住環境を形成し、年齢や障害の有無などに関わらず、多くの人々が安心して利用できるユニバーサルデザインの誘導を目指します。

#### ④市営住宅の福祉対応型への整備

「南相馬市公営住宅等長寿命化計画」との整合を図りながら、市営住宅の建設や改修に際しては、市営住宅担当課と連携し、高齢者等が生活しやすいようバリアフリー化を進めます。

#### ⑤居住支援協議会等との連携

生活困窮や身寄りがいないなどの理由により、住まいの確保が困難な高齢者等には居住支援協議会等と連携し、民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図ります。

#### ⑥養護老人ホームの充実

環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が増加する傾向にあり、養護老人ホームの果たす役割は大きなものとなっていることから、市が運営する高松ホームにあっては、処遇、健康管理、食事及び生きがい対策や環境整備等に取り組みます。

#### ⑦軽費老人ホーム・ケアハウスの確保

軽費老人ホームは、ほとんどの施設が個室になっており、家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設で、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」があります。また、ケアハウスは、自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するには不安がある人が入所対象となる施設です。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、住宅と生活支援サービスが組み合わされた支援が必要であるとの考えから、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増しています。現在、本市には該当する施設は1施設あり、運営事業者とともにその有効活用を図ります。

#### ⑧有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備・充実

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加など、生活困難な高齢者や老後の安心した生活を求める高齢者の増加により、有料老人ホームへの入所希望者が増加すると思われることから、必要に応じて民間資本による整備拡充を検討します。また、介護・医療・住宅の連携のもと、高齢者が安心できる住まいの供給を促進するための「サービス付き高齢者向け住宅」について、現在、本市に該当する施設は1施設20戸が整備されており、住まいに対する高齢者のニーズの多様化に対応する観点から、様々な高齢者の住まいの整備について検討していきます。

## 2 介護予防・日常生活支援の充実

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

高齢者が健康であるとともに、できる限り長く自立した生活を送ることができるよう、介護予防の大切さについて普及啓発するとともに、要介護状態に陥るリスクの高い方を中心とした介護予防事業と地域での住民主体の集いの場の育成支援に向けて介護予防・日常生活支援総合事業を推進していきます。

#### ○訪問型サービス・通所型サービス

要支援1・2の方及び総合事業対象者の訪問型サービスや通所型サービスについては、多様な生活支援ニーズに対応するため、身近な地域資源を活用しながら、サービスの充実に向けて検討していきます。

#### ○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス (人/月)	206	204	210	215	220	225
通所型サービス (人/月)	447	490	520	530	550	570

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### (2) 筋力向上トレーニング事業

#### ①高齢者筋力向上トレーニング事業（元気はつらつ教室）

概ね65歳以上の虚弱高齢者を対象に、筋力の維持及び向上を図るため、高齢者向けのトレーニング機器を使用した運動教室を実施します。教室開催にあたり、感染症拡大防止策をとり、また、移動手段のない高齢者の送迎にも配慮し、運動や交流、外出などの機会の確保に努めていきます。

#### ○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虚弱高齢者運動教室 (元気はつらつ教室) 年間参加者数(人)	90	90	45	120	120	120

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

## ②元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）

概ね65歳以上の元気な高齢者を対象に、筋力の維持及び向上を図るため、高齢者向けのトレーニング機器を使用した運動教室を実施します。高齢者が自分自身で積極的に運動に取り組めるように、事業内容等の見直しや、民間のトレーニング施設等の活用などの検討を行っていきます。

### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元気高齢者運動教室 （ほがらか体操教室） 年間実施回数(回)	160	156	120	80	80	80

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

## (3) 介護予防普及啓発事業

### ①健康教育

高齢者が自ら意欲的に健康づくりに取り組むことができることを目指し、フレイル・ロコモ・サルコペニア予防など、介護予防及び健康づくりに関する健康教育や相談等を行います。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止も含め、地域や状況に考慮した方法を検討して実施します。

### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康教育 実施回数(回)※1	19	32	10	20	20	20

※1 実績・目標は健康づくり課実施分を含まない

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### ②介護予防普及啓発

高齢者がいきいきとした元気な80歳代を目指し健康寿命を延伸する取組ができるように、「いきいき80（はちまる）運動」と称した普及啓発活動を実施します。

主に、65歳に到達した方に対し、定期的な介護予防に関する情報提供を行います。

## (4) 住民主体の通いの場の普及・啓発

### ①週一サロンの普及・啓発

高齢者が住み慣れた身近な地域で自分らしい暮らしが継続できることを目指し、高齢者自身が週1回程度通い、運動を中心とした地域の人と交流できる機会を住民主体で設置運営できるよう支援します。

### ②週一サロンの拡大

高齢者の通いの場として週一サロンの新規立ち上げを積極的に行い、高齢者が自分の住んでいる身近な地域や、交流のある近隣の地域で、定期的に通えるよう、サロンの実施箇所数の拡大を目指します。

具体的には、2025年に国はサロンに通う高齢者の割合目標を10%としているため、本市での週一サロン実施箇所数を2026年（第10期高齢者総合計画の終期）に50箇所（※）を目標に拡大していきます。

介護保険の担当以外の部局が行う、スポーツや生涯学習に関する取組や民間企業・団体や社会福祉協議会の取組など、幅広い活動が通いの場に含まれるため、多様な主体と連携し、市内の多くの地域に高齢者がつどい通える場の拡大に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防を行いながら、大勢が集まる取組にこだわらず、見守りや声かけなど地域とのつながりが持てるような交流の在り方など、地域や状況に考慮した新たな活動様式を検討し推進していきます。

※本市の高齢者人口10,000人（65～74歳の2022年人口の予測値）に対する10%の1,000人が週一サロンを利用するためには50箇所必要となり、目標達成のためには、2026年まで4箇所/年として設定。

#### ○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
週一サロン登録数(箇所)	17	26	26	30	34	38

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### ③週一サロンサポーター養成・育成

高齢者が身近な地域で通える週一サロンを継続実施するために、サロン活動を支援するサポーターを育成支援します。

#### ○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
週一サロンサポーター登録者数(人)	105	144	150	170	190	210

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

**④多様な関係者や事業との連携**

高齢者の多種多様な健康課題に対応するため、医療・介護等のデータを分析し、効率的・効果的な取り組みを行うために、多様な職種や事業との連携を密に行っています。

**(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進【新規】(再掲)**

現医療保険制度においては、75歳に到達し後期高齢者となるとそれまで加入していた医療保険制度等から、後期高齢者医療保険制度の被保険者に異動することとなり、保健事業の実施主体も後期高齢者医療広域連合に移り、74歳まで実施してきた特定健診・保健指導等の情報も75歳以降には共有されない等、支援が接続していない状況にあります。

また、後期高齢者の心身の状況として、身体的脆弱性や複数の慢性疾患、認知機能や社会的繋がり低下など多面的な課題を抱え、いわゆるフレイル状態にある場合も多く、高齢者の特性を前提に、生活習慣病等の重症化を予防する取組と、生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施する必要性が高くなっています。

そのような状況の中、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスに結び付けていくことと、社会参加を含むフレイル予防等の取組まで広げていく必要があります。

このため、国民健康保険担当部局が中心となり、健康づくり担当部局等と連携し、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の一体的実施の推進のため、企画・調整に従事する専門職を配置し地域の健康課題の分析、対象者の把握、事業の企画・調整や医療関係団体等との連絡調整を行い、地域において高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を実施します。

具体的には、ハイリスクアプローチとして、糖尿病性腎症重症化予防事業や健康状態不明者の実態把握事業を、ポピュレーションアプローチとして通いの場等においてフレイル予防をはじめとした、運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談を実施し、段階的に各地域に進めていきます。

### 3 認知症施策の総合的な推進

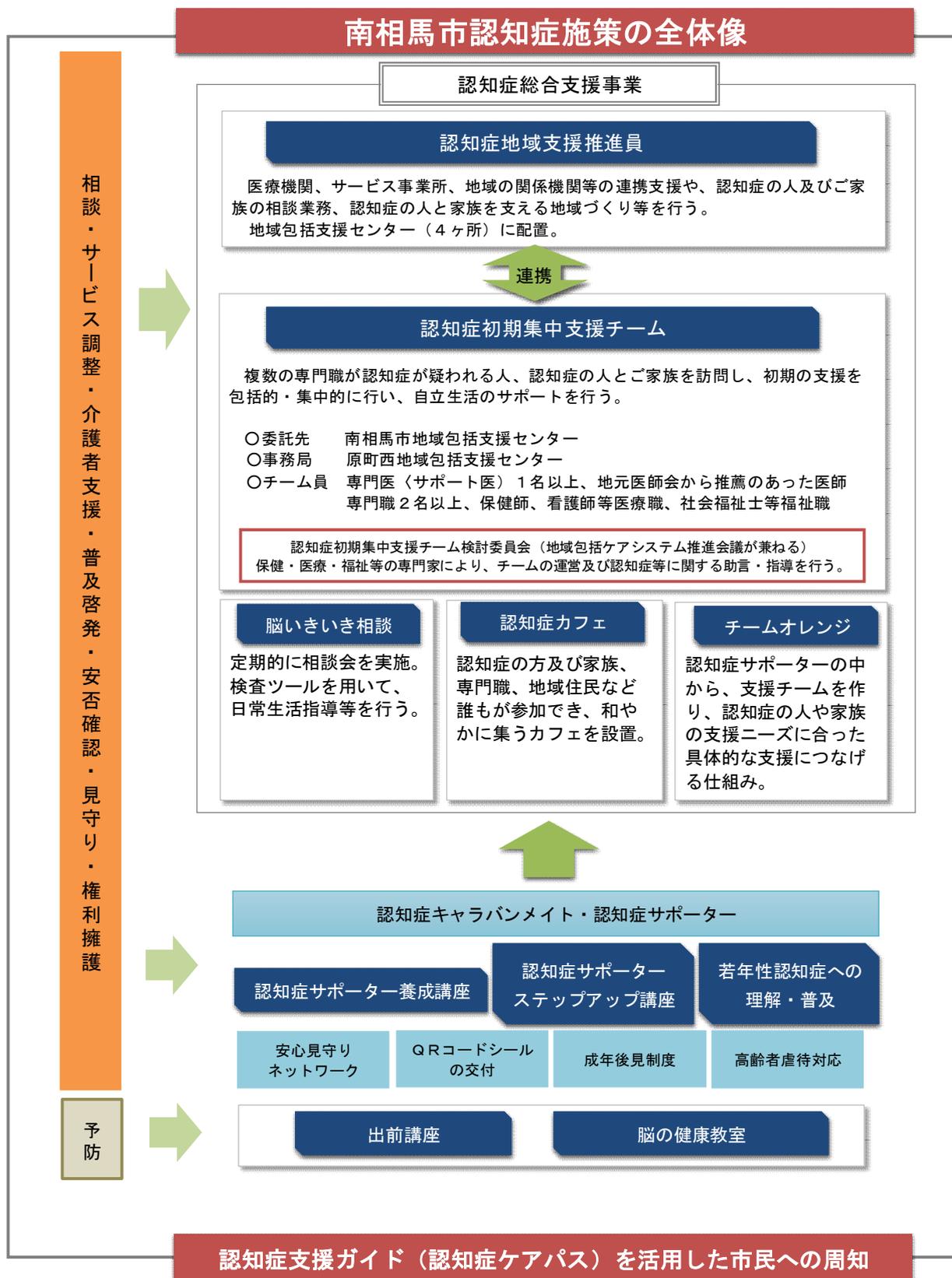
国全体の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人が達すると見込まれ、認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。

国では、令和7年（2025年）を見据え、平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、令和元年6月には「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。

認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とし、施策を推進していくこととなっています。

本市においても、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）及び認知症施策推進大綱に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、実効性のある認知症施策を推進していきます。

- \*「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味。
- \*「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。



相談・サービス調整・介護者支援・普及啓発・安否確認・見守り・権利擁護

予防

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を推進していくため、施策を総合的に推進していきます。

## 1 認知症高齢者の理解促進

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症についての正しい理解の普及と地域の人々が認知症の人や家族の支援に関わることができるよう、普及・啓発活動を実施していきます。

### 認知症の人とその家族を理解し支える人を増やすための事業

#### (1) 認知症サポーター養成講座

認知症の人が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、より多くの市民が、認知症について学び、対応の仕方について理解を深めることで、学んだことを家族や友人等身近な方に伝え、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り支えていくサポーターを養成します。

地域の人だけでなく、事業所や企業等の職域や小中学生にも、認知症サポーター養成講座の開催を拡大していきます。

##### ○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間養成者数(人)	439	196	200	350	350	350

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

#### (2) 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーターが様々な場面で活躍し、認知症高齢者等に支援できるように、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、サポーターのステップアップと、地域でボランティア活動ができるサポーターを育成することを目指します。

##### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間受講者数(人)	24	38	20	50	50	50

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

### (3) 認知症サポーターステッカー配付事業【新規】

認知症サポーター養成講座を受講した事業所や企業等に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る事業所等の証として「認知症サポーターステッカー」を配付します。

事業所や企業等の職域での認知症サポーターを増やし、認知症サポーターの普及と認知症等の人にやさしい地域づくりを目指していきます。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ステッカー配付数(件数)	—	—	—	5	5	5

### (4) 認知症キャラバン・メイト養成、育成支援

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成するために、市内介護保険居宅・施設サービス事業所等へ、キャラバン・メイトの普及・啓発と、ステップアップのための機会の提供と支援を実施します。

また、メイトの交流会や研修会等を開催し、認知症サポーター養成講座の講師としてスキルアップを図るほか、地域での活動を支援していきます。

### (5) 若年性認知症の理解・普及

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、全国で3.57万人と推計されています。

若年性認知症の場合は、多くの人が現役で仕事等をしており認知機能が低下すれば、支障が出て気づかれやすいと考えられますが、認知症とは思わず、疲労や更年期障害、うつ状態など他の病気と思われ診断が遅れる場合があります。

発症年齢が平均51.3歳、3割が50歳未満と働き盛り世代のため、就労や生活費等の経済的問題が大きく、また子どもの養育や教育、親の介護等家庭内でも課題が多い世代でもあるため、様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。

若年性認知症も早期診断・早期対応が重要であるため、若年性認知症についての正しい知識の普及をしていく必要があります。働き盛り世代のいる事業所や企業等での認知症サポーター養成講座で若年性認知症の周知を図るとともに、若年性認知症の実態把握に努めます。

若年性認知症の支援は、多岐にわたるため、状態に応じた支援を関係機関や本人と一緒に考え支援していきます。

## (6) 認知症カフェの普及

認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域の人や専門職等、誰もが集まれる場所であり、お互いに情報を共有し理解し合うことで、認知症の人が地域社会からの孤立を防ぎ、地域の人が認知症を理解し受け入れることを促すものです。

また情報が提供されることで、適切なサービスや専門職と早期につながり、介護者の介護負担の軽減や適切な支援により、認知症の人が安心して暮らせる地域や在宅生活の安定につながります。

現在、市では認知症の人と家族の会で実施しているオレンジカフェがありますが、身近で誰もが参加でき、集う場である認知症カフェを普及し、各地域包括支援センターや地域密着型等の事業所等での認知症カフェの開設を検討していきます。

### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症カフェの総設置数	1	1	2	2	2	3

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

## 2 認知症高齢者等の支援の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の更なる増加が予想されます。認知症は早期発見・早期診断・早期治療がその後の認知症の人の生活を左右するため、「あれっ!」と思ったら、まずは相談窓口にご相談することが重要です。

困った時に相談できるよう、相談窓口の周知を図っていきます。

### 認知症かもしれないと思ったら困らないための事業

#### (1) 認知症ケアパスの推進

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発症した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できる認知症ケアパスの普及を推進します。

市民が身近に目にすることができるよう、医療機関や歯科医院、薬局、関係機関等の窓口に設置し、市民が認知症等で困った時に相談や対応等ができるよう、啓発に努めます。

また、市民が必要とする情報やわかりやすい内容かどうか等、認知症ケアパスの点検や検討を計画期間毎に実施していきます。

## (2) 認知症に関する相談窓口の普及・啓発

認知機能低下のある人や、認知症の人に対し、早期発見・早期対応は重要であり、気づいたときに相談できる窓口を普及させることが重要です。

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口ですが、令和2年3月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、認知度が前回の45.9%から37.0%に低下がみられました。

また、認知症に関する相談窓口を知っているかの問いには、「はい」が31.6%と半数以下でした。

このことから、認知症の相談窓口となる地域包括支援センターの普及・啓発を図る必要があります。認知症ケアパスの積極的活用とともに、市ホームページや広報、健康教室等あらゆる機会を通し地域包括支援センターの周知を図っていきます。

## 認知症の早期発見・早期対応のための事業

### (3) 認知症相談(脳いきいき相談)事業

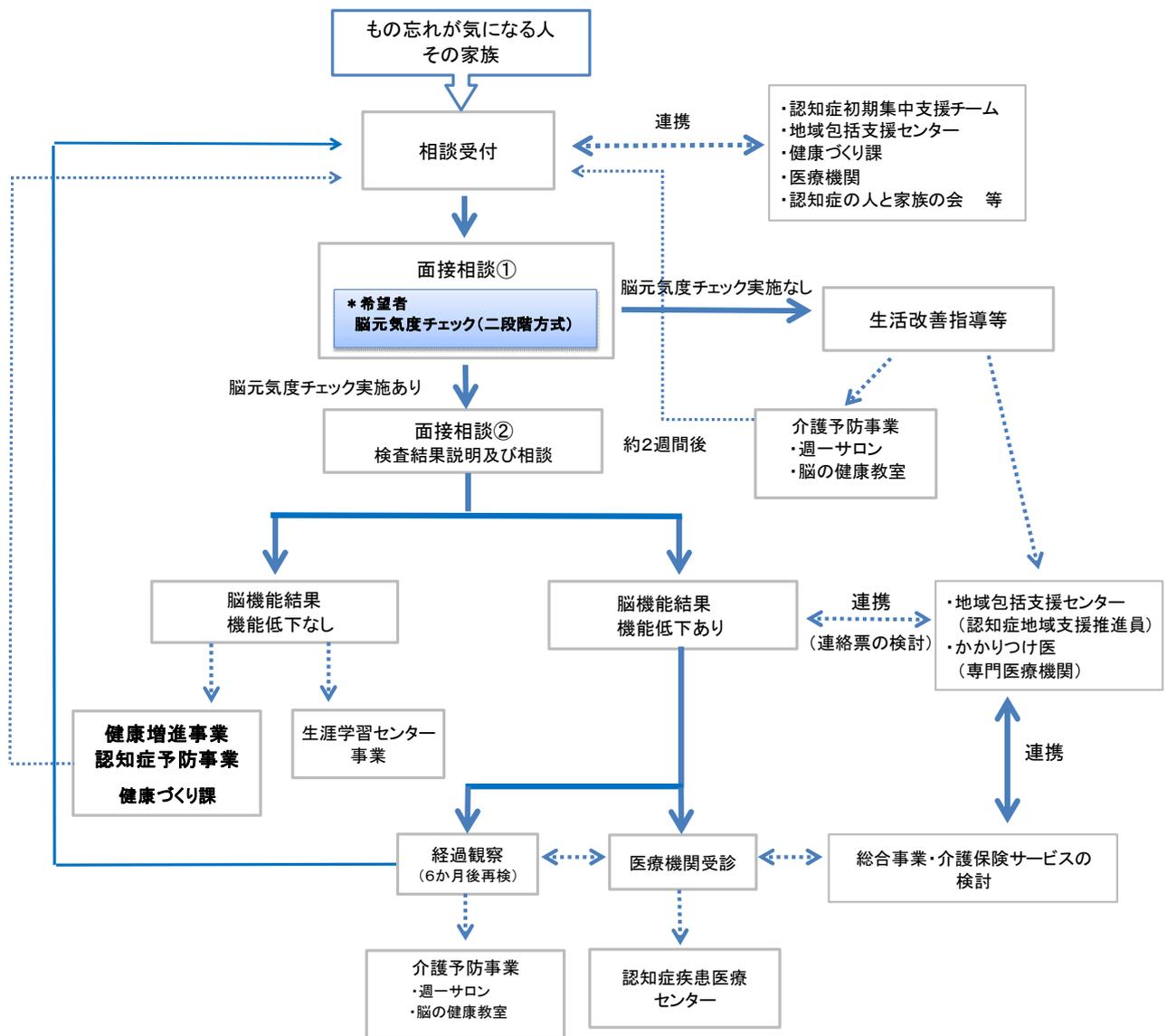
認知症の早期発見、早期対応のため、もの忘れが気になる人やその家族等を対象に「脳いきいき相談事業」を実施し、継続した相談体制の構築に努めます。

#### ○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳いきいき相談事業の 実施回数(回)	6	9	9	12	12	12

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

○脳いきいき相談事業の流れ(イメージ図)



(4) 脳の健康教室

高齢者の認知症予防を目的として、「認知症予防を通じた脳の健康づくり」「仲間づくり」「地域社会への参加促進」を図るために株式会社公文教育研究会学習療法センターの認知症予防プログラムを導入した教室を実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
脳の健康教室 参加者数(人)	—	—	15	20	20	20

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

## (5) 認知症初期集中支援事業

認知症の早期診断、早期対応が重要であることから、認知症専門医と医療介護専門職で構成された「認知症初期支援チーム」により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

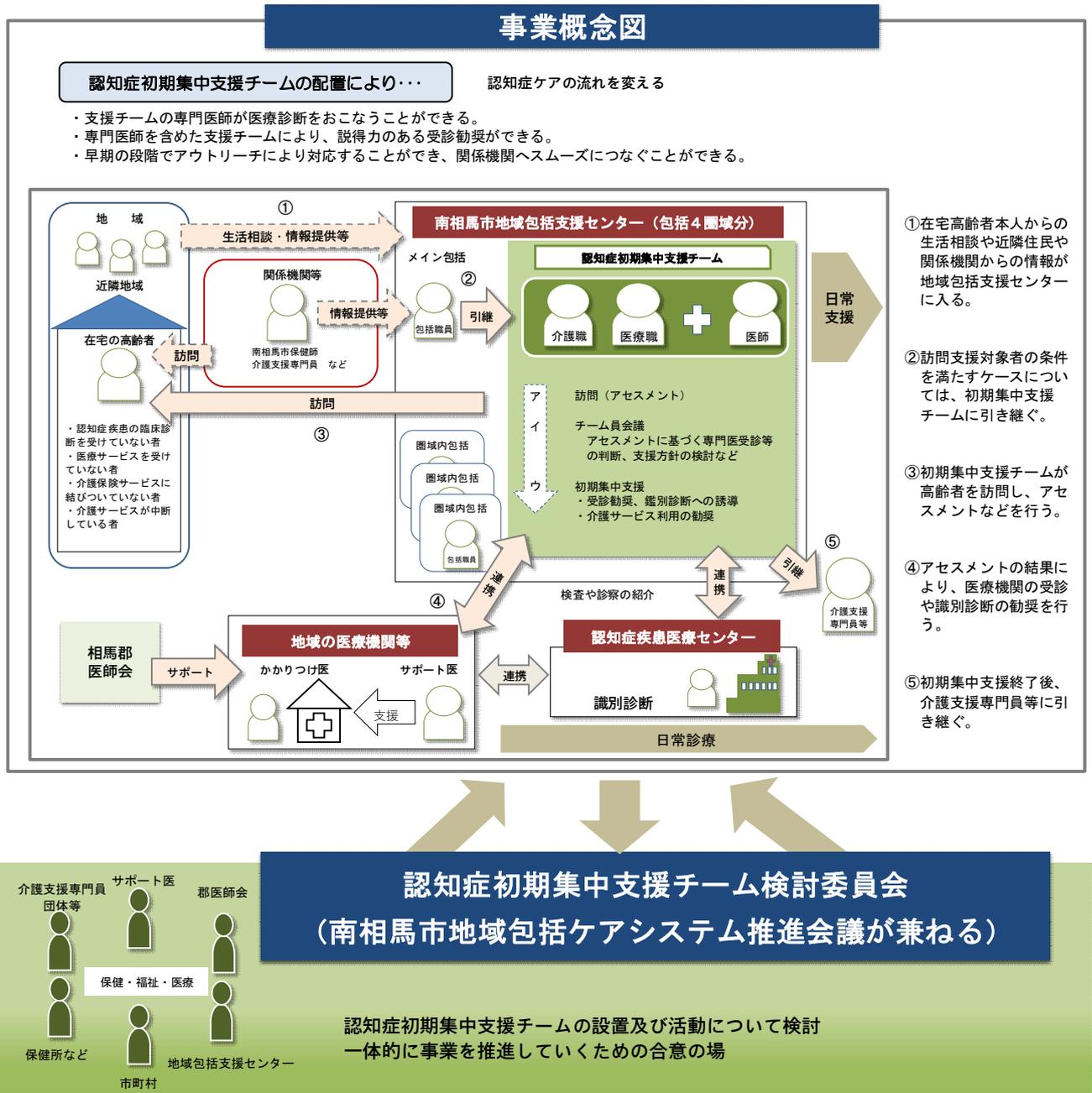
また、認知症初期集中支援チーム員活動の普及啓発に努め、事業の活用推進と認知症疾患医療センターや相馬郡医師会などと連携し、認知症の方やその家族への支援体制づくりを推進します。

### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談対応件数(新規)	1	6	4	8	8	8

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

○認知症初期集中支援チーム事業概要



## (6) 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員は、認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症専門医療機関や介護サービスの事業者等への連携支援を行うとともに、地域の実情に応じ認知症の人や家族への支援体制を構築するなどの役割を担います。

認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症に関する相談窓口の機能充実と、認知症の人と家族を支える地域づくりの推進に努めます。

### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症地域支援推進員による地域づくり事業(回)	—	—	—	4	4	8

## 3 認知症高齢者の在宅生活支援

認知症高齢者の在宅生活を支援するため、徘徊の恐れがある高齢者の情報を登録して、保護された場合に早期に身元を特定できる徘徊高齢者等早期身元特定事業の利用拡大や、地域住民や関係団体等との協働により、見守り体制を構築していきます。

### 認知症高齢者等の安全安心の確保のための事業

#### (1) 徘徊高齢者等早期身元特定事業

徘徊の恐れがある高齢者の情報を予め登録したQRコードシールを交付し、徘徊により保護された場合に、地域住民、警察署、消防署等と連携し早期に身元を特定することで、高齢者と擁護者の安全安心の確保に努めます。また、今後徘徊時の発見により効果的なGPS機器の導入についても検討してまいります。

### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数(人)	14	22	32	40	50	60

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

## 認知症高齢者等の見守り等地域で支える事業

### (2) チームオレンジの構築【新規】

認知症サポーター養成講座を受講し、さらに認知症サポーターステップアップ講座を受講したサポーターの中から、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活が送ることができるよう、支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築を目指します。

支援チームのチーム員は、認知症サポーターだけでなく、キャラバン・メイトや認知症地域支援推進員、認知症の人本人等も含まれます。

チームオレンジとして、認知症の人やその家族の支援ができるよう研修会等を開催しチーム員の育成と活動を支援していきます。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置数	—	—	—	—	—	1

## 4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

子どもから高齢者まで、誰もが地域福祉の担い手として活動できる地域づくりを推進します。

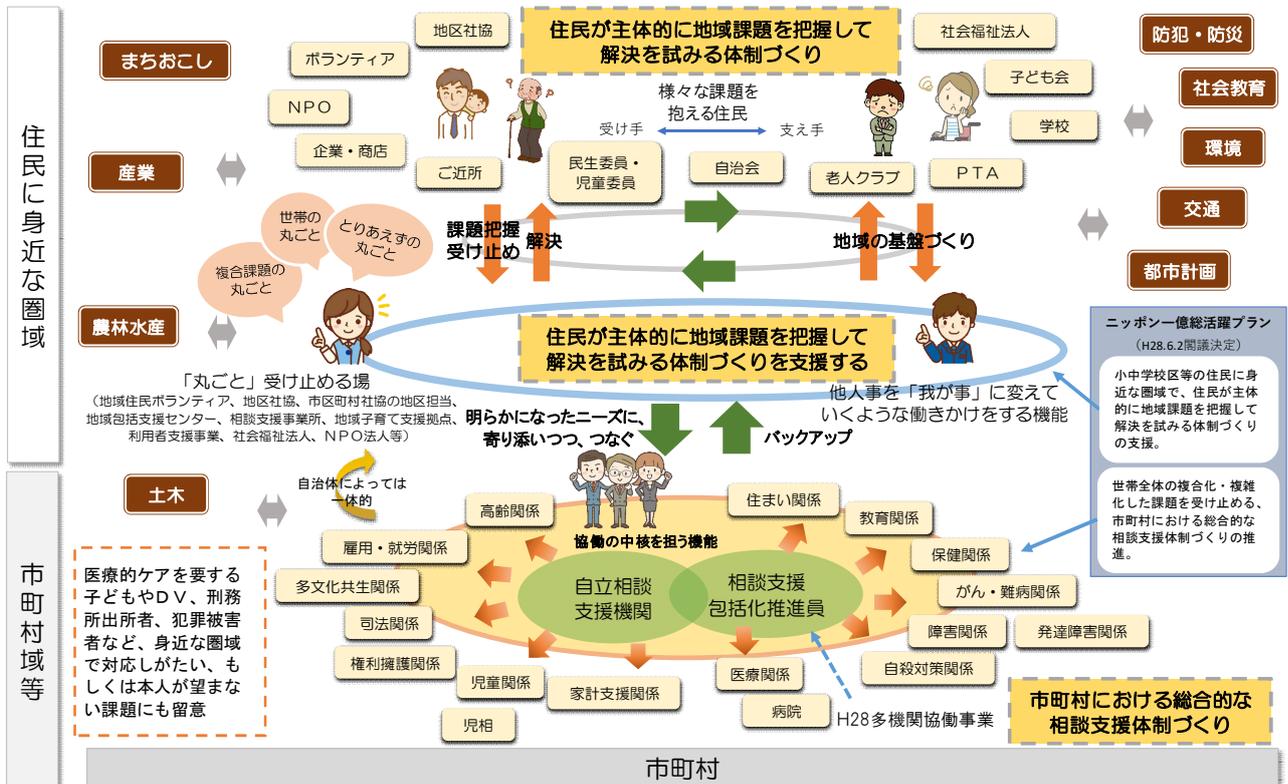
### (1) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

「地域共生社会」とは、子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、それぞれの枠組み、また、支え手側と受け手側という従来の関係を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会です。

本市では、地域共生社会を見据えた取組として、高齢者部門と障がい者部門との意見交換を行い、課題の共有と改善を通して、より良いサービス提供体制の構築を図るとともに、対応が困難な個別ケースについては、検討会議において、民生委員や地域住民、関係部門の専門多職種が一堂に会しての検討を強化してまいりました。

今後も、地域共生社会の実現に向けて既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための仕組み（重層的支援体制整備事業）について検討していきます。

#### ○包括的な支援体制

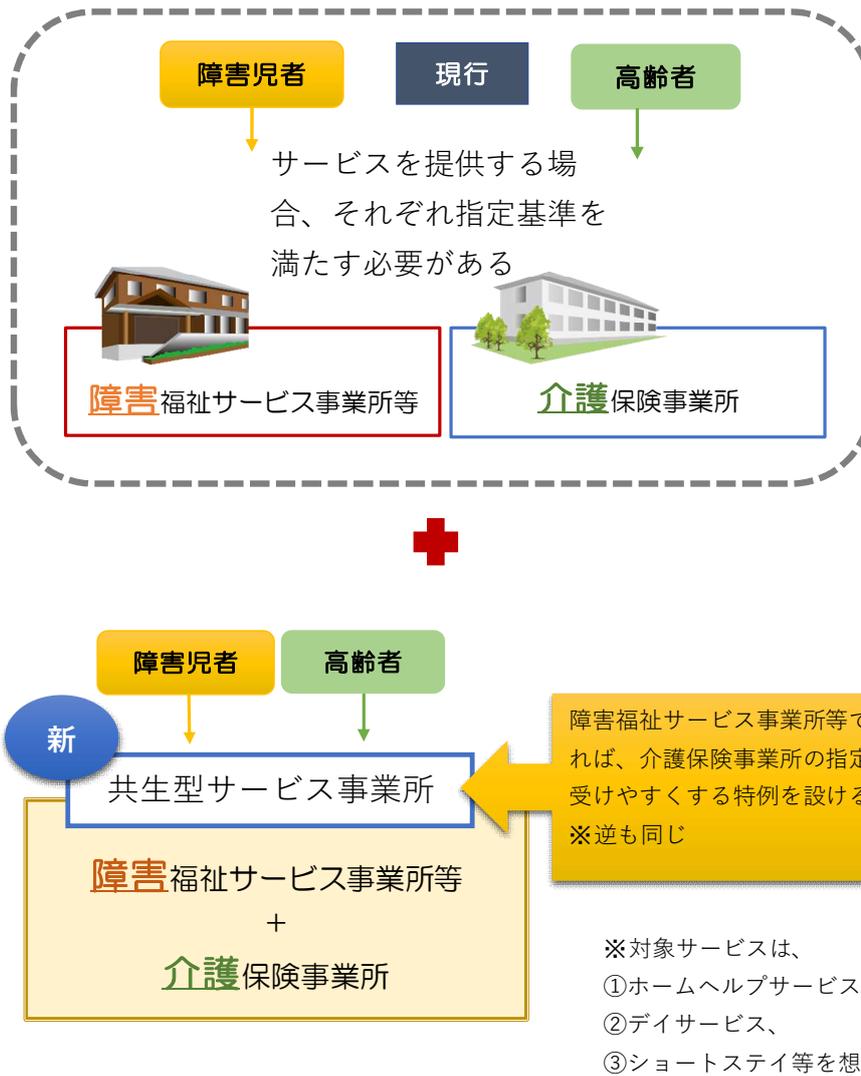


出典：厚生労働省

## (2) 共生型サービスの推進

障がい者の方が65歳以上になっても、同一事業所で障がい福祉サービスと介護サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の実現に向けて、今後、事業者の参入希望を確認しながら体制づくりに努めます。

### ○共生型サービス



出典：厚生労働省資料を加工

## 第4章 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供

住み慣れた自宅で暮らしながら利用することのできる在宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスが必要な方には施設での安心した生活を実現するため、サービス基盤の整備と適切な事業運営に努めます。

### 1 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

望ましい公正な介護保険事業運営を図るため、不適切・不要なサービスの利用などにより余分な費用が生じないように、介護認定と給付の適正化に取り組みます。

#### (1) 地域密着型サービス事業所等への指導の実施

市が指定・指導権限を持つ、指定居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所等への指導を実施し、サービスの質の向上や利用者に適正なサービスが提供されるよう努めます。

##### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実地指導実施割合(%)	100	100	100	100	100	100

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

#### (2) サービス事業所への立入調査等の実施

利用者からの情報等に基づき、サービスが適正に提供されているかどうかを確認するため、必要に応じた事業所への立入調査や聞き取り調査の実施、あるいは書類提出を求めるなど、よりよいサービス提供の向上を図ります。

### (3) 介護認定・給付の適正化

要介護認定における認定審査会の運営を公平・適正に行います。また、要介護認定の判定結果に疑義がある場合、被保険者に認定の仕組みや審査判定について責任をもって十分な説明を行います。併せて、介護費用の適正化についても取り組んでいきます。

#### ①要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施される要介護認定調査の結果に対し、認定審査会用資料としての整合性の確認漏れをなくすべく、全調査項目の内容を入念に点検します。

その際、チェック項目や記載内容に不備や誤りなどがある場合は、当該調査員に直接確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定調査票の点検割合(%)	100	100	100	100	100	100

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

#### ②医療情報との突合

国民健康保険団体連合会の介護給付システムを活用した医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況の確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行っていきます。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
縦覧点検の実施(回)	4	4	4	4	4	4

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

#### ③介護給付費通知

介護保険サービスの適正な利用促進のため、介護給付費通知書を作成し、給付内容についてサービス利用者に通知します。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通知書送付(回)	2	2	2	2	2	2

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

## ④ケアプランの点検

ケアプランを点検し、不適切なサービス提供が無いかを確認します。

なお、不適切なサービス提供が認められた場合、サービス事業者等に対し改善報告を求め、適正なサービスの提供に努めます。

## ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検(回)	1	1	1	1	1	1

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

## ⑤住宅改修の点検

住宅改修において受給者の状況にそぐわない不適切・不要な改修を行っていないか、工事見積書・竣工写真等を点検します。

## ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修の点検割合(%)	100	100	100	100	100	100

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

## (4) 介護保険料収納率の確保・向上

本市の第1号被保険者の介護保険料の収納率は、震災以降、減免等が継続されているため、全体としては98%台で推移しています。第8期計画期間の介護保険料の推計にあたっては、予定保険料収納率を3か年平均で94.5%と見込んでいますが、介護保険事業を安定的に運営するとともに、被保険者相互の負担の公平の確保のため、収納率の確保・向上に取り組みます。

## (5) 介護職員等専門人材の養成・確保の支援

本市の介護施設においては、東日本大震災や原発事故の影響から、介護職員不足が深刻化しており、介護サービスを維持するための人材確保が喫緊の課題となっています。

このことから、本市の介護サービスの維持、充実に努めるため、介護に携わる職員の養成・確保を図ってまいります。

### ①介護職員初任者研修講座等の開催

市において介護職員を養成・確保することを目的とした介護職員養成事業を実施するとともに、介護保険事業所への就業に向けた就職説明会を開催し、人材の確保・就業促進に努めます。

#### ○事業の実績と目標・見込み

	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初任者研修	養成講座開催回数(回)	3	3	2	2	2	2
	受講者数(人)	39	40	30	30	40	40
	資格取得者数(人)	39	40	30	30	40	40
実務者研修	養成講座開催回数(回)	1	1	2	2	2	2
	受講者数(人)	19	17	19	30	30	30
	資格取得者数(人)	19	17	19	30	30	30

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

### ②介護職員の復職・再就職支援講座の開催

介護福祉士やホームヘルパー等の有資格者で、福祉の現場から一度離れた方の再就職支援に向け、介護福祉士会と連携し、復職・再就職に向けた講座等を開催し、施設への就業を促進することで人材の確保に努めます。

## **(6) 介護人材における外国人の受入れ支援【新規】**

開発途上地域等の経済発展を担う人づくりに寄与し、国際貢献の推進を行う市内の介護事業所が、外国人受入れに係る各制度（経済連携協定、外国人技能実習制度等）の趣旨に沿って、外国人を円滑に受け入れられるように支援します。

## **(7) 介護事業所の看護職員不足解消対策【新規】**

市内介護事業所における看護職員不足に対応するため、市が実施するみらい育成修学資金貸付制度の「看護師等修学資金貸付」を利用し、看護師免許等を取得した方が、一定期間市内介護事業所で勤務した場合に貸付金の返還債務を免除し、看護職員不足の解消に努めます。

## **(8) 介護職員合同就職説明会の実施【新規】**

市内の介護・障がい福祉事業所では、東日本大震災の影響等により深刻な職員不足が続いており、この状況を改善するため、介護、障がい福祉事業所及び医療機関等による合同就職説明会を開催します。

## 2 介護保険サービスの充実

介護を要する状態となった高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護サービス提供体制の確保と利用支援の充実を図ります。

### (1) 介護サービス基盤の整備とサービス必要量の確保

地域包括ケア「見える化」システム等を活用しながら、要支援・要介護認定者に必要なサービスを確保します。

(※詳細については、第Ⅲ部「介護保険事業計画」を参照)

### (2) サービス利用の支援

#### ①制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容、介護保険料など必要な情報がわかりやすく伝わるよう、広報紙やパンフレット等の配布を活用した周知に努めます。さらに、出前講座などの機会を捉えて、制度とサービスの周知を図ります。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
制度等の広報回数(回)	6	6	6	6	6	6

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

#### ②制度の利用を容易にするための施策

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかつたり、利用制限を受けることがないよう、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

#### ③サービス利用に関する相談支援と苦情への対応

サービス利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図り、その改善を支援します。

### 3 介護サービスの質の向上

介護サービスについて、サービス提供の「量」の確保と同時に、サービスの「質」の向上を図ることで、要支援・要介護認定者の安心感と満足感を高めます。

#### (1) 介護サービス提供事業者の活動環境の整備

介護サービス提供事業者が利用者に、より良質のサービスを効果的に提供できるように、市が事業者に対して積極的な情報提供を進めるとともに、市と事業者、あるいは事業者同士の情報交換などのコミュニケーションを通じてサービスの質の向上を図ります。

##### ①情報交換会の開催

介護サービス等を効果的に提供するため、状況に応じて介護事業所との情報交換会を行い、サービスの質の向上を図ります。また、市で開催する各種会議においても適宜情報交換を行います。

##### ②介護ロボット・ICTの導入支援

少子高齢化が進展し、介護職員不足が続く中、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、ケアの質を確保しながら、必要なサービス提供が行えるよう、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠であります。

そのため、介護現場の業務効率化及び介護に携わる職員の負担軽減につなげるため、市・県などによる導入助成制度の周知を図るなど、関係機関と連携しながら、市内各施設における導入を支援します。

## 4 介護者への支援

自宅で家族を介護する方への支援として、介護用品の助成や交流機会の提供などを通じて、高齢者を身近で支える家族介護者への支援の充実に努めます。

### (1) 家族介護教室事業

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、家族介護者の適切な介護知識・技術等の習得を図ります。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症についての感染対策に努めるとともに、発生状況を考慮した参加者数や実施形態を検討してまいります。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加者数(人)	482	315	240	320	400	400
開催回数(回)	16	14	12	16	16	16

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

### (2) 紙おむつ・介護用品助成事業

在宅で介護を受けている寝たきりや認知症の状態にある高齢者が介護用品を使用する場合、その購入に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減と在宅福祉の増進を図ります。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成件数(件)	1,236	1,303	1,367	1,430	1,500	1,550

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

### (3) 家族介護者交流事業

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、交流会を通して介護に関する情報交換等を行うことにより、リフレッシュと介護負担の軽減を図るとともに、介護に関する悩みの解決などにつなげていきます。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症についての感染対策に努めるとともに、発生状況を考慮した参加者数や実施形態を検討してまいります。

#### ○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加者数(人)	99	100	80	100	130	130
開催回数(回)	8	8	8	8	8	8

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定

### (4) 仕事と介護・子育ての両立が可能な環境の醸成

介護や育児等による離職防止のため、介護や子育てをしている人たちが働きやすい職場づくりに取り組む企業へ「魅力ある職場づくり補助金」等を活用し、仕事との両立が可能な環境づくりを推進します。

## 5 介護事業所等による災害・感染症対策への支援

近年の災害の発生状況、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、介護事業所等における、災害対策や感染症対策の実施状況の点検・指導等を徹底するとともに、災害への備え、ウイルスの感染拡大防止策や感染拡大時の介護サービスの継続策などに対して連携して対応してまいります。

### (1) 災害対策への支援【新規】

避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であるため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

### (2) 感染症対策への支援【新規】

感染症を想定した訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要であるため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等職員への感染症に関する研修を実施してまいります。

また、感染症発生時の必要な物資の確保・配布については、県と連携して対応してまいります。

## 第Ⅲ部

# 介護保険事業計画



# 第1章 介護サービスの見込量

## 1 居宅系サービスの充実

### (1) 居宅サービス/介護予防サービス

在宅において自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

○居宅サービス・介護予防サービスの一覧と市内事業者数 (令和2年7月末現在)

①訪問介護（ホームヘルプサービス）	事業者数
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等の必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。	11
②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護	事業者数
要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスです。	3
③訪問看護／介護予防訪問看護	事業者数
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。	3
④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション	事業者数
病院・診療所または介護老人保健施設等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。	1
⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導	事業者数
要支援者・要介護者に対して、病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が自宅を訪問して療養上の管理指導を行うサービスです。	— ※

※保険医療機関・保険薬局であれば介護保険事業所としての指定があったとみなされます。

第1章 介護サービスの見込量

<b>⑥通所介護（デイサービス）</b>	<b>事業者数</b>
要介護者が老人デイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を受けるサービスです。	14
<b>⑦通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション</b>	<b>事業者数</b>
要支援者・要介護者が介護老人保健施設や病院、診療所に通り、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。	3
<b>⑧短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護</b>	<b>事業者数</b>
要支援者・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を受けるサービスです。	6
<b>⑨⑩短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護</b>	<b>事業者数</b>
要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を受けるサービスです。	4
<b>⑪特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護</b>	<b>事業者数</b>
有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練療養上の世話を行うサービスです。	0
<b>⑫福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与</b>	<b>事業者数</b>
要支援者・要介護者に対して、心身の状態や希望、環境を踏まえ適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い貸与するサービスです。	6
<b>⑬特定福祉用具購入費支給／特定介護予防福祉用具購入費支給</b>	<b>事業者数</b>
要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入したとき、購入費の9割等、介護保険給付対象相当額を支給するサービスです。	6
<b>⑭住宅改修費支給／介護予防住宅改修費支給</b>	<b>事業者数</b>
要支援者・要介護者に対して、手すり取付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったとき、改修費の9割等、介護保険給付対象相当額を支給するサービスです。	—

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

＜ 現状と課題 ＞

訪問介護は、令和2年7月現在11事業所がサービス提供を行っています。サービス提供の実情は、身体介護が中心ですが、軽度者においては生活援助が中心となっています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護	要介護 1～5	95,364 回	88,072 回	90,850 回
		4,412 人	4,195 人	3,876 人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第7期の実績等から、第8期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	要介護 1～5	106,422 回	107,088 回	102,628 回
		4,620 人	4,608 人	4,452 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

< 現状と課題 >

市内では、3事業所によりサービスが提供されており、現状では必要な供給量を満たしていると考えられます。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴介護	要介護 1～5	3,499回	2,511回	2,184回
		729人	503人	420人
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	107回	1回	1回
		16人	1人	1人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	要介護 1～5	1,897回	2,028回	2,028回
		348人	372人	372人
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	100回	100回	100回
		10人	10人	10人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

③訪問看護／介護予防訪問看護

＜ 現状と課題 ＞

市内では、3事業所によりサービスが提供されています。

在宅での医療的管理が必要な要支援・要介護者等の増加に対し、一定程度の供給量が確保されています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問看護	要介護 1～5	17,367回	16,033回	15,977回
		2,050人	1,926人	1,800人
介護予防訪問看護	要支援 1・2	2,044回	2,213回	2,561回
		289人	260人	264人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第7期の実績等から、第8期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。

在宅医療の充実を図る観点から、サービス基盤の強化に努めます。利用者を継続的にサポートしていく必要のあるサービスであり、他の介護サービスの提供内容やケア内容の確認のため、主治医、ケアマネジャーやサービス事業者などとの連携体制の充実に努めます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	要介護 1～5	19,508回	19,696回	18,938回
		2,196人	2,220人	2,136人
介護予防訪問看護	要支援 1・2	2,287回	2,287回	2,287回
		252人	252人	252人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

< 現状と課題 >

市内では、1事業所によりサービスが提供されています。この事業所は、平成24年11月に東日本大震災復興特例区域法により期間限定で開設されたものですが、安定して利用されています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	8,961回	10,002回	11,975回
		875人	842人	756人
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	2,547回	2,826回	5,747回
		304人	294人	360人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。今後は、在宅生活を支援するという観点からも、リハビリテーションの意義は大きいことから、サービス提供量の推移も考慮しつつ、期間限定事業所の今後のあり方も含めサービス基盤の整備について検討していきます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	11,620回	11,620回	11,620回
		744人	744人	744人
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	5,598回	5,598回	5,598回
		348人	348人	348人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

＜ 現状と課題 ＞

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理指導を行うサービスで、保険医療機関及び保険薬局等、介護保険事業所としてみなされている事業所によりサービスが提供されています。

主治医の判断により提供が決まるサービスですが、ケアマネジャーが介護サービス提供事業者と医師との橋渡し役を担い、医療・保健・介護の総合的な見地からサービスが提供できる体制が求められています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅療養管理指導	要介護 1～5	1,624人	1,683人	2,028人
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	195人	234人	228人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第7期の実績等から、第8期については、要介護、要支援ともにサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

在宅医療の充実と医療・介護連携を図る観点からも今後サービス利用の増加が想定されます。

また、医療・保健・介護の総合的な見地から主治医、薬剤師等の理解を求め、ケアマネジャーや介護サービス事業者等との連携を図っていきます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	要介護 1～5	2,064人	2,064人	2,004人
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	240人	240人	240人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑥通所介護（デイサービス）

＜ 現状と課題 ＞

要支援・要介護認定者及び介護する家族にも広く浸透しているサービスであり、本市では、14事業所で提供しており、一定程度の供給量は確保されています。

本サービスについては、本人にとっては外出機会や閉じこもり予防に効果があること、また、家族にとっては介護等の負担が一時的に軽減されることなどが、多く利用される背景と考えられます。

全体的に今後も利用者の増加が見込まれるため、希望者に対し、質、量ともに十分なサービス提供ができる体制が必要です。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
通所介護	要介護 1～5	91,920回	94,469回	95,672回
		8,896人	8,751人	8,532人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第7期の実績等から、第8期については、サービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

介護度の重度化防止や家族の介護等負担軽減を図る観点からも、居宅サービスの中心的サービスの1つであり、今後も同等からそれ以上の給付水準で推移すると見込まれます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	要介護 1～5	98,597回	100,460回	99,665回
		8,964人	9,120人	9,060人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑦通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

＜ 現状と課題 ＞

市内の老人保健施設において、理学療法士や作業療法士などのリハビリテーションの専門職によりサービス提供が行われています。現在3事業所でサービスが提供されています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
通所リハビリテーション	要介護 1～5	14,449 回	13,173 回	11,981 回
		1,846 人	1,614 人	1,524 人
介護予防 通所リハビリテーション	要支援 1・2	662 人	727 人	756 人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第7期の実績等から、第8期については要介護は同水準、要支援は増加傾向のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

介護予防や介護度の重度化防止の観点から提供事業者に対して運動機能維持・向上、口腔ケア等のメニューやサービス内容の一層の充実を働きかけていきます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	要介護 1～5	11,671 回	11,870 回	11,671 回
		1,416 人	1,440 人	1,416 人
介護予防 通所リハビリテーション	要支援 1・2	804 人	816 人	816 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

< 現状と課題 >

市内では、6事業所によりサービスが提供されています。第7期期間中に2つの事業所が新たに開設しました。

避難先における市外事業所のサービス利用があり、稼働状況はかなり高い水準にあります。

また、定期利用している人がいるため、介護者が病気や用事などの緊急時に利用できない状況にならないよう、適正な運用が図られるよう働きかけていくことも必要です。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所生活介護	要介護 1～5	23,990日	24,305日	24,553日
		3,433人	3,602人	3,408人
介護予防 短期入所生活介護	要支援 1・2	1,537日	1,730日	1,730日
		346人	402人	402人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、要介護者・要支援者ともサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

緊急的な一時入所など、ニーズが多いサービスであり、また地域包括ケアを支える後方ベッドとしての機能にもなることから、在宅介護の維持、充実を図るため、適正な運用が図られるよう働きかけていきます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	要介護 1～5	26,704日	27,113日	27,430日
		3,660人	3,708人	3,756人
介護予防 短期入所生活介護	要支援 1・2	1,814日	1,972日	2,016日
		432人	468人	480人

日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

**⑨短期入所療養介護(ショートステイ)／介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)**

**< 現状と課題 >**

短期入所療養介護は、介護老人保健施設によりサービスが提供されています。介護老人福祉施設の短期入所生活介護とは異なり、短期入所定員として区分されておらず、空いているベッドを短期入所に振り分けるため、長期入所者を中心に相当数のベッドを充当した後、短期入所用に一定数のベッドを確保している状況です。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所療養介護	要介護 1～5	7,854 日	6,725 日	6,355 日
		1,199 人	979 人	816 人
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	567 日	555 日	555 日
		126 人	120 人	120 人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

**< 今後の見込み・方策 >**

第7期の実績等から、第8期については下表のとおりサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

このサービスも地域包括ケアを支える後方ベッドの役割を担うこととなります。介護者が緊急の時など、必要なときにサービスが利用できるよう、居宅介護支援事業所等との連携に努めます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	要介護 1～5	10,654 日	10,654 日	10,980 日
		1,560 人	1,560 人	1,608 人
介護予防短期入所療養介護	要支援 1・2	624 日	673 日	673 日
		120 人	132 人	132 人

日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑩短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）

＜ 現状と課題 ＞

短期入所療養介護は、1 医療機関のみサービスが提供されています。介護老人福祉施設の短期入所生活介護とは異なり、短期入所定員として区分されておらず、介護保険適用の療養病床を短期入所に振り分けるため、長期入所者を中心に療養病床を充当した後、短期入所に一定数を確保している状況です。

○サービスの利用状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
短期入所療養介護	要介護 1～5	28 日	0 日	0 日
		3 人	0 人	0 人
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	0 日	0 日	0 日
		0 人	0 人	0 人

令和 2 年度の実績値については、7 月末をベースに見込値算定  
日数は年間累計の数、人数は 1 月当たりの利用者数×12 月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第 7 期の実績等から、第 8 期については、同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	要介護 1～5	0 日	0 日	0 日
		0 人	0 人	0 人
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	0 日	0 日	0 日
		0 人	0 人	0 人

日数は年間累計の数、人数は 1 月当たりの利用者数×12 月

⑪特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

＜ 現状と課題 ＞

有料老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウスへ入所し、さらにその施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上のサービスを受けることができます。避難先における施設利用や緊急的な入所措置により、要支援認定者、要介護認定者ともに利用者は大きく増加しています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	849人	938人	960人
介護予防 特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	219人	188人	108人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第7期の実績等から、第8期については、要介護については増加傾向、要支援については同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。地域包括ケアシステム構築の要素の一つである「住まい」にも関係するサービスであることから、提供量の確保に努めます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	984人	1,008人	1,032人
介護予防 特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	108人	108人	108人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑫福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

< 現状と課題 >

要支援について、利用者は増加傾向にあります。ただし、軽度の方については、過度なサービスが提供されることにより身体機能の低下を助長し、廃用症候群などを引き起こすおそれもあるため、利用者の自立支援の観点からの適切なサービス提供が求められます。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉用具貸与	要介護 1～5	9,917人	9,978人	9,456人
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	3,714人	4,202人	4,884人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、要介護、要支援ともに、サービス利用の増加を見込みます。

また、必要性を的確に考慮した上で福祉用具の貸与が行われるように、介護度が軽度の方に対する福祉用具貸与の確認事務等を通し、給付の適正化に向けて事業者やケアマネジャーに対する指導や支援を行います。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	要介護 1～5	10,104人	10,428人	10,680人
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	5,124人	5,280人	5,316人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑬特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

＜ 現状と課題 ＞

利用者は、要介護について減少傾向、要支援について増加傾向、全体として横ばい傾向にあります。品目としては、入浴補助用具などの購入が多くなっています。

引き続き、サービス利用希望者が安心して購入できるよう、サービス内容の周知や事業所に対する指導・支援が必要です。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	207人	177人	159人
特定介護予防福祉用具 購入費	要支援 1・2	94人	71人	101人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第7期の実績等から、第8期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。

福祉用具の購入については、購入された福祉用具が利用者の身体状況に適したものとなっているか、適正な価格となっているか等を確認し適正給付に向けて事業者やケアマネジャーに対する指導や支援を行います。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	156人	156人	156人
特定介護予防福祉用具 購入費	要支援 1・2	108人	108人	108人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑭住宅改修／住宅改修（介護予防）

< 現状と課題 >

要支援、要介護ともに、利用者は横ばい傾向にあります。手すりの取付けや段差解消などの住宅改修を行うことにより生活環境を整備することが目的ですので、サービスの利用にあたっては、利用者の今後の日常生活に対する希望を第一に考えて適切な工事を行うことが求められます。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
住宅改修	要介護 1～5	87人	74人	82人
介護予防住宅改修	要支援 1・2	59人	62人	53人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。

介護保険サービスの一つとしての適正利用を推進するため、住宅改修の工事内容が利用者の身体状況に適しているか、工事価格が適切か等を書類で点検するとともに、必要な場合には現地調査を行います。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修	要介護 1～5	84人	84人	84人
介護予防住宅改修	要支援 1・2	48人	48人	48人

人数は1月当たりの利用者数×12月

## (2) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。事業者の指定・指導権限は所在地の市町村にあり、原則としてその市町村の被保険者のみがサービスを利用できます。

○地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの一覧と事業者数 (令和2年7月末現在)

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業者数
<p>重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。</p>	0
②夜間対応型訪問介護	事業者数
<p>24時間安心して生活できるように、定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護サービスを提供するサービスです。</p>	0
③認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護	事業者数
<p>認知症の要支援・要介護認定者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。</p>	1
④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	事業者数
<p>要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。</p>	1
⑤認知症対応型共同生活介護(グループホーム)／介護予防認知症対応型共同生活介護	事業者数
<p>グループホームに入居している認知症の要支援者・要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを提供し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。</p>	6
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	事業者数
<p>定員29人以下の有料老人ホームなどの特定施設に入居している要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。</p>	0

第1章 介護サービスの見込量

<p><b>⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b></p>	<p><b>事業者数</b></p>
<p>定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入居している要介護認定者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理等のサービスを提供し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。</p>	<p>1</p>
<p><b>⑧看護小規模多機能型居宅介護</b></p>	<p><b>事業者数</b></p>
<p>要介護度が高く、医療ニーズの高い要介護者に柔軟に対応するため、同一の事業所から、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスです。</p>	<p>0</p>
<p><b>⑨地域密着型通所介護</b></p>	<p><b>事業者数</b></p>
<p>利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業で、要介護者が通いで、入浴、排せつ、食事等の介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を受けるサービスです。</p>	<p>9</p>

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

＜ 現状と課題 ＞

現在、市内に提供事業所はありませんが、避難先において利用されているサービスです。今後、利用状況やニーズを踏まえ、市内のサービス基盤の整備を検討していく必要があります。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	76人	62人	48人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

市内でのサービス事業者の参入見通しがないため、第7期の実績等から第8期についても同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	48人	48人	48人

人数は1月当たりの利用者数×12月

②認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

< 現状と課題 >

現在、市内では1事業所においてサービスが提供されています。今後、利用状況やニーズを踏まえ、市内のサービス基盤の整備を検討していく必要があります。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	2,088回	1,621回	1,682回
		172人	117人	132人
介護予防 認知症対応型通所介護	要支援 1・2	0回	0回	0回
		0人	0人	0人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、サービス利用の減少を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。一定の利用が見込まれることから、提供量と質の確保に努めます。

今後はニーズの把握に努め、単独型による事業所、社会福祉施設等への併設型事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等において行われる共用型事業所など、効率的なサービス提供方法及び整備の在り方を検討していきます。

なお、要支援者の方によるサービス利用については、過去の実績がないため、第8期期間中は見込んでおりません。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	1,549回	1,549回	1,549回
		120人	120人	120人
介護予防 認知症対応型通所介護	要支援 1・2	0回	0回	0回
		0人	0人	0人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

③小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

＜ 現状と課題 ＞

現在、1事業所においてサービスが提供されています。利用に際しては、登録制となっており、「通い」と「泊まり」、「訪問」を組み合わせるサービスにより、利用者の多様なニーズへの柔軟な対応が図られています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	332人	327人	468人
介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	0人	5人	5人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第7期の実績等から第8期については、要介護についてはサービス利用について増加傾向を見込み、要支援については同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

このサービスは、登録制で利用定員が決まっているため、利用者が定員に達した場合には、他のサービスの総合的な利用調整を図り利用希望者のニーズに対応することが求められます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	570人	576人	588人
介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	5人	5人	5人

人数は1月当たりの利用者数×12月

**④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護**

**< 現状と課題 >**

現在、市内では震災の影響により1事業所の再開が遅れておりますが、6施設においてサービスが提供されています。

また、避難先において特例的なサービス利用者がいます。今後のサービス提供については、市内のサービス基盤の復旧を支援していく必要があります。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	1,316人	1,359人	1,320人
介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援 1・2	7人	3人	0人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

**< 今後の見込み・方策 >**

第7期の実績等から、第8期については、増設の予定がある事業所があることからサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。認知症高齢者が増加している状況において、利用者本人や家族を地域で支える重要なサービスであることを踏まえ、提供量と質の確保に努めます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	1,512人	1,500人	2,088人
介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援 1・2	0人	0人	0人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

＜ 現状と課題 ＞

現在、市内に提供事業所はありませんが、避難先において利用されているサービスです。定員 29 人以下の有料老人ホームなどの特定施設に入居している要介護者に、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。

○サービスの利用状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	10 人	17 人	12 人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

市内でのサービス事業者の参入見通しがいいことから、第7期の実績等から第8期についても同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	12 人	12 人	12 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

< 現状と課題 >

市内では1事業所においてサービスが提供されています。家庭的な雰囲気と地域や家庭等との結びつきを重視したサービス提供が求められています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護1～5	245人	236人	228人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期については、増設の予定のある事業所があることからサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

施設サービスの必要性が高い方が優先的に利用できるようサービス提供の適正化を図るとともに、サービスの質の確保と向上を事業者に対して働きかけていきます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護1～5	228人	228人	564人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑦看護小規模多機能型居宅介護

＜ 現状と課題 ＞

現在、市内に提供事業所はありませんが、避難先において利用されているサービスです。現在は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せが看護小規模多機能型居宅介護として認められており、要介護度が高く医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することを支えるサービスとなっています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	0人	11人	11人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

市内でのサービス事業者の参入見通しが不明なことから、第7期の実績等から第8期についても同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	11人	11人	11人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑧地域密着型通所介護（デイサービス）

< 現状と課題 >

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業で、現在、市内では9事業所においてサービスが提供されています。本サービスについては、本人にとっては外出機会や閉じこもり予防に効果があること、また、家族にとっては介護等の負担が一時的に軽減されることなどが、多く利用される背景と考えられます。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
通所介護	要介護 1～5	22,673 回	26,162 回	25,805 回
		2,309 人	2,508 人	2,484 人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期については、提供事業所数が増えていることからサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	要介護 1～5	28,844 回	29,427 回	28,995 回
		2,784 人	2,844 人	2,808 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

### (3) 居宅介護支援／介護予防支援

○サービス内容と市内事業者数 (令和2年7月末現在)

居宅介護支援／介護予防支援	事業者数
要介護者・要支援者が居宅において日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人や家族の要望などを踏まえ、利用する居宅サービスの種類、内容等の計画（ケアプラン）を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。	18

#### < 現状と課題 >

要介護者を対象とする居宅介護支援は、現在、市内18事業所及び近隣の事業者が、要支援者を対象とする介護予防支援は地域包括支援センターが中心となってサービス提供を行っています。

居宅（介護予防）サービスの利用の増加に呼応して、ケアプラン作成件数も高い水準にあり、ケアマネジャーの不足が問題となっています。

○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護支援	要介護 1～5	16,603人	15,768人	15,228人
介護予防支援	要支援 1・2	3,975人	5,127人	6,024人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

#### < 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、要介護については同水準の、要支援については増加傾向のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

本サービスは介護保険制度の根幹をなすものと言え、ケアプランの適正化等、公正な利用がなされるよう事業者に対し指導します。

利用者の状態にあったケアプランが作成され、利用者の満足と要介護状態改善につながるよう、サービスの質の向上を目指し、ケアマネジャー対象の研修会の開催支援などに取り組みます。

○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	要介護 1～5	15,336人	15,720人	15,444人
介護予防支援	要支援 1・2	6,756人	7,008人	7,044人

人数は1月当たりの利用者数×12月

## 2 施設サービスの充実

介護保険施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

### ○介護保険施設サービスの一覧と市内の施設数

(令和2年7月末現在)

①指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	市内の施設	
	施設数	定員数
身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とした在宅介護が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等日常生活介護や療養上の世話をを行う施設サービスです。	5	365
②介護老人保健施設（老人保健施設）	市内の施設	
	施設数	定員数
症状が安定している要介護者に対し、在宅の生活への復帰を目指して看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設サービスです。	3	300
③介護療養型医療施設	市内の施設	
	施設数	定員数
急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。なお、平成29年度末に廃止される予定でしたが、介護医療院への転換等の準備期間として6年間の猶予が設けられています。	1	10
④介護医療院（平成30年度に新たに創設された施設）	市内の施設	
	施設数	定員数
介護療養型医療施設の転換先等として平成30年度から新たに創設された施設です。 慢性期の医療及び介護ニーズへの対応のため、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。	1	53

## (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

### < 現状と課題 >

現在、市内5施設によりサービスが提供されています。震災以降、避難先における被災高齢者の緊急的な入所措置等により、入所者は大きく増加しましたが、その後は同水準のサービス利用量となっています。

#### ○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護老人福祉施設	要介護 1～5	4,102人	4,291人	4,428人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

### < 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、同水準のサービス利用を見込みます。

#### ○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	要介護 (1・2) 3～5	4,428人	4,428人	4,692人

人数は1月当たりの利用者数×12月

## (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)

### < 現状と課題 >

現在、市内3施設によりサービスが提供されています。

介護老人保健施設の役割である「医療」「リハビリテーション」「在宅復帰」の一層の充実に努め、新たなニーズに応えながら、引き続き地域包括ケアに寄与することが求められています。

#### ○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護老人保健施設	要介護 1～5	3,713人	3,751人	3,720人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

### < 今後の見込み・方策 >

第8期については、休止していた1施設の再開を見込むことから、サービス利用増を見込みます。

また、介護老人保健施設の本来の機能が発揮されるよう、施設退所から在宅生活への移行を支援し、自宅に帰っても安心して暮らせるような生活支援施策の充実に努めます。また、その促進によって新たな入所やショートステイ利用等ベッドの有効活用を図ります。

#### ○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	要介護 1～5	4,128人	4,128人	4,272人

人数は1月当たりの利用者数×12月

### (3) 介護療養型医療施設

#### < 現状と課題 >

現在、市内の1医療機関によりサービスが提供されています。

本サービスについては平成29年度末での廃止が予定されていましたが、介護医療院への転換等の準備期間として6年間の猶予が設けられました。

#### ○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護療養型医療施設	要介護 1～5	129人	123人	84人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

#### < 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。本サービスについては、将来的な廃止の方針が決まっていることから、新たなサービス基盤の整備は計画せず、現在の医療機関について、介護医療院への転換等を含め、検討していくこととなります。

#### ○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	要介護 1～5	84人	84人	84人

人数は1月当たりの利用者数×12月

## (4) 介護医療院

### < 現状と課題 >

現在、市内の1医療機関によりサービスが提供されています。

本市では令和元年より本サービスが提供されおり、自宅療養介護の困難な方を受け入れています。

#### ○サービスの利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護医療院	要介護 1～5	—	419人	457人

令和2年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定  
人数は1月当たりの利用者数×12月

### < 今後の見込み・方策 >

第7期の実績等から、第8期については、同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

#### ○サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	要介護 1～5	600人	600人	600人

人数は1月当たりの利用者数×12月

## 第2章 介護保険事業費

### 1 介護サービス給付費の見込み

各サービスの見込みに基づいて給付費を算出した結果、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度（2023年度）までの本市におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになりました。

#### (1) 介護予防サービス給付費（予防給付）

介護予防サービス給付費は、3年間合計で約4億8千万円の費用を見込んでいます。

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防サービス				
① 介護予防訪問入浴介護	864	864	864	2,592
② 介護予防訪問看護	9,756	9,761	9,761	29,278
③ 介護予防訪問リハビリテーション	16,847	16,856	16,856	50,559
④ 介護予防居宅療養管理指導	2,545	2,546	2,546	7,637
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	28,857	29,394	29,394	87,645
⑥ 介護予防短期入所生活介護	12,034	13,114	13,379	38,527
⑦ 介護予防短期入所療養介護（老健）	5,509	5,868	5,868	17,245
⑧ 介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
⑨ 介護予防福祉用具貸与	33,321	34,527	34,742	102,590
⑩ 特定介護予防福祉用具購入費	3,069	3,069	3,069	9,207
⑪ 介護予防住宅改修	5,036	5,036	5,036	15,108
⑫ 介護予防特定施設入居者生活介護	9,898	9,903	9,903	29,704
⑬ 介護予防支援	30,223	31,369	31,530	93,122
介護予防サービス給付費計	157,959	162,307	162,948	483,214

## (2) 居宅サービス給付費

居宅サービス給付費は、3年間合計で約76億円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
居宅サービス				
① 訪問介護	330,114	332,352	318,553	981,019
② 訪問入浴介護	24,782	26,451	26,451	77,684
③ 訪問看護	130,197	132,145	126,780	389,122
④ 訪問リハビリテーション	35,499	35,519	35,519	106,537
⑤ 居宅療養管理指導	25,017	25,054	24,337	74,408
⑥ 通所介護	888,718	909,073	898,911	2,696,702
⑦ 通所リハビリテーション	119,378	121,469	119,444	360,291
⑧ 短期入所生活介護	235,732	239,693	242,385	717,810
⑨ 短期入所療養介護(老健)	118,236	118,302	121,930	358,468
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑪ 福祉用具貸与	149,679	154,835	158,839	463,353
⑫ 特定福祉用具購入費	7,908	7,908	7,908	23,724
⑬ 住宅改修	13,080	13,080	13,080	39,240
⑭ 特定施設入居者生活介護	210,905	216,060	220,400	647,365
⑮ 居宅介護支援	221,593	226,942	222,363	670,898
居宅サービス給付費計	2,510,838	2,558,883	2,536,900	7,606,621

### (3) 地域密着型サービス給付費

地域密着型サービス給付費は、3年間合計で約30億円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域密着型サービス				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,708	3,710	3,710	11,128
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	19,310	19,321	19,321	57,952
④ 小規模多機能型居宅介護	147,994	148,863	152,107	448,964
⑤ 認知症対応型共同生活介護	412,830	409,874	569,735	1,392,439
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	3,225	3,227	3,227	9,679
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	69,196	69,234	169,233	307,663
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	2,972	2,973	2,973	8,918
⑨ 地域密着型通所介護	253,642	258,859	254,707	767,208
地域密着型サービス計	912,877	916,061	1,175,013	3,003,951
地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	466	466	466	1,398
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス計	466	466	466	1,398
地域密着型サービス給付費計	913,343	916,527	1,175,479	3,005,349

## (4) 施設サービス給付費

施設サービス給付費は、3年間合計で約81億2千万円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護保険施設サービス				
① 介護老人福祉施設	1,234,946	1,235,632	1,311,576	3,782,154
② 介護老人保健施設	1,193,801	1,194,463	1,237,751	3,626,015
③ 介護療養型医療施設	30,722	30,739	30,739	92,200
④ 介護医療院	207,671	207,786	207,786	623,243
施設サービス給付費計	2,667,140	2,668,620	2,787,852	8,123,612

## 2 介護サービス事業費の見込み

### (1) 標準給付費見込額

第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度（2023年度）までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込みます。

○第8期各年度の標準給付費見込額

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費		6,249,280	6,306,337	6,663,179	19,218,796
給付費以外の費用	特定入所者介護サービス費等給付額	136,255	126,616	127,882	390,753
	高額介護サービス費等給付額	16,176	16,125	16,287	48,588
	高額医療合算介護サービス費等給付額	3,036	3,066	3,097	9,199
	算定対象審査支払手数料	5,837	5,895	5,954	17,686
<b>標準給付費見込額</b>		<b>6,410,584</b>	<b>6,458,039</b>	<b>6,816,399</b>	<b>19,685,022</b>

※表中の総給付費と各種介護サービス給付費の合計は、千円単位で四捨五入しているため一致しない場合があります。

※総給付費については、制度改正により、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、消費税率等の見直しを勘案した影響額を調整後の金額となっています。

※「特定入所者介護サービス費」とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

※「高額介護サービス費」とは、介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

※「高額医療合算介護サービス費」とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

※「審査支払手数料」とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

## (2) 地域支援事業費

第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度（2023年度）までについて、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費を以下のように見込みます。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費				
① 介護予防・日常生活支援総合事業費	286,303	293,355	300,615	880,273
② 包括的支援事業・任意事業費	174,852	178,167	182,065	535,084
地域支援事業費計	461,155	471,522	482,680	1,415,357

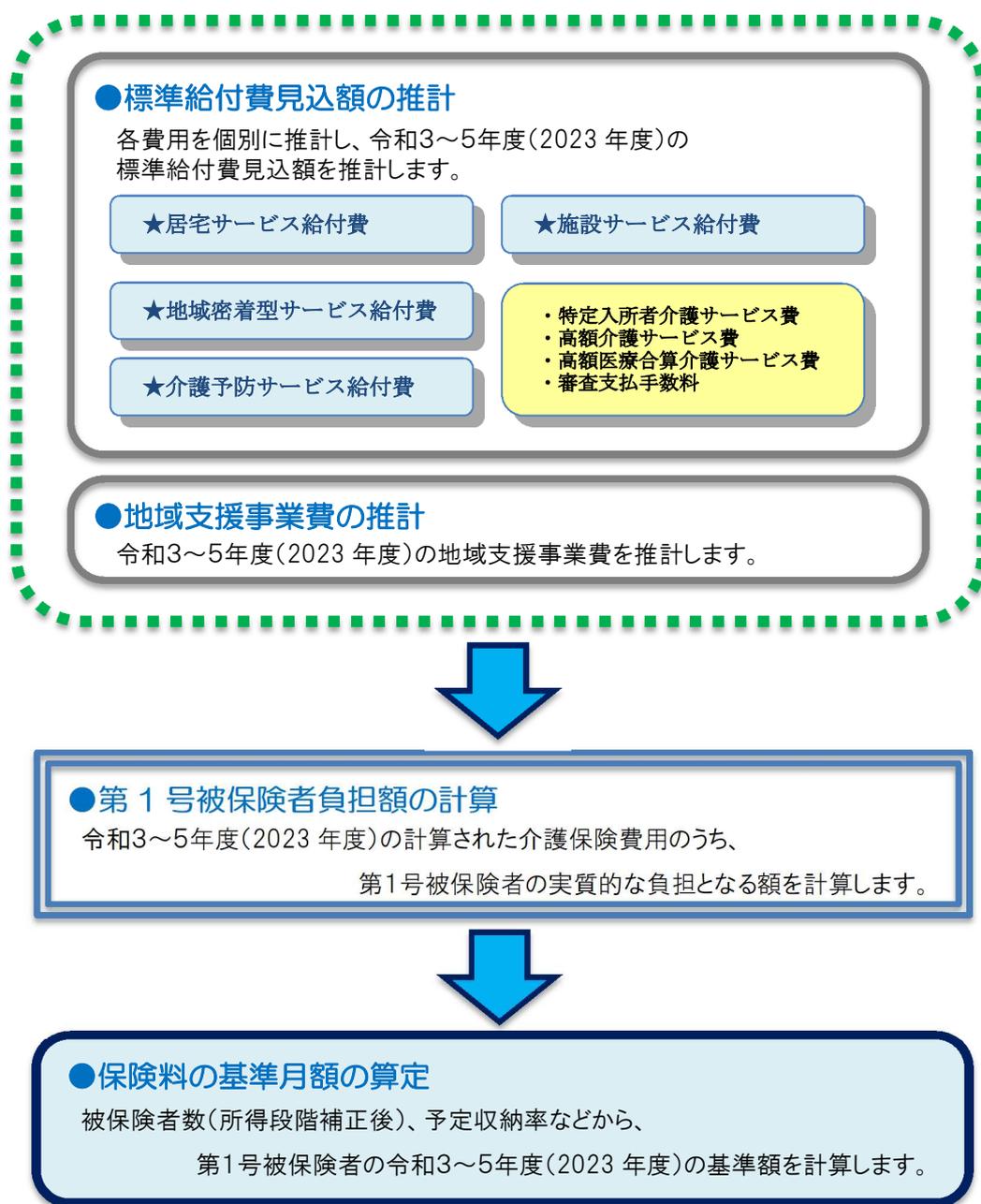
# 第Ⅳ部

## 介護保険料



# 第1章 介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、概ね以下のようになります。



保険料算出の基礎となる費用

## 第2章 第1号被保険者の保険料負担割合

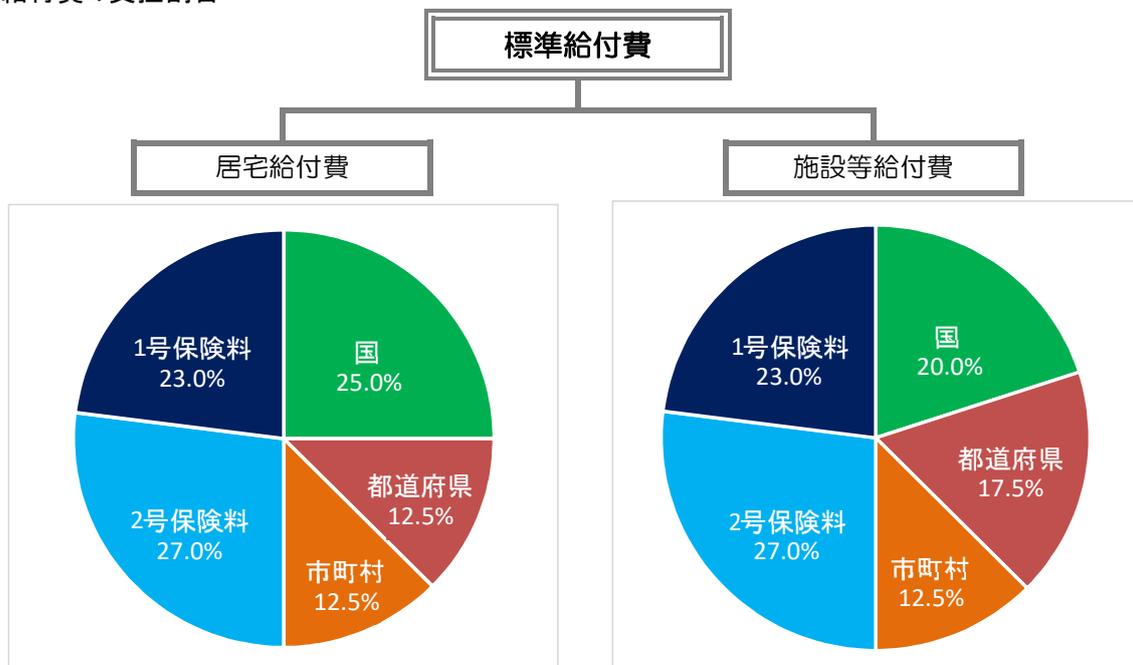
### 1 標準給付費の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担（1割から3割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

#### ○標準給付費の負担割合



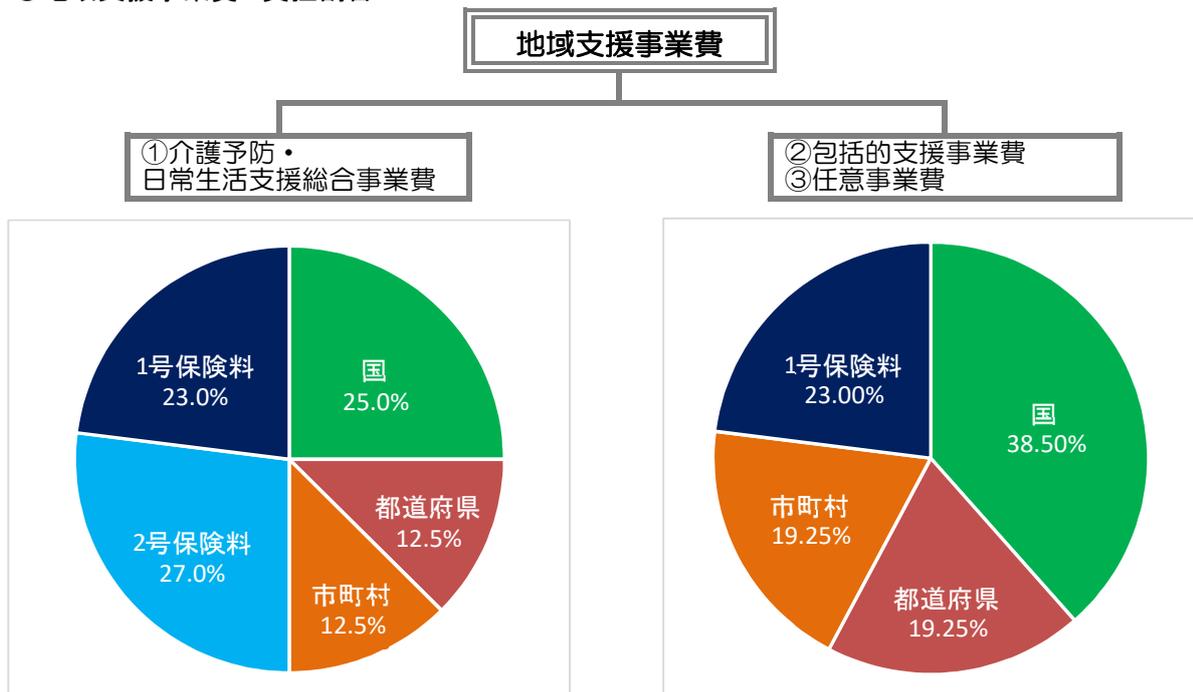
※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

## 2 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

○地域支援事業費の負担割合

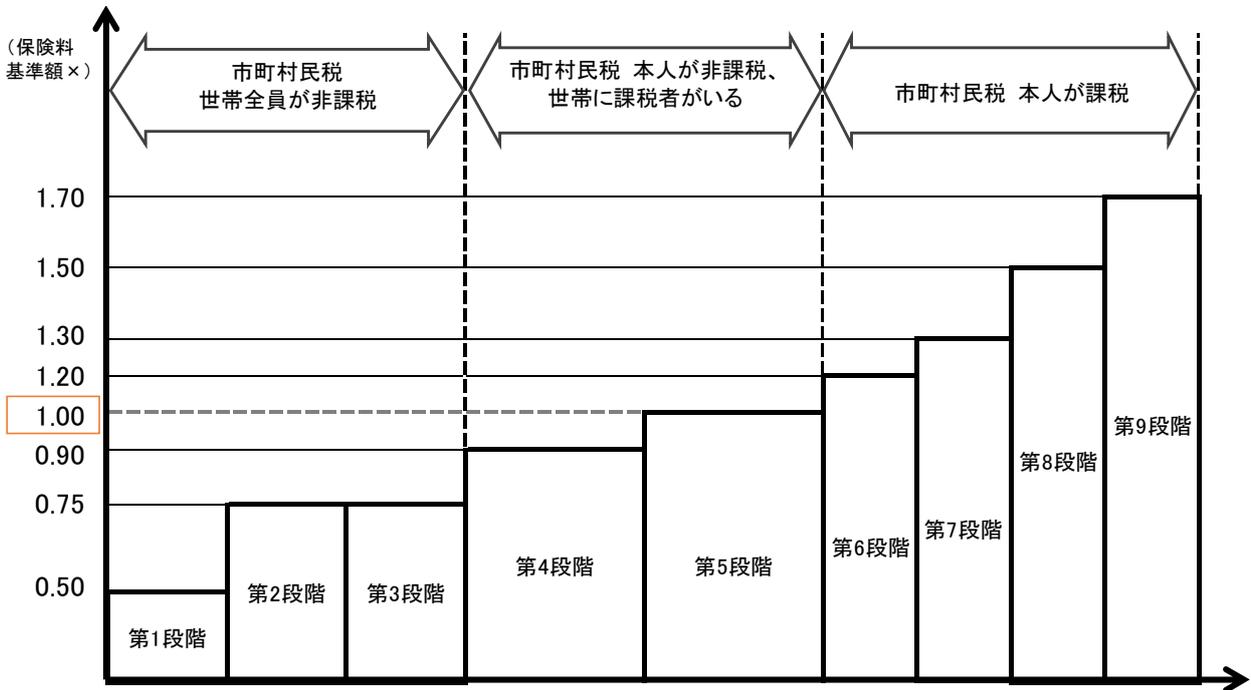


## 第3章 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号保険料については、被保険者の負担能力をきめ細かく反映して基準額乗率を設定することが重要であるとの考え方から、保険者（市）の判断によって、被保険者の年金収入や合計所得金額に応じた負担の公平性への配慮が求められています。

なお、これらの措置に必要な調整は第1号被保険者から徴収する介護保険料の中で行うこととされているため、各段階の負担額等を勘案し、本市では9段階の保険料を設定しています。

### ○保険料段階と負担軽減措置



## 第4章 保険料の算出

### 1 第8期介護保険料の算出

第8期計画期間である令和3年度から令和5年度（2023年度）までについて、本市における介護サービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

#### ○保険料の算定

(単位:円・人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	6,410,584,299	6,458,040,188	6,816,398,490	19,685,022,977
地域支援事業費 (B)	461,155,000	471,521,737	482,681,174	1,415,357,911
地域支援事業費の内、介護 予防・日常生活支援総合事 業費 (B')	286,303,000	293,354,882	300,615,724	880,273,606
第1号被保険者負担分相当 額 (C)【(A+B)×第1号被保険者 負担割合 23%】	1,580,500,039	1,593,799,243	1,678,788,323	4,853,087,604
調整交付金相当額 (D)【(A+ B')×5%】	334,844,365	337,569,754	355,850,711	1,028,264,829
調整交付金見込額 (E)【(A+ B')×(見込交付割合)】	319,442,000	302,462,000	304,608,000	926,512,000
特別調整交付金の交付見込 額(利用者負担分相当額) (F)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000
介護給付費準備基金 基金取崩額(G)				300,000,000
保険者機能強化推進交付金 等の交付見込額(H)				30,000,000
保険料収納必要額 (I)【C+D-(E+F)-G-H】				4,324,840,433
予定保険料収納率 (J)				平均収納率 94.5%
所得段階別加入割合補正後被保険者 数 (K) (第1号被保険者数)	21,612	21,552	21,443	64,607
保険料基準額(年額) (L)【I÷J÷K】				70,836円
保険料基準額(月額) (M)【L÷12】				<b>5,903円</b>

(E)「見込交付割合」R3：4.77%、R4：4.48%、R5：4.28%

試算の結果、保険料基準月額5,903円と算出されました。なお、算出にあたって、被保険者の所得等に応じた保険料段階は9段階に設定しました。

## 2 第8期の所得段階別保険料一覧

令和3年度から令和5年度（2023年度）における本市の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

### ○保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	( 対 象 者 )	基準額に 対する割合	第8期 保険料 【月額】
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の人	基準額 ×0.50 ※	2,951円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税の人 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超120万円以下)	基準額 ×0.75 ※	4,427円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税の人 (第2段階に該当しない人)	基準額 ×0.75 ※	4,427円
第4段階	○本人が市民税非課税の人 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の人)	基準額 ×0.90	5,312円
第5段階 (基準)	○本人が市民税非課税の人 (第4段階に該当しない人)	基準額 ×1.00	5,903円
第6段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円未満の人	基準額 ×1.20	7,083円
第7段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が 210万円未満の人	基準額 ×1.30	7,673円
第8段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が 320万円未満の人	基準額 ×1.50	8,854円
第9段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が 320万円以上の人	基準額 ×1.70	10,035円

※第1段階から第3段階については、消費税引き上げにかかる低所得者の保険料軽減策として、国庫負担金投入により、実際は、第1段階：基準額×0.30、第2段階：基準額×0.50、第3段階：基準額×0.70の割合となっています。

# 資料編



## 1 南相馬市地域包括ケアシステム推進会議委員名簿

	氏名	所属団体（選出区分）	備考
1	邊見 直子	相馬人権擁護委員協議会	学識経験者
2	小野田 久美子	原町方部介護支援専門員連絡協議会	関係団体の構成員
3	小泉 祐功	一般社団法人 相馬郡医師会南相馬支部	保健医療関係者
4	熊耳 隆洋	相馬歯科医師会	保健医療関係者
5	三浦 義雄	一般社団法人 福島県理学療法士会相双支部	保健医療関係者
6	久米本 江里	公益社団法人 福島県看護協会相双支部	保健医療関係者
7	佐藤 清彦	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会	福祉関係者
8	大島 紀	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会	関係団体の構成員
9	門馬 万里子	公益社団法人 認知症の人と家族の会福島県支部相双地区会	関係団体の構成員
10	但野 一博	相馬薬剤師会	保健医療関係者
11	矢吹 雄基	一般社団法人 福島県作業療法士会相双支部	保健医療関係者
12	菅原 武	社会福祉法人 南相馬福祉会	福祉関係者
13	小野田 克子	南相馬市立総合病院	保健医療関係者
14	米倉 優子	鹿島厚生病院	保健医療関係者
15	高橋 百合子	医療法人社団 青空会大町病院	保健医療関係者
16	熊谷 大	一般社団法人 福島県言語聴覚士会相双地区	保健医療関係者
17	若林 敏	南相馬市区長連絡協議会	関係団体の構成員
18	川村 裕佳里	社会福祉法人 南相馬福祉会	福祉関係者
19	星 直子	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会	福祉関係者
20	益山 公男	南相馬方部介護認定審査会	関係団体の構成員
21	阿久津 芳夫	南相馬市老人クラブ連合会	関係団体の構成員
22	丹治 恵子	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター	関係団体の構成員
23	大井 千加子	認知症キャラバンメイト	関係団体の構成員
24	坂下 昌弘	第1号被保険者	介護保険被保険者
25	中村 眞木	第2号被保険者	介護保険被保険者
26	岡田 淳一	南相馬市健康福祉部長	

## 2 計画策定経過

開催年月日		内 容
令和2年	1 月	南相馬市高齢者総合計画に係る市民アンケート調査 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 配布数 2,000 人 回答数 1,045 人 回収率 52.3% ・在宅介護実態調査 配布数 1,000 人 回答数 498 人 回収率 49.8%
	6 月 30 日	第1回南相馬市地域包括ケアシステム推進会議 議事(1)次期南相馬市高齢者総合計画の策定の概要について (2)本市の現状と課題及び現計画の実施状況について (3)市民アンケート調査の結果概要について (4)次期南相馬市高齢者総合計画の基本的な考え方について
	8 月 4 日	第1回生活支援体制整備部会 議事(1)次期計画策定に当たっての個別事業・取組の見直し等について(案) (生活支援体制整備部会関係) (2)関係機関の活動状況等の情報交換について
	8 月 18 日	第1回医療と介護の連携部会(書面会議) 議事(1)現「南相馬市高齢者総合計画」の取組について (2)次期「南相馬市高齢者総合計画」の方向性について
	8 月 20 日	第1回介護予防及び認知症支援部会 議事(1)次期計画策定に当たっての個別事業・取組の見直し等について(案) (介護予防部会関係) (2)次期計画策定に当たっての個別事業・取組の見直し等について(案) (認知症支援部会関係) (3)関係機関の活動状況等の情報交換について
	9 月 9 日	第1回介護保険部会(書面会議) 議事(1)第7期介護保険事業計画の実績について (2)第8期介護保険事業計画基本指針について
	9 月 25 日	第2回介護予防部会及び認知症支援部会(書面会議) 議事(1)次期「南相馬市高齢者総合計画」素案のうち ・第8期計画体系図について ・第Ⅱ部 施策の展開 第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進 「2 介護予防・生活支援サービス事業」(抜粋)について
	9 月 29 日	第2回介護保険部会 議事(1)第8期介護保険事業計画 第Ⅲ部 現状と課題及び今後の見込み について
	10 月 6 日	第2回南相馬市地域包括ケアシステム推進会議 議事(1)各専門部会の協議概要について (2)次期「南相馬市高齢者総合計画」素案について (3)今後のスケジュールについて

開催年月日		内 容
	10月27日	企画調整会議(南相馬市高齢者総合計画の策定に係る手続きを進める件)
	11月4日	庁議(南相馬市高齢者総合計画の策定に係る手続きを進める件)
	11月16日	小高区地域協議会報告(南相馬市高齢者総合計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施について)
	11月17日	鹿島区地域協議会報告(南相馬市高齢者総合計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施について)
	11月18日	原町区地域協議会報告(南相馬市高齢者総合計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施について)
	12月1日 ~20日	パブリックコメント
令和3年	1月21日	第3回南相馬市地域包括ケアシステム推進会議(書面会議) 議事(1)南相馬市高齢者総合計画(案)の策定について (2)第2回推進会議の提示素案からの主な変更点 (3)南相馬市高齢者総合計画(素案)パブリックコメントに寄せられた意見等の内容と市の考え方 (4)南相馬市高齢者総合計画(案)
	2月10日	企画調整会議(南相馬市高齢者総合計画を定める件)
	2月17日	庁議(南相馬市高齢者総合計画を定める件)
	3月26日	議決(南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について)

---

南相馬市高齢者総合計画  
(第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)

令和3年3月

---

発行 南相馬市

編集 南相馬市 健康福祉部 長寿福祉課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27

TEL 0244-24-5239 FAX 0244-24-5740

ホームページアドレス <http://www.city.minamisoma.lg.jp/>

---

# 南相馬市高齢者総合計画

(第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)

